

令和元年

小樽市議会会議録(5)

第4回定例会

小樽市議会

令和元年

小樽市議会第4回定例会

令和元年 12月 3日開会

令和元年 12月 23日閉会

令和元年第4回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 12月3日～12月23日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 3日（火）	提案説明等	
4日（水）	休 会	
5日（木）	〃	
6日（金）	〃	
7日（土）	〃	
8日（日）	〃	
9日（月）	会派代表質問 〔須貝・横尾 両議員〕	議会運営委員会
10日（火）	会派代表質問 〔高橋（龍）・小貫 両議員〕 質疑及び一般質問 〔小池・中村（岩雄）両議員〕	議会運営委員会
11日（水）	一般質問 〔酒井・高木・川畑・秋元・ 中村（誠吾） 各議員〕	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙） 公共施設の再編に関する調査特別委員会（選挙）
12日（木）	休 会	予算特別委員会
13日（金）	〃	予算特別委員会
14日（土）	〃	
15日（日）	〃	
16日（月）	〃	予算特別委員会
17日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
18日（水）	〃	
19日（木）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
20日（金）	〃	
21日（土）	〃	
22日（日）	〃	
23日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和元年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月3日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第33号	3
○	提案説明 市長（議1～議32）	3
○	提案説明 高野議員（議33）	5
1	日程第3 令和元年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号	6
	決算特別委員長報告	6
○	討 論 丸山議員	12
○	討 論 須貝議員	14
	採 決	14
1	日程第4 休会の決定	15
1	散 会	15

○ 12月9日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	17
1	欠席議員	17
1	出席説明員	17
1	議事参与事務局職員	18
1	開 議	19
1	会議録署名議員の指名	19
1	日程第1 議案第1号ないし議案第33号	19
○	会派代表質問 須貝議員	19
○	会派代表質問 横尾議員	32
1	散 会	47

○ 12月10日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	49
1	欠席議員	49
1	出席説明員	49
1	議事参与事務局職員	50
1	開 議	51
1	会議録署名議員の指名	51
1	日程第1 議案第1号ないし議案第33号	51
	○会派代表質問 高橋（龍）議員	51
	○会派代表質問 小貫議員	64
	○質疑及び一般質問 小池議員	82
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	86
1	散 会	88

○ 12月11日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	89
1	欠席議員	89
1	出席説明員	89
1	議事参与事務局職員	90
1	開 議	91
1	会議録署名議員の指名	91
1	日程第1 議案第1号ないし議案第33号	91
	○一般質問 酒井議員	91
	○一般質問 高木議員	97
	○一般質問 川畑議員	104
	○一般質問 秋元議員	109
	○一般質問 中村（誠吾）議員	120
	予算特別委員会設置・付託	124
	常任委員会付託	124
1	日程第2 特別委員会の設置	124
1	日程第3 陳情	124
1	日程第4 休会の決定	125
1	散 会	125

○ 12月23日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	127
1	欠席議員	127
1	出席説明員	127
1	議事参与事務局職員	128
1	開 議	129
1	会議録署名議員の指名	129
1	日程第1 議案第1号ないし議案第33号並びに陳情並びに調査	129
	予算特別委員長報告	129
	○討 論 丸山議員	132
	採 決	132
	総務常任委員長報告	133
	○討 論 酒井議員	134
	○討 論 佐々木議員	134
	採 決	135
	経済常任委員長報告	135
	○討 論 高野議員	136
	採 決	136
	厚生常任委員長報告	137
	○討 論 丸山議員	138
	採 決	138
	建設常任委員長報告	139
	○討 論 小貫議員	140
	採 決	140
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	141
	○討 論 松岩議員	142
	○討 論 高橋（龍）議員	143
	○討 論 丸山議員	143
	採 決	143
1	日程第2 議案第34号及び議案第35号	144
	○提案説明 市長（議34、議35）	144
	採 決	144
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第9号	144
	○提案説明 酒井議員（意1）	144
	○提案説明 高橋（龍）議員（意2）	145
	○討 論 中村（誠吾）議員	145
	○討 論 高野議員	146

採 決	147
1 閉 会	148

第4回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算
2	令和元年度小樽市水道事業会計補正予算
3	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
4	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
5	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案
6	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
7	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案
8	小樽市公会堂条例の一部を改正する条例案
9	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案
10	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案
11	小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
12	小樽市さくら学園条例の一部を改正する条例案
13	小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案
14	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案
15	小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
16	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案
17	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
18	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案
19	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
20	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案
21	小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案
22	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
23	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案
24	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
25	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
26	小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案
27	不動産の処分について [旧学校給食新光共同調理場等]
28	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市さくら学園]
29	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市いなきた児童館]
30	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市塩谷児童センター]
31	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場]
32	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市総合体育館]
33	小樽市非核港湾条例案
34	小樽市公平委員会委員の選任について
35	人権擁護委員候補者の推薦について

○意見書案

1	「再編統合」対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書（案）
2	日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書（案）
3	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置の見直し検討」を求める意見書（案）
4	授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書（案）
5	災害救助法の見直しを求める意見書（案）
6	「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）
7	スマート農業など最先端新技術の導入推進を求める意見書（案）
8	豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書（案）
9	令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書（案）

○陳情

7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中に津波・災害避難路及びシェルターの整備方について
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

須貝議員（自由民主党）（12月9日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 まちづくりについて
 - (1) 公共施設再編素案について
 - ア スケジュールと決定のプロセスについて
 - イ 市民意見交換会の準備・進め方について
 - ウ 各施設プランについて
 - (2) コンパクトシティについて
 - ア コンパクトシティに対する本市の見解
 - イ 立地適正化計画作成に関して
- 2 港湾・経済について
 - (1) 小樽港の基本的な戦略について
 - ア 国際戦略について
 - イ JR貨物代替輸送について
 - (2) 法定外目的税について
 - (3) 外国人労働者について
- 3 教育・安心安全について
 - (1) 教育関連
 - ア 携帯電話について
 - イ 子供の居場所づくりについて
 - ウ 不登校について
 - (2) 安心安全・防災について
 - ア 小樽市のハザードマップについて
 - イ JR、バスの津波避難ルートについて
 - ウ 朝里ダムの貯水について
 - エ 市立病院BCP（事業継続計画）について
 - オ 海岸線の警備について
- 4 その他

横尾議員（公明党）（12月9日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 財政問題について
 - (1) 予算編成方針について
 - (2) 使用料及び手数料の改定について
- 2 人口減少対策について
 - (1) 子育て世代の意見を聞く機会について
 - (2) ベッドタウン化と公共交通サービスについて
 - (3) 子育て世代への防災対策について
 - (4) 人口減少に対応した取組について

- 3 公共施設再編について
 - (1) 公共施設再編素案について
 - (2) 市民意見交換会について
 - (3) 公共施設の有効活用と機能について
 - (4) 長寿命化計画について
- 4 肺がん検診について
- 5 その他

高橋（龍）議員（立憲・市民連合）（12月10日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地域福祉計画について
- 2 野外彫刻等について
- 3 公共施設再編について
- 4 観光に関連して
 - (1) DMOについて
 - (2) 日本遺産について
- 5 その他

小貫議員（日本共産党）（12月10日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 小樽市財政について
 - (1) 石狩湾新港
 - (2) 新幹線札幌延伸
 - (3) 地方交付税
 - (4) 手数料・使用料の値上げ
- 2 くらし応援の市政へ
 - (1) 子育て世代への支援
 - (2) 市民要望について
- 3 公共施設の再編
 - (1) 公共施設再編計画
 - (2) 市営室内水泳プールの建設
- 4 その他

○質疑及び一般質問

小池議員（無所属）（12月10日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 公共施設再編素案について
- 2 除排雪について
- 3 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（12月10日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽市のこれからの子ども・子育てについて
- 2 その他

○一般質問

酒井議員（日本共産党）（12月11日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 幼保「無償化」負担増解消を
- 2 保育士の処遇改善を
- 3 避難所開設訓練について
- 4 外国人観光者について
- 5 その他

高木議員（自由民主党）（12月11日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 都市計画マスタープランについて
- 2 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について
- 3 空き家対策について
- 4 観光税導入について
- 5 ふれあいパスについて
- 6 バス運賃について
- 7 その他

川畑議員（日本共産党）（12月11日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市道のごみとトンネル電灯の対策について
- 2 高齢難聴者に対する補聴器購入補助について
- 3 コンビニ塩谷店閉店に伴う地域対策について
- 4 その他

秋元議員（公明党）（12月11日4番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 マイナンバーカードについて
- 2 社会体育施設について
- 3 塚町本通りの周辺整備について
- 4 小樽市の文化財と歴史的建造物の保存について
- 5 その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（12月11日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 人材育成について
- 2 事務改善について
- 3 その他

令和元年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和元年12月3日

出席議員 (25名)

1番 横 尾 英 司	2番 松 田 優 子
3番 小 池 二 郎	4番 中 村 岩 雄
5番 面 野 大 輔	6番 高 橋 龍
7番 丸 山 晴 美	8番 酒 井 隆 裕
9番 秋 元 智 憲	10番 千 葉 美 幸
11番 高 橋 克 幸	12番 松 岩 一 輝
13番 高 木 紀 和	14番 須 貝 修 行
15番 中 村 吉 宏	16番 中 村 誠 吾
17番 佐々木 秩	18番 林 下 孤 芳
19番 高 野 さくら	20番 小 貫 元 進
21番 川 畑 正 美	22番 濱 本 進
23番 山 田 雅 敏	24番 鈴 木 喜 明
25番 前 田 清 貴	

欠席議員 (0名)

出席説明員

市 長 迫 俊 哉	教 育 長 林 秀 樹
監 査 委 員 小 林 優	副 市 長 小 山 秀 昭
病 院 局 長 並 木 昭 義	水 道 局 長 加 賀 英 幸
総 務 部 長 日 栄 聡	財 政 部 長 前 田 孝 一
産 業 港 湾 部 長 上 石 明	産 業 港 湾 部 長 佐 藤 文 俊
生 活 環 境 部 長 阿 部 一 博	港 湾 担 当 部 長 相 庭 孝 昭
福 祉 部 長 勝 山 貴 之	医 療 保 険 部 長 貞 本 晃 一
建 設 部 長 西 島 圭 二	保 健 所 長 土 田 和 豊
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 長 金 子 文 夫	消 防 長 森 貴 仁
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 長 事 務 部 長 林 昭 雄	教 育 部 長 荒 木 逞
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 長 事 務 部 長 企 画 政 策 室 長 津 田 義 久	監 査 委 員 局 長 笹 田 泰 生
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 長 事 務 部 長 企 画 政 策 室 長 津 田 義 久	財 政 部 財 政 課 長 笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	柴田真紀
書記	北岡尚
書記	河崎仁美

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和元年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高木紀和議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月23日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第33号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第32号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和元年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

本年も残すところ、あと一月ほどとなりました。本年は、我が国において、平成から令和へと元号が変わり、新たな時代の幕開けとなる節目の年となりました。

本市におきましても、この新たな時代にふさわしく、このたび、今後のまちづくりの指針として、本年度から令和10年度までの10年間を計画期間とする第7次総合計画を策定したところであります。人口減少や少子高齢化など、本市の抱える様々な課題の解決に向けて、この計画に基づき、私の公約である「備え」にしっかり取り組みながら、本市の強みを生かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりを着実に進め、市民の皆さんがこれからの新たな時代を安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

一方で、本市財政は依然として厳しい状況にあることから、引き続き財源の確保に努め、選択と集中の視点を持って、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えているところであります。そのためには、職員と力を合わせるのももちろんのこと、小樽市自治基本条例の理念に基づき、市民の皆さん、議員の皆さんとの協働によるまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の令和元年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第1号の一般会計補正予算の主なものといたしましては、国内外観光客の通信利便性の向上を図るため、公衆無線LAN設備の整備について費用の一部を助成する、堺町通り商店街公衆無線LAN延長整備事業費補助金や、銭函地区において地域密着型サービス事業所を新たに開設する事業者に対し準備経費の一部を助成する、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を計上するほか、観光税導入の検討や港湾計画改訂に向けた検討に当たり、所要の経費を計上いたしました。

また、風疹の追加的対策として、抗体検査の無料クーポン券を対象者に発送するため、感染症等予防対策費を増額し、後期高齢者医療に係る療養給付費について、前年度の本市負担額の確定に伴い、後期高齢者医療費を増額するほか、申請件数・受診件数の増加に伴い、未熟児養育医療事業費、各種がん検診費を増額いたしました。

そのほかでは、地籍調査事業につきまして、事業の進捗状況を踏まえ、当初予定していた調査を延期することから所要の事業費を減額し、また、歳入において、学校給食新光共同調理場の跡地等の売却に伴い、土地売却収入を計上いたしました。これらに対する財源といたしましては、国・道支出金、寄附金を計上し、財政調整基金繰入金を減額いたしました。

債務負担行為につきましては、国立小樽海上技術学校の存続のため、移転先として、来年3月で閉校となる小樽商業高等学校の敷地・建物の取得費用を計上するほか、港湾計画検討業務委託料、（仮称）消防署手宮支署建設事業費、臨時市道整備事業費、スクールバス運行経費、水泳教室開催経費について計上いたしました。また、指定管理者による管理代行業務等につきましては、さくら学園や総合体育館など4件について、債務負担行為により計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は1億790万円の増となり、財政規模は593億5,919万7,000円となりました。

議案第2号の水道事業会計補正予算につきましては、工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費について、債務負担行為により計上いたしました。

続きまして、議案第3号から議案第32号までについて説明申し上げます。

議案第3号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び扶養手当について改定するとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第4号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、保健所関係手数料、税関係手数料及び建築証明手数料を改定するものであります。

議案第5号特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、産業廃棄物処分事業特別会計を廃止するものであります。

議案第6号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものであります。

議案第7号市民会館条例の一部を改正する条例案につきましては、市民会館のホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号公会堂条例の一部を改正する条例案につきましては、公会堂のホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、市民センターのホール等の利用に係る利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号銭函市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、銭函市民センターの集会室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第11号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案につきましては、コミュニティセンターの集会室及び調理実習室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号さくら学園条例の一部を改正する条例案につきましては、さくら学園の定員を変更するものであります。

議案第13号勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労青少年ホームの軽運動場及び調理室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号勤労女性センター条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労女性センターの講習室等の使用料を改定するものであります。

議案第15号化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案につきましては、死亡獣畜取扱場

設置許可等の申請手数料を改定するものであります。

議案第16号墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案につきましては、火葬場の火葬炉及び控室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、破碎業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査の手数を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第18号おたる自然の村条例の一部を改正する条例案につきましては、おたる自然の村の農林漁業体験実習館の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第19号公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、公設青果地方卸売市場の冷蔵庫使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第20号観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案につきましては、観光物産プラザの多目的ギャラリー及び中庭の利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第21号道路占用条例の一部を改正する条例案につきましては、第1種電柱等の道路占用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第22号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、運動場及び野球場の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、駅横駐車場の利用料金設定基準を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第24号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、船舶給水施設及び指定保税地域蔵置の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、豊倉小学校を廃止するとともに、松ヶ枝中学校の位置の変更をするものであります。

議案第26号生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案につきましては、生涯学習プラザのホール等の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号不動産の処分につきましては、旧学校給食新光共同調理場等の土地及び建物を売却処分するものであります。

議案第28号から議案第32号につきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。さくら学園につきましては引き続き社会福祉法人後志報恩会を、いなきた児童館及び塩谷児童センターにつきましては引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては引き続き小樽駅前ビル株式会社を、総合体育館につきましては小樽スポーツ協会・シンコースポーツコンソーシアムをそれぞれ指定するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第33号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

(19番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○19番（高野さくら議員） 提出者を代表して、議案第33号小樽市非核港湾条例案について、提案理由を説明します。

小樽市議会では核兵器の廃絶、使用禁止、また、非核三原則が完全に実施されることを願って、1982

年6月28日に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。この宣言から37年経過しましたが、核兵器は今なお地球上に存在しています。核兵器の存在をなくし、二度と核兵器による被害が起きないように、2017年7月には、国連会議において国連加盟国の63%に当たる122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。この条約は、長い間被爆者を先頭とした核兵器のない世界を目指す運動が大きな成果として実りました。

そして、核兵器禁止条約が採択されてわずか2年の間に世界中で平和を願う声が広がって、先月25日には、新たにカリブ海にあるアンティグア・バーブーダが批准書を国連事務総長に寄託して核兵器禁止条約が批准する国は34カ国になりました。残り16カ国が批准すれば核兵器禁止条約が発効できる情勢となっています。

先月24日には、ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇が長崎、広島、東京を訪れて核兵器についてメッセージを発信しました。教皇は、軍備拡張競争はテロ行為と指摘。戦争のための核兵器使用は犯罪者以外の何ものでもないと批判しました。また、世界の政治指導者に特に強調したのが、核兵器による抑止力論の誤りです。「核兵器は、今日の国際的または国家の安全保障への脅威に関して私たちを守ってくれるものではない」「紛争の正当な解決策として、核戦争の正当な解決策として、核戦争の脅威をちらつかせながら、どうして平和を提案できるでしょうか」と指摘しました。その上で、「核兵器禁止条約を含めた国際的な法的原則にのっとり、たゆむことなく、迅速に行動し、訴える」と語りました。

しかし、菅官房長官は記者会見で核兵器禁止条約について、「核を含めた米国の抑止力を維持・強化していくことが現実的で適切な考え方」と語り、教皇と会談した安倍首相も「核兵器国と非核兵器国の橋渡しに努める」と述べており、日本政府も含め、核保有国は条約を批准する動きが見られません。また、核兵器搭載可能な艦船の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在や在日米軍の再編がさらに強化される動きがある中で、小樽港の米国艦船の寄港は今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めるものです。

小樽市の平和の営みが世界の平和に通じる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるためにも、本条例案の制定を呼びかけるものです。

以上、各会派、議員の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「令和元年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は、次のとおりであります。

令和元年第3回定例会議案第7号平成30年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてに関する質疑といたしましては、平成30年度の移住促進事業経費が29年度と比較して約25万円増加している主な理由は、新たなパンフレットを2,000部作成したためだというのが、今回作成したパンフレットを見ると、移住者の声などの情報はふえているものの、以前のパンフレットには掲載されていた仕事や住まいなどの情報が掲載されていない。仕事や住まいの情報は、他市の移住のパンフレットには必ず掲載されている情報だが、新たにパンフレットを作成するに当たり、それらの情報を掲載しなかったのはなぜか。

また、移住に関するパンフレットの作成に当たっては、小樽の魅力や仕事、住環境などの情報をきちんと載せるべきであり、小樽の生活がよりリアルにわかるような工夫をしてほしいと思うがどうか。

北海道胆振東部地震による停電への対応について、市は、北海道電力小樽支店に対し移動電源車の配置要請を行ったが、北海道全域での停電であったとの理由により要請どおり配置されなかったという。北海道電力が保有する移動電源車の配置の判断は同社が行うため、必ずしも本市の要請どおりにはならないが、例えば北海道総合通信局では、地方公共団体に無償で移動電源車の貸与を行っており、貸与が可能であれば、本市が配置場所を定められる移動電源車として活用できると思うが、今後の停電対策として活用する考えはないか。

また、台風により大規模な停電が発生した千葉県では、市が移動電源車を要請できることを知らなかったり、緊急度合いに応じて優先順位をつける電力トリアージが行われていなかったために、移動電源車が余っていたり、必要な場所に配置できなかったという状況が発生したことに鑑みると、本市でも同様のことが起きないように地域防災計画にしっかりと記載するなど、引き続き停電対策に取り組んでほしいと思うがどうか。

東京事務所について、事務所長と企業誘致推進員は、多岐にわたる重要なミッションを背負いながらも最小限の経費で業務を遂行しており、今後も財源不足の本市にとっては中央諸官庁から情報を収集することが大変重要であると考えるが、森井前市長時代には、情報収集のアンテナが折れていたことによる情報不足と、人脈ネットワークの構築不足による判断間違いが非常に多かったことを踏まえると、情報収集に当たっている中央諸官庁との連絡を密に行い、本市行政の円滑な運営に寄与する取り組みに尽力してほしいと思うがどうか。

平成30年度一般会計歳入の一般財源は、市税が39.3%、地方交付税が45.5%と、ほとんどを市税と地方交付税で占めている状況の中、平成26年度と比較して市税収入は横ばいで推移している一方、地方交付税は減少しており、今後も本市の人口減少に伴い交付額の減少が想定されるが、市は今後、歳入が減少した場合の財源対策について、何か具体的に検討しているのか。

小樽市教育振興資金基金、小樽市緑化事業資金基金、小樽市地域経済活性化等推進資金基金などの資金基金は、今後も継続していく必要がある事業に充当されているというが、市が何かしらの対策を打ち、基金残高を少しでも増やすように取り組まなければ、いずれは基金が枯渇し、一般会計からの単費での支出が迫られることになるのではないか。

また、市民にとっては見慣れない資金基金もあることから、寄附金を財源としている資金基金については、市が寄附金を募るに当たって、資金基金の内容や用途について理解してもらえるような情報発信を行うなど、寄附金の集め方を工夫してほしいと思うがどうか。

市税等の収納率について、平成30年度決算では過去5年間と比較して収納率の上昇傾向が見てとれるが、市はどのような取り組みによってその成果が得られたと考えているのか。

また、収納率向上のために地方税回収機構などの新たな手法を市は検討しているのか。

本市では就学援助の費目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目を入れていないが、国による交付税措置の対象となった2014年度以降、この3費目を就学援助の費目に入れることについての議論は行ってこなかったのか。

道内10万人都市で就学援助の費目にこの3費目を入れていないのは本市を含め3市しかなく、そもそも学校教育法では、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、市町村が必要な援助を行わなければならないとされているのだから、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3費目を就学援助の費目に入れることについて検討してほしいと思うがどうか。

市教委が開催する食に関する研修講座の参加者は、平成30年度が12名であったところ、平成31年度は研修プログラムの研修項目に載せた上で、校長会議で参加の呼びかけを行った結果31名となったという。

しかし、受講対象者が市内小・中学校の教職員約600名であることに鑑みると少ないと感じるが、このことについて市教委はどのように認識しているのか。

また、市内の小・中学校における食物アレルギーを持つ児童・生徒に対しては、平成27年2月から二通りの食物アレルギー対応を行っており、これまでは事故は生じていないというが、食物アレルギーについての研修を毎年実施するなど、市教委には食に関する研修講座への参加者が増加するようしっかり取り組んでほしいと思うがどうか。

本市の人口1人当たりの教育費が道内主要10市中最下位であったことについて、市教委は、他市では小・中学校の建設費を含めているなど集計の方法が違うためであり、共通の費用のみで試算してみたところ、本市の教育費は他市と比べ必ずしも低くないという。

しかし、教育現場は十分な教育費が投入されているという実感はなく、教育現場と市教委の考えにギャップがあると思われるが、このことについて市教委はどのように考えているのか。

また、本市の教育費が他市と比べて低くないというのであれば、具体的な数字を示した上で、本市への移住を希望される方などに対し、本市は教育に力を入れているということをアピールしていくべきと思うがどうか。

小樽市小・中学生のための札幌コンサートを開催について、小・中学生のための芸術鑑賞会として、小学校5年生と6年生、中学校の全学年を対象に、市民会館で札幌交響楽団の演奏を聞く機会を設けており、平成30年度は小学校13校692名が参加したという。市民会館の収容規模から考えると、約500席の空席が生じたことになるが、200万円以上もの経費をかけて開催していることに鑑みると、1席でも空席を出してしまうのはもったいないことから、例えば空席が生じた際には保護者に参加してもらうなど、市民の芸術鑑賞の機会として役立ててほしいと思うがどうか。

森井前市長が任期途中で辞職したことにより、これまで同時に執行していた小樽市長選挙と小樽市議会議員選挙を別々に執行せざるを得ない状況になり、結果として合計で約1億2,500万円と、大変大きい経費がかかってしまったという。通常は二つの選挙を単独で執行するよりも、同時に執行したほうが共通経費が生じることにより経費を削減できると思われるが、同時に選挙を執行した場合の共通経費にはどのようなものがあるのか。

本市の平成30年度決算における補助金や交付金を除いた企業誘致に係る経費は約236万円である一方、石狩市の企業誘致に係る経費は約490万円と本市の2倍であるのに加え、北海道電力株式会社や京セラコミュニケーションシステム株式会社などの企業と連携協定を結んでいるなど企業誘致に力を入れているという。他市と比較して金額でも規模でも負けている現状では、他市とは違う戦略を構築する必要がある、その中でも最も重要なことは情報収集力であると考えているが、市はこのことについてどのような認識を持っているのか。

地場産品導入促進事業は、小学校6年生が卒業記念硝子製作体験を行い、体験を通じて地場産業に対する理解を深めてもらうことにより、地元への愛着心の醸成や将来的な後継者の育成を図ることなどを目的とした事業であるが、平成30年度は799人が体験し、その体験率は98.6%と、ほとんどの小学生が体験しており、地場産品を市民の日常生活に溶け込ませようという事業開始当初の目的は大きく前進していると考えている。

一方、本事業に対して製作体験を実施した工房からは、「本市ならではのよい事業だと思う」「グラスを作って終わりではなく、この事業をきっかけとしていろいろと広げていく必要があるのではないか」

などの意見もあり、小樽をPRするためにも本事業を活用できると考えられることから、子育て施策や移住促進のために本事業を宣伝するなど、本事業の強みを市全体で多方面に活用してほしいと思うがどうか。

合同墓については、平成24年から供用開始し、当初は年間60体の埋葬で50年間供用できる見通しを立てていたということだが、平成30年度には357体もの遺骨が埋葬されたことに鑑みると、市が想定していたよりも合同墓の需要が高まっていると思うがどうか。

また、市はこのまま例年のような件数で埋葬の受け入れを続けると、令和3年度中には受け入れ可能容量に達するため、それまでに合同墓の拡張を検討しているというが、今後もさらに合同墓の需要が増す可能性が高いと考えられることから、合同墓の拡張に関しては適切な時期に対応してほしいと思うがどうか。

女性相談室では、女性が抱える様々な問題に対する相談に応じており、平成30年度は延べ137件の相談があり、近年の相談内容はDVに関する相談を初め、夫婦や家庭に関する相談が特に多い傾向にあるという。例えばDV被害で相談に来た方は、DV被害以外にも児童虐待やネグレクトなど、関連する問題を抱えている可能性もあると考えられるが、その場合、市は相談者のプライバシーに配慮しつつ内部で情報共有し、万一のことがないようセーフティネットとしての役割をしっかりと果たしているのか。

一方、他自治体では、行政間の連携がうまくいっていなかったがゆえに、目を覆いたくなるような事件につながった事例があることに鑑みると、市には、相談者本人や地域住民が異変に気づき相談に来ていたにもかかわらず、事件を未然に防止できなかったということがないように、適切な対応に努めてほしいと思うがどうか。

不法投棄等対策経費について、過去5年間の推移を見ると増加傾向にあり、市内で不法投棄が行われそうな場所を重点的にパトロールしている嘱託員の人件費がその大半であるとのことだが、従前からパトロールを続けているにもかかわらず一向に不法投棄の件数が減らないことについて、市はどのように考えているのか。

また、パトロールの効果についてはどの程度あると認識しているのか。

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての援助を受けたい依頼会員と子育ての援助を提供する提供会員をマッチングし、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の援助活動事業であり、平成30年度末の会員数は提供会員のほうが少ない状況だったという。そのような状況の中で、相性などの事情によって提供会員を変えてほしいと依頼会員から要望もあったというが、そうした要望に対応し切れているのか懸念されるがどうか。

また、提供会員は会員として登録される前に養成講習会を受講しているというが、それだけで子供の預かり時における事故の心配がなくなるわけではないことから、今後は提供会員の研修を充実させてほしいと思うがどうか。

一方、依頼会員からは制度に関する苦情はなかったというが、要望があった部分についてはしっかりとフィードバックすることで、制度の充実と利用者の拡大につなげてほしいと思うがどうか。

小樽市特定空家等住宅除却費助成制度は、周辺に被害を与えるおそれがある特定空家等で、かつ危険度や緊急度が高い不良住宅の除却費用の一部を助成する制度であり、平成30年度は申請のあった16件のうち6件を助成対象外と決定したというが、市はどのような理由で助成対象外としたのか。

一方、空き家の除却費用を捻出できず悩みを抱えていた市民からは、本制度で除却費用を一部でも助成してもらえたことを喜ぶ声も聞かれることから、市は空き家がふえるばかりで減らない現状を念頭に置き、より制度を拡大できるよう努めてほしいと思うがどうか。

道路橋りょう維持費及び除雪費について、平成30年度決算においては合計16億円を超える費用を支出しているとのことだが、当該費用は同じ道路維持業務にかかる費用であるものの、夏と冬を分けて契約しており、それぞれに諸経費がかかっている状況である。

しかし、札幌市などのように通年で道路維持業務を発注すれば、経費率が下がることはもちろんのこと、契約業者も通年で道路を監視することにより道路に愛着が湧き、さらには市民にも道路を維持してくれる事業者がわかりやすくなることから、市には、札幌市などのような道路維持業務の通年契約について検討してほしいと思うがどうか。

歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金は、歴史的建造物の外観を保全するための行為等に要する経費等に対して、所有者の負担を軽減するための助成制度であり、その予算額は、各歴史的建造物の所有者から、助成金を利用して修繕する見込みがあるかどうか意向を把握した上で予算編成しているという。

しかし、過去の決算を見ると助成金が利用されず事業費を残している傾向にあり、市が歴史的建造物を保全していくという考えに立つのであれば、保全が進められるよう助成金の利用を政策的に誘導していく必要があることから、予算編成の方法を見直す必要があると思うがどうか。

旧寿原邸改修事業費について、市は旧寿原邸をお試し移住施設として活用するため、水道や電気設備、畳の更新、火災報知器の設置など、安全対策と快適性の向上のために内装を改修したというが、実際にお試し移住施設として運営するに当たっての滞在期間や費用、事業プログラム等のメニューや参加人数の目標などはどのように設定する考えなのか。

また、市がお試し移住施設として運営するに当たっては、市民や市職員が実際に施設の利用体験をすることで、移住を呼びかけるために不足していることなど、細やかな気付きを得られる可能性があることから、事前の顧客体験というものが非常に重要だと考えるがどうか。

公園費について、平成30年度は29年度と比較して約3,000万円支出が多く、その主な理由は隔年で実施している公園のバリアフリー更新事業を実施したためだというが、具体的にどの公園で、どのようなバリアフリーの整備をしたのか。

また、平成30年度は市内6カ所の公園で滑り台や健康遊具などの老朽化した遊具の更新を行ったというが、更新に当たり市民の意見は反映されているのか。

次に、その他の各議案に関する質疑といたしましては、平成30年度港湾整備事業特別会計について、歳出総額が平成29年度に比べて約10億円拡大したというが、主な理由は老朽化により解体した既存上屋の代替機能として、中央ふ頭5番岸壁の後背地に上屋を建設したほか、ひき船の老朽化に伴い後継船の建造に着手したことだという。今後、新築上屋の全ての面積が使用された場合には、単年度で最大約1,200万円の使用料収入が見込めるというが、この約1,200万円が継続収入となるよう企業に対して利用の働きかけをしてほしいと思うがどうか。

また、ひき船使用料については単年度収支で約500万円の赤字を見込んでいるというが、ひき船の使用回数がふえればふえるほど使用料収入も増えることから、小樽港を有効活用してもらえるよう、港湾室一丸となって取り組んでほしいと思うがどうか。

平成30年度港湾整備事業特別会計決算は9,425万6,830円の赤字となったが、その主な原因の一つとして、多目的荷役機械の故障に伴う補修費が挙げられるという。多目的荷役機械の保守点検に当たっては、月例点検と年次点検を行った委託業者からの点検報告を産業港湾部では担当課長までしか確認していないというが、故障した場合には多額の補修費が発生することに鑑みると、担当課長までのチェック体制では故障に関する責任が取れるのか疑問であり、大きな問題だと思うがどうか。

また、今回の多目的荷役機械の故障は、老朽化というハード面の問題を隠れみのにしたソフト面の問題であり、ヒューマンエラーの側面が大きく、ルーチン化した作業の慣れからくる油断や見落としなどにより同様の故障が発生しないようにするためには、点検方法の見直しなど、故障に備えた自主防衛をどのように行うかが重要だと思うがどうか。

平成30年度国民健康保険事業特別会計決算について、約8,000万円もの剰余金が発生しており、この剰余金を国民健康保険事業運営基金に積み立てると基金残高は5億円を超えることになるが、市は貯めた基金を何に活用しようと考えているのか。

現在、1人当たりの国民健康保険料は協会けんぽと比べても高い状況にあり、子育て世代などでは、保険料の格差が2倍にも広がっている状況がある中、市長が子育て支援をうたうのであれば、市は基金を活用し、18歳未満の子供の均等割額を一部でも減免することや、国保加入者全体の保険料の引き下げについても今後検討してほしいと思うがどうか。

平成30年度住宅事業特別会計決算について、当初予算計上時には、一般会計からの繰入金として1,682万2,000円が計上されていたにもかかわらず、決算時にはその繰入金がゼロ円となった理由は何なのか。

また、平成25年度からの5年間における一般会計からの繰入金を見ると、各年度とも予算額と決算額に3,000万円以上の差額が生じているが、毎年度多額の差額が生じるような予算編成では、問題があるのではないか。

市営住宅について、平成30年度の募集戸数276戸に対し応募は695件あり、単純計算で419名の方が入居できなかったとのことだが、一方で市営住宅に入居している収入超過世帯と高額所得世帯は平成31年度当初で合計196世帯とのことであり、ここ数年大きく変化はないという。今後は、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画において将来的に管理戸数が減り、これまで以上に入居が厳しくなることに鑑みれば、公営住宅法第1条において、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸すると法の目的が規定されていることから、市は本来入居すべき方がしっかり入居できるよう、収入超過世帯及び高額所得世帯の方に対し法の趣旨をしっかりと説明した上、早い段階で退去していただくよう努めてほしいと思うがどうか。

介護保険事業特別会計について、直近5年間を見ると介護給付費準備基金の残高は毎年増加しており、平成30年度決算では3億円を超える額を基金に積み立てている。一方で、本市の第7期介護保険料は全道平均よりも高く、市は30年度の第1段階から第4段階までの保険料を第6期並みに引き下げた場合、3,900万円程度が必要だったというが、その程度の金額であれば、引き下げを行ってもまだ2億円以上を基金に積み立てられたことになるのだから、保険料を引き下げるべきだと思うがどうか。

認知症の高齢者が在宅生活を送るための支援体制の整備を図ることを目的として、はいかい高齢者位置検索システムの導入に必要な経費の一部を助成する、はいかい高齢者位置情報検索システム導入経費助成事業の新規申請件数は過去5年間ないというが、この結果について市はどのような見解を持っているのか。

また、介護保険のサービスを利用せずに重度の要介護者を同居して介護している家族の方に日常の介護に対する慰労として年額10万円の慰労金を支給する事業である家族介護慰労金支給事業の平成30年度の利用者は1名となっており、1名という支給者数の少なさを見る限り、この事業が市民ニーズに沿った事業なのか疑問に感じるが、市はこの利用実績に対してどのような見解を持っているのか。

これらの事業を含め、市が事業を行うに当たっては、事業の廃止や見直しも含め、市民が納得できるよう外部評価の手法を取り入れることや、市の職員が事業の目的や目標をしっかりと定め、市民が評価できるような指針を決めることなどが重要だと思うがどうか。

水道事業会計について、近年の経営指標を見ると、経常利益については約5億円で推移しているなど順調な経営に見える一方、水道施設は老朽化しており、水道料金を下げる議論をする前にどのように水道施設を更新していくかを考えるべきであるが、平成30年度の建設改良費が29年度と比較しマイナス約3億円と大きく減少しているのはなぜか。

また、下水道事業会計においては、過去5年間の営業利益の推移を見ると全く改善していないように見えるが、その理由は何か。

簡易水道事業について、毎年一般会計から約1億円もの繰り入れをし、使わない水を買っている状況が続いていることから多くの企業に利用してほしいというが、利用企業数は伸びていない。利用企業数が伸びない理由としては、既存企業が簡易水道よりも安価な地下水を利用していることが挙げられるが、企業が安価な水を利用したいというのであれば、単価の引き下げを行うことで利用企業数がふえると思われるが、市は単価の引き下げを行うことについて必要性を感じているのか。

そもそも、この簡易水道の揚水計画を策定していた道に責任を果たさせるべきだが、道はこれまで市が行ってきた料金収入の不足の補填などを求める要請に対し、財政支援は難しく、企業の誘致や利用促進に努めるという回答を繰り返すだけであり、これまでと同様の要請を繰り返すだけでは何も変わらないと思われることから、財政支援も含めた支援を求めるために抜本的な対策をとることが必要だと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

令和元年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、2019年度第3回定例会議案第7号ないし第20号について、不認定の立場で討論をいたします。

議案第7号2018年度一般会計歳入歳出決算認定についてです。

市営室内プールの建設について、市はスポーツ振興の観点から市営プールの必要性を認めながら、その建設については具体的な動きが見えません。2018年度32万4,000円という予算自体少ないと思いますが、実際の執行は高島プール及び市立体育館利用者のヒアリングのための切手代4,784円のみでした。これではプール建設について前向きに動いているとは考えられません。市議会においても2015年第2回定例会で市営室内プールの早期建設の陳情が全会一致で採択されています。

今年度第3回定例会で出された公共施設再編素案には、体育館と併設の形でプール建設する案もありますが、しかし、民間利用としてプール建設自体を実施しない案が出されています。市営室内プールの実現にあともう少しと期待を膨らませた市民の気持ちを思うなら、市営室内プールは早期の建設に向け取り組むべきです。

住宅エコリフォーム助成制度は、環境負荷の低減と空き家の有効活用を目的に2016年に導入されていますが、予算に比べて利用が伸びていません。市の説明では、市民への周知を工夫しているということでした。

しかし、以前の住宅リフォーム制度の実績と比べれば、組んだ予算が足りないというくらいに利用さ

れてもいいのではないのでしょうか。住宅エコリフォーム助成制度の利用が伸びない原因について分析し、現在の制度がその目的を果たしているのか検証の必要があると考えます。

新幹線延伸の問題では、トンネル掘削土の置き場について住民の不安は払拭されておらず、理解が得られているとは考えられません。また、新幹線新駅と周辺の開発についてですが、予想される利用人数はあまりに少な過ぎて、新駅及び周辺開発にかかる財政負担に見合うものではありません。小樽市の人口減少や財政の厳しさを言い募るのであれば、新駅及び周辺開発こそ見直さなければなりません。

石狩湾新港についてです。2021年完成予定とされている北防波堤延伸工事ですが、事実上工期が伸びる状況であること、106億円としている事業費も使い切る上に、さらに拡大する懸念があります。また、石狩湾新港はロシア航路、中国航路に航路開拓をしています。このことは、小樽港から貨物が奪われるという影響が心配されます。市は小樽港にとって、物流は大変重要だという認識を示しています。石狩湾新港と小樽港の共存・共栄が重要ということであれば、運営や事業について言うべきことをきちんと言っていく必要があります。

議案第11号2018年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は全体的な保険料抑制と並んで、18歳以下の子供にかかる均等割の減免を主張してきました。2018年度の決算では、約8,000万円の剰余金を出しています。仮に子供の均等割の半分の減額するならば、必要な額は約1,000万円ということですから、十分に実現可能です。

また、国民健康保険事業運営基金には5億円を超えるお金が積み立てられています。これについて、市は適正な規模だとしていますが、基金を一部活用することで、所得がない方や低所得の方が多く国民健康被保険者のさらなる負担軽減は可能と考えます。

議案第12号2018年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

既存借上住宅制度については、子育て世代を応援する施策として期待されていますが、応募が少なく大変残念です。応募の条件が厳し過ぎるためではないかと考えますが、せっかく組んだ予算を生かしてもらうためにも、条件をより実態に合ったものにするなどの工夫が必要と考えます。

議案第13号2018年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

市は剰余金を介護保険事業運営基金に積み立てていますが、介護保険利用者が節約のために介護サービスの利用を我慢している状況があることを見ると、多額の基金を積み立てることに疑問を感じます。限られた収入で暮らす高齢の市民の生活を守ることを最優先に考えれば、現状のような多額の基金を積み立てる必要はあるのでしょうか。

議案第15号2018年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、今後後期高齢者の人口がふえることが予想される中で、医療給付費が増加すれば保険料もふえる仕組みであり、高齢者が安心して医療を受けられる制度になっていないと問題視してきました。国に対して、高齢になっても安心の医療制度になるよう強く求める必要があると考えます。

議案第17号2018年度水道事業決算認定について、議案第18号2018年度小樽市下水道事業決算認定については、市の水道料金は基本水量を20立方メートルとしています。使用量が少なく、利用していない分の料金まで払うような料金体系を早期に見直し、低所得者への負担軽減につなげるべきと考えます。

議案第20号2018年度小樽市簡易水道事業決算認定についてです。毎年1億円ほどの赤字を出し続けていることは大きな問題です。料金体系を見直し、給水事業者をふやすことはできないのでしょうか。そもそもこの計画を策定、実施したのは北海道であり、道に対して責任を果たすよう、財政支援を含めた道の対応を引き出すべきと考えます。

残りの議案にも共通しますが、日本共産党は公共性の高い事業に消費税をかけることにこれまでも反

対してきました。消費税は経済にも市民生活にも打撃を与えるものです。また、低所得者ほど負担の割合が高くなる逆進性のある税制であり、容認することはできません。

また、小樽市では少子高齢化、特に若年層の人口流出が大きな課題となっています。この課題に対して、働く場づくり、にぎわいづくりばかりが取り上げられておりますが、それと同時に暮らしそのものを支える必要があります。小樽で暮らすことに喜びを感じる市政が多くの市民に待たれています。このことを申し上げ、それぞれの決算について、不認定を主張します。

各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）（拍手）

○14番（須貝修行議員） 自由民主党を代表いたしまして、議案第7号、平成30年度小樽市一般会計決算について、認定の立場で討論いたします。

平成30年度一般会計予算案は、当時の森井前市長が示したものであります。その予算案には、不要と考えられる予算が計上されており、平成30年第1回定例会において予算を吟味し、議員提案で修正予算案を提出、議決したものであります。森井前市長も厳しい財政を公言されておりましたが、当初の予算案にはその認識が反映されていたとは考えにくいものであります。

また、平成30年7月以前の市政執行においては、およそ市民の負託に反する事例も多くあり、当時の議会では、数度にわたり問責決議や辞職勧告決議が可決されてきたところであります。そのような経緯の中、平成30年7月になり突然の辞意表明、そして同年8月に市長選挙に至ったのは御承知のとおりであります。

従来、統一地方選挙の際に、市長選挙と市会議員選挙が同時に行われてきた本市におきまして、選挙時期がずれることになりました。その結果、一度の経費負担で済むはずのものが、二度選挙を行う、選挙に係る経費が二度も生じる事態となりました。昨年度の市長選挙におきましては、一般財源から5,500万円という予算を計上し、4,527万3,189円という多額の執行を行いました。しかも、この状況が今後4年に一度行われるということは、将来にわたってその負担が続くことを意味いたします。

これらの経緯を踏まえ、我が会派といたしまして平成30年度一般会計決算を認定すべきか否かを深く、深く議論したところであります。

財務状況の厳しい本市において、独善的な前市長による選挙費用の支出があり、認めにくい状況ではありますが、ここは大局的な見地に立ち、決算についての判断をいたしたいとの結論に至りました。我が会派は、決算特別委員会で判断すべきは年度の予算計上された予算及び事務執行状況の認定・不認定であり、本市執行状況に関して瑕疵はないと判断いたしました。

また、平成30年度8月に就任されました迫市長におかれましては、御自身が編成した予算ではないものの、工夫されながら予算執行を行っていただきました。我が会派といたしましても評価しているところでもありますし、今後において大きな期待を寄せるところでもございます。

以上により、平成30年度一般会計決算については認定することといたします。

議員各位の御賛同をお願いして、認定の討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

令和元年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、あすから12月8日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 木 紀 和

議 員 高 野 さ くら

令和元年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和元年12月9日

出席議員 (25名)

1番 横 尾 英 司	2番 松 田 優 子
3番 小 池 二 郎	4番 中 村 岩 雄
5番 面 野 大 輔	6番 高 橋 龍
7番 丸 山 晴 美	8番 酒 井 隆 裕
9番 秋 元 智 憲	10番 千 葉 美 幸
11番 高 橋 克 幸	12番 松 岩 一 輝
13番 高 木 紀 和	14番 須 貝 修 行
15番 中 村 吉 宏	16番 中 村 誠 吾
17番 佐々木 秩	18番 林 下 孤 芳
19番 高 野 さくら	20番 小 貫 元 進
21番 川 畑 正 美	22番 濱 本 進
23番 山 田 雅 敏	24番 鈴 木 喜 明
25番 前 田 清 貴	

欠席議員 (0名)

出席説明員

市 長 迫 俊 哉	教 育 長 林 秀 樹
副 市 長 小 山 秀 昭	病 院 局 長 並 木 昭 義
水 道 局 長 加 賀 英 幸	総 務 部 長 日 栄 聡
財 政 部 長 前 田 孝 一	産 業 港 湾 部 長 上 石 明
産 業 港 湾 部 長 港 湾 担 当 部 長 佐 藤 文 俊	生 活 環 境 部 長 阿 部 一 博
医 療 保 険 部 長 相 庭 孝 昭	福 祉 部 長 勝 山 貴 之
保 健 所 長 貞 本 晃 一	建 設 部 長 西 島 圭 二
消 防 長 土 田 和 豊	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長 金 子 文 夫
教 育 部 長 森 貴 仁	総 務 部 長 企 画 政 策 室 長 林 昭 雄
総 務 部 総 務 課 長 津 田 義 久	財 政 部 財 政 課 長 笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局 長 中 田 克 浩
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 柴 田 真 紀
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

事務局 次長 佐 藤 典 孝
議事係 長 深 田 友 和
書 記 樽 谷 朋 恵
書 記 松 木 道 人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第33号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）（拍手）

○14番（須貝修行議員） 自由民主党を代表して、会派代表質問をさせていただきます。

第1項目め、まちづくりについてであります。

公共施設再編素案について、まず公共施設再編計画についてお聞きいたします。一部報道が先行しておりますが、整理する意味でもお聞きしたいと思います。

将来人口が減少していく中で、まちづくりには、多くの課題が立ちはだかっていることは、私たち市民も認識しております。特に小樽市の場合、築年後30年以上の施設が数多く、これらの施設の更新は喫緊の課題であることは言うまでもありません。その中でも特に老朽化が激しく、早急なる対策が必要な39施設が今回再編の対象として取り上げられ、素案を示されました。本件に関しては、素案をもとにした計画案を12月にまとめる予定から延期する方針を示され、さらには、今定例会において特別委員会が設置され、今後議論をすることになりましたが、議論結果に大いに期待するところであります。

私は、この再編素案に関して三つの観点から質問をさせていただきたいと思っております。

1番目、全体のスケジュールと決定のプロセスについてであります。

国へ提出する長寿命化計画の期限が2020年度中ということから、時間がない中、取り急ぎ素案をつくり事を進めていった背景は理解はするものの、一部から拙速であるとの指摘があったのも事実であります。私たちに素案の説明があったのが8月の後半であり、9月の第3回定例会での議論も深まらぬ間の10月の市民意見交換会、そして12月に計画案のまとめでは、余りにも性急過ぎます。

ここでは、今後の再編計画提出までの全体的なスケジュールをお示しさせていただきたいと思っております。また、最終判断する機関、メンバーは誰なのかお示しさせていただきたいと思っております。

2番目、市民意見交換会の準備、進め方についてであります。

7カ所8回の市民意見交換会が実施され、延べ141名の熱心な市民の方々に御参加いただきました。私も2カ所に参加いたしました。残念ながら、各会場ともに多くの市民の方々というわけにはいかなかったと考えております。私はその後、担当部局から資料をたくさんいただき、個人的に説明と御意見をいただいて歩きましたが、その多くの方々には、意見交換会が行われたことを後で知った、また、そもそもあることを知らなかったという声が多数でありました。これでは多くの市民の方々の声は拾えません。

そこでお尋ねいたしますが、今回の参加者の人数についてどのように評価しておりますか。また、市民への周知方法において、今後の課題は何であると分析しておりますか。

国立小樽海上技術学校に関しては、我が会派もちろん、オール小樽で存続に向けて取り組んだ成果であると認識しておりますが、ある会場ではその経緯すら誤解をされ、小樽商業高校跡の購入すら再考すべきとの声も出ておりました。また、どの会場でも、この商業高校施設にフォーカスが当たり、多くの質問が出ていたにもかかわらず、それに明確に答えることが可能な部局担当者が出席しておらず、こ

れが新たな不信感を招き、会場がヒートアップし、負の連鎖を招いていったと私は感じました。

そこでお伺いいたしますが、今回の市民意見交換会の実施運営に当たっての総括をお聞きしたいと思います。また、本市として、この海上技術学校存続活動、そして、それに起因した商業高校購入の経緯、さらには、海上技術学校、北海道との契約内容などを市民へどのように周知を図っていく予定ですか、お聞かせください。

3番目、各施設のプランについてであります。

私は、ある会場で出ました次の言葉に強い印象を受けました。「明るい未来の見出せるプランにしてほしい」「このプランはまちづくりそのものである」「縮小縮小、住民サービスの縮小では小樽に住む誇りが感じられない」というものであります。これらの声を肝に銘じながらも、将来の世代に過大な負担を強いけない、身の丈に合った稼働効率のよい、さらには小樽人の誇り、誉れをくすぐる施設を目指していかなければならないと考えます。

市庁舎、市民会館、総合体育館、市民プールなど大きな箱物については特別委員会での議論を待ちますが、生涯学習プラザ、勤労女性センター、勤労青少年ホームなどが商業高校へ移転する案に関しては、会場同様、利用者からの反対の声が圧倒的多数でありました。商業高校はとにかく不便である、町なかになければ利用率はさらに低下するというものであります。移転集約するのであれば市中心部のみ、産業会館との声が多数でありました。産業会館の方針は提示されておきませんが、本市として今後産業会館をどのように活用していくのか、これらの市民利用の高い施設を産業会館へ集約することはできないのか、見解を伺います。

私はほかにも、素案にあります水産卸売市場や青果卸売市場、手宮保育所や最上保育所に伺い、お話を聞いてまいりました。そこには、施設の老朽化に苦しむ姿と小樽市の財政状況を理解した上での嘆きを見ました。会場に足を運んでくれる熱心な方々の意見を聞く、そして一方で、大きな声を発しないサイレントマジョリティーのニーズ形成をどのように図っていくのか、難題ではありますが、一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コンパクトシティについてお聞きいたします。

小樽市は東西36キロメートル、南北20キロメートル、総面積243平方キロメートル、ピーク人口20万人のまちであります。しかしながら、人口の社会的減少や少子高齢化等に鑑みると、やはりコンパクトシティを念頭に置いたまちづくりビジョンが必要であると考えます。

人口増のフェーズであれば、まちは需要と供給の原理により自然にでき上がっていきます。一方、人口減のフェーズとなれば、行政がビジョンを描き、しっかりと意思を示し、誘導していかなければなりません。本市では、都市計画マスタープランにおいて市内を9地区に分けて、地域別構想及び目標が定められております。しかしながら、これだけでは明確な行政による誘導政策は見えてこず、強い意思は感じられません。

平成26年度、国土交通省から都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画が制度化され、全国272都市が計画作成、公表を完了しております。北海道でも札幌市、旭川市、函館市、釧路市など8市6町で作成されております。同計画は、まちづくりを包括的に考えるだけでなく、従来の土地利用規制とあわせ、届出制度や補助金、融資等の誘導政策を行うことにより、コンパクトなまちづくりを具体的に進めていくことが可能となるものであります。

制度や規制緩和の一例を示しますと、都市機能の誘導を図るものとして、特定用途誘導地区、駐車場法に係る特例、居住の誘導を図るものとして都市計画、景観計画の提案制度、跡地の適正な管理活用を図るものとして跡地等管理区域、跡地等管理協定などがあります。どの制度も中身を見ましたが、まちづくり

に障害となっている事象を解消できる、または一步前へ進めることのできる制度となっております。釧路市では、居住誘導区域を八つに分け誘導策を講じるとともに、居住区域外での開発制限や基準を示した上での届出制等を定めております。

そこで質問ですが、小樽市としてコンパクトシティをどのように捉えているのか見解を伺います。また、この立地適正化計画を作成する予定はありますか、お答えください。

私は人口減少は否めないと考えますが、仮に20万人いた人口が8万人になっても、市民が十分な行政サービス享受し、持続的な社会を実現しなければならないと考えます。コンパクトシティ構想は、住民の方の居住権の問題もありますし、全国的に見てもまだ成功例に比べて失敗例が多いのが現状ではありますが、であるからこそしっかりと準備をする、時間をかけて誘導策を講じる、そんなグランドデザインが必須と考えます。ぜひとも取り組んでいただきたいと考えます。

第1項目めを終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 須貝議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、まちづくりについて御質問がありました。

初めに公共施設再編素案についてですが、まず、今後の再編計画に係る全体的なスケジュールにつきましては、改めて庁内で公共施設再編計画案の策定に向け検討を進め、令和2年第1回定例会には再編計画案を報告し、その後パブリックコメントを経て決定した再編計画を第2回定例会で報告したいと考えております。

次に、最終判断につきましては、私が委員長を務め、副市長と部長職で構成した公共施設等マネジメント検討委員会と協議をし、最終的にはさまざまな御意見を考慮した上で私が判断を行うこととなります。

次に、市民意見交換会参加者の人数と周知方法につきましては、まず参加者につきましては、市内7会場で延べ8回実施し、延べ141人で、1会場当たり約18名でした。会場によって参加人数にばらつきがあり、地域特性があったものと考えており、また、若い世代の多数の参加を期待しておりましたが、残念ながらそれほど多くはありませんでした。

また、周知方法については、今回、広報おたると小樽市ホームページへの掲載、回覧板による案内、再編対象施設でのポスター掲示、チラシの配布、新聞報道依頼など、考えられる方法は講じたと考えております。

次に、今回の市民意見交換会の運営に当たっての総括につきましては、今回の市民意見交換会は、平成29年に実施した個別の施設利用者に対するものとは違い、市民の皆さんから公共施設再編素案に関する意見などを幅広くいただくことを目的としたものであったため、計画策定を担当する財政部が意見交換会の対応をしたものであります。しかしながら、財政部では対応し切れない質問などがあり、限られた時間の中で不満を抱かれた参加者もいたのではないかと考えております。

次に、小樽商業高校施設の取得に係る経緯等の周知につきましては、本年4月に存続決定の概要や小樽商業高校の取得手続などの進め方について記者会見を行い、5月のFMおたるの番組内におきましても、私から存続決定の報告をさせていただいたところであります。今後も適宜ホームページやFMおたるなどを活用しながら、市民の皆さんへの情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の産業会館の活用につきましては、議員の御指摘のとおり、市民意見交換会において、生涯

学習プラザなどの施設利用者からも同様の意見がありました。この施設は交通の便がよいことや市中心部に位置していることから、その活用によって町なかのにぎわい形成にも寄与することが考えられることから、臨時休館予定の2階ホールについて、現在、庁内において公共施設の移転先としての検討を始めたところであります。

次に、コンパクトシティについてですが、まずコンパクトシティの捉えにつきましては、人口減少下においても安心して快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点や複数の地域拠点に公共施設などの都市機能を集約し、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちの姿であるものと考えております。

次に、立地適正化計画の作成予定につきましては、ただいまお答えした効率的なまちの姿を形成していくことに加え、小樽駅周辺の市街地再開発事業を進めるためにも、来年度以降作成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）

○14番（須貝修行議員） 第2項目、港湾・経済について。

小樽港の基本的な戦略についてお聞きいたします。

先ごろ中断していました小樽港長期構想が再開され、11月25日に約3年ぶりに検討委員会が開催されたとの説明がございました。私も、小樽港活性化を重要視する者として大変心強く思いますし、今後の議論、長期構想に大いに期待するところであります。

11月27日に開催されました、ザ・シンポジウムみなど in 小樽でも、クルーズ船や対岸貿易、さらには港のにぎわいに関して述べられておりました。当日のパネルディスカッションの提案にはおおむねアグリーではありますが、少し私なりの見解を述べさせていただきたいと思います。

国際戦略についてです。

昨今の北海道港湾の報道を見ますと、実に小樽港はライバル港に水をあけられているように思えて仕方がありません。まずは釧路港であります。釧路港は穀物の国際バルク戦略港湾に国内5港の一つとして選定され、4年がかりで182億円、長さ300メートル、水深14メートルの岸壁を持つ国際物流ターミナルが昨年11月に完成し、これらに附随して港湾、道路等のインフラ整備、大型サイロの完成と整備が加速しております。近年、穀物船は大型化しており、このターミナルにより満載状態で接岸でき、物流コストを1割低減できるといいます。

次に苫小牧港です。北海道から本州への物流基地としての冷蔵倉庫の増強はもとより、最近では北極海航路を経由したコンテナ貨物を視野に入れ、先ごろ試験輸送を終了したことは報道にあったとおりであります。

釧路港でお示したケースは、そっくり小樽港にも当てはまります。小樽には製粉工場や配合飼料工場があり、原料供給基地の役割を果たしておりますが、外国船の大型化により満載入港できない事例は、まさしくそのものであります。また、苫小牧港の北極海航路の試験輸送は、まさに中国政府の思惑も推測されますが、今後北極海航路は俄然注目されるところであります。つい最近も、株式会社商船三井が出資する企業が2023年度までに北極圏のLNG積みかえ基地を完成させる、そしてアジアへの供給基地として西部ガス株式会社が北九州港において名乗りを上げているとの報道がなされました。国際情勢の変化スピードは大変速く、常にトップスピードにギアが入っております。この数年間の停滞により小樽市は周回おくれの状況ではありますが、何とか明確な戦略を描いていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、小樽港も大型バルク船に対応すべきと考えますが、今後の計画等で検討されているのでしょうか。

また、石狩湾新港にLNGの火力発電も稼働いたしました。小樽港及び石狩湾新港も、北極圏からのLNG船が中継地として寄港し、物資補給やLNG供給基地として一定のアドバンテージがあると考えますが、いかがでしょうか。

また、北極海航路についての見解と小樽港の物流拠点としての可能性について、本市の見解を伺います。JR貨物代替輸送についてです。

北海道新幹線高速化の課題として、青函トンネルでの貨物列車との共用走行問題が取り沙汰されております。また、さきにもありました記録的な大雨による台風第19号により、JR貨物の不通で北海道からの貨物輸送網は分断され、生産者、物流会社に大損害を与えたことは記憶に新しいところであります。さらには、近年の人手不足からトラック運転手の確保にも困窮している現状であることは、御承知のとおりであります。

このような状況下では、災害に強い物流ルートの確保、安定的なルートの選択肢をふやす観点からも、小樽港発着の物流輸送には一定のアドバンテージがあると考えておりますが、現状は、これらの物流は苫小牧港と釧路港がその主役であります。また、ホクレンは自前のRORO船を持ち、釧路港から日立港へ乳製品を中心に毎日ピストン輸送しているようであります。

これらの現状を踏まえ、青函トンネルの貨物列車との共用問題や太平洋側の災害リスクに備える代替輸送の観点から、小樽港の利用促進に向けた取り組みを進めるべきと考えますが、本市の見解を伺います。

また、小樽港は対岸貿易において他港に比べアドバンテージがあると考えます。中国やロシアに向けて、小樽港から北海道の農産物を増加させる取り組みを進めるべきと考えますが、本市の見解を伺います。

法定外目的税についてお聞きします。

小樽市の新たな財源として、観光税を柱とした法定外目的税を検討してきた経緯及び議論をリードしてきた方々には敬意を表するところであります。一部報道が先行しておりますが、まず、税目は宿泊税と決定されたのか、または、まだ議論の余地があるのかお聞かせください。小樽市として、この観光税の決定、導入までのタイムスケジュール、そして最終決定を下すまでの進め方についてお示しいただきたいと思っております。

以上を踏まえた上で、法定外目的税に関して何点かお聞きいたします。

例えば宿泊税とした場合、幾つか解決すべき課題があると考えます。まず、免税点をどうするのかという課題であります。他都市では、免税点を設定している都市と、していない都市があり、本市が導入する場合、それをどうするのが課題となります。また、北海道も宿泊税を検討中であり、道との調整も必要となります。さらには、課税対象を広げれば広げるほど徴収関係経費が生じる課題もあります。そして高額宿泊先の一つである温泉宿泊施設では入湯税を課税しており、その関係性を検討する必要性も生じます。以上のように実に多くの課題が存在いたします。

そこでお尋ねいたしますが、これらの課題解決に向けた本市の見解をお示しいただきたいと思っております。

小樽観光の課題は、滞在型ではなく通過型観光であると指摘されます。データを見ましても、例えば令和元年度上期入込客数約397万人、宿泊客数約46.2万人で、11.6%であります。この状況は明らかに先行する他都市とは違うところであります。今後の本市の観光振興策のさらなる財源として、将来的には、宿泊をされない観光客の方々にも御理解をいただきながら、観光税の御負担をいただくことも必要ではないかと考えます。

その課税方法として、例えば大型観光バスへの観光税や、これから整備をする小樽港第3号ふ頭のクル

ーズ船ターミナル整備のために、大型クルーズ船の乗客の方々への入域税を課すことも考えられると思います。宿泊税導入後、次の税目として今例示いたしましたこれらの課税方法について、本市の見解をお聞かせください。

次に、外国人労働者についてお聞きします。

先日、外国人労働者の現状、外国人住民の増加と自治体の課題に関する勉強会に参加してまいりました。統計によりますと、2018年に道内で受け入れられている外国人技能実習生は、2017年に比べ21%増の1万357人であり、その他の在留資格者を含めると2万1,026人もの外国人労働者の方々がおります。外国人労働者の方々が北海道の農水1次産業や食品製造業等の2次産業、さらには地方町村の介護を支えている現状を知りました。人手不足が言われる昨今、むしろ外国人の方々がいなければ成り立たないと言っても過言ではないと感じました。

小樽市も蘭島・忍路地区の農業や銭函地区の加工業、さらには建設業等で外国人労働者を受け入れているとお聞きしますが、まずは現状を聞かせていただきたいと思います。また、行政として、外国人労働者受け入れの支援策を講じているのかお聞きいたします。

私はそのフォーラムの中で語られたフレーズが忘れられません。「技能実習者であっても住民登録した住民である」「外国人が暮らしやすい社会は日本人にも暮らしやすい」、そして紋別市長の「希望と感動のまちづくり、この信念は外国人も例外ではない」というものであります。外国人の方々を受け入れるためには、多くの課題があるのも事実であります。

まずは本市として、外国人労働者の状況を把握する、他自治体の交付金など国の制度を活用した事例を研究する、さらには外国人相談窓口を設ける、地域住民と触れ合う機会をつくることから始めていただきたいと考えます。本市の見解を伺います。

第2項目を終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、港湾・経済について御質問がありました。

初めに小樽港の基本的な戦略についてですが、まず穀物船の大型化への対応につきましては、近年小樽港に寄港する穀物船も大型化しており、現状の港内の水深から、貨物を満載せずに喫水を浅くして寄港する状況が発生していることが小樽港における課題の一つとして認識をしております。

今後とも小樽港が北海道における穀物の取り扱い拠点港としての役割を担っていくためにも、穀物船の大型化への対応は必要なものと考えており、現在進めている小樽港長期構想検討委員会においても、将来に向けての検討課題に位置づけておりますので、今後、対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、北極圏からのLNG船の中継地につきましては、小樽港につきましては、LNG基地としての設備がなく、LNG船の受け入れ体制も整っていないため、物資補給や供給基地としての他港に比べ優位性は特にないものと考えております。一方、石狩湾新港は、既に道内へのLNG供給拠点としての一面も持っておりますので、港湾施設の条件を整えば優位性があるものと考えております。

次に、北極海航路につきましては、この航路は、日本と欧州との航行距離がスエズ運河を経由する距離の6割となり、燃料費や輸送日数において有利となっている状況、また、航路沿岸に位置するロシアのヤマル半島でのLNG基地稼働もあり、今後、欧州とアジアを結ぶ新たな航路としての利用が高まるものと

認識しております。

また、北極海航路における小樽港の物流拠点としての可能性につきましては、国内においては生産拠点や消費地が集中した太平洋側の海上輸送網が充実していることから、日本海側に位置する小樽港が物流拠点となることは難しいと考えておりますが、寄港地としての可能性はあると思っておりますので、今後も航路の利用状況などについて注視してまいりたいと考えております。

次に、代替輸送の点を踏まえた小樽港の利用促進について、北海道新幹線の札幌延伸を見据えた貨物列車との共用問題の解決策につきましては、現時点では方針が定まっていない状況ですが、仮に一部でも海上輸送に移ることがあれば、小樽港のフェリー航路においてもチャンスになるものと考えておりますので、検討の状況を注視しているところであります。

また、太平洋側の災害時における代替輸送につきましては、小樽港における大きなセールスポイントだと認識しており、引き続きこの点を積極的にPRしながら、ポートセールスに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中国やロシアへ向けた農産物の輸出を増加させる取り組みにつきましては、これまでも小樽港近隣の農業協同組合を訪問し、輸出の意向について調査を行い、また、中国やロシアにおける現地での需要について情報収集を行い、輸出貨物量の増加に向け努めてきたところであります。しかしながら、ロシアの通関の複雑さ、また、中国においては、日本から輸出される食品等への放射性物質に係る輸入規制措置により野菜、果物が実質輸入停止となっているなど、それぞれ難しい部分があり、成果に結びついていない状況にありますが、小樽港には道内唯一の中国と直接結ぶ定期コンテナ航路や、ロシアウラジオストクの間にも定期RORO船航路が就航しておりますので、これらの航路を活用し、農産物も含めて輸出増加について引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、法定外目的税についてですが、初めに観光税の税目や導入までのスケジュールにつきましては、まず税目については、本市における新たな観光財源の確保策について、先日開催いたしました有識者会議において本市の考え方を説明し、宿泊税を導入することについて合意をいただいたところであります。

次に、スケジュールについては、今後宿泊施設に対してアンケート調査を行い、課題を整理した上で有識者会議における議論を経て年度内に制度設計を終え、その後宿泊事業者への説明会を開催し、そこで御意見を伺いながら、令和2年第4回定例会に条例案を提出できるよう進めてまいりたいと考えております。また、課税対象である宿泊者の予約期間などに配慮した周知期間を設ける必要があることから、条例の施行は令和3年度になるものと考えております。

次に、課題解決に向けた本市の見解につきましては、議員の御指摘のとおり解決すべき課題は多くありますが、本市にとって新たな観光財源の確保は喫緊の課題であると考えておりますので、宿泊事業者の皆さんに丁寧に説明をし、御理解をいただきながら、限られた時間の中でスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大型クルーズ船への入域税などにつきましては、新たな財源確保策の一つであると思っておりますが、一方で課題も多くあると考えますので、まずは宿泊税の導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、外国人労働者についてですが、まず現状につきましては、平成30年10月末時点での北後志の町村を含むハローワーク小樽管内で申し上げますと、外国人労働者数は683人、外国人労働者を雇用する事業所数は188カ所となっております。なお、本市が実施した市内企業、団体へのヒアリングでは、教育機関、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、製造業、農業や漁業で外国人労働者が受け入れられており、中でも食料品製造業においては、ベトナムやミャンマーなどから多くの技能実習生が受け入れられている状況を

確認しております。

次に、外国人労働者受け入れの支援策につきましては、外国人技能実習や特定技能に関する制度、在留資格、労務管理などの周知を図るため、市が構成団体となっている小樽地域雇用創造協議会が、本年6月と11月に市内企業を対象とした外国人材の受け入れに関するセミナーを開催したところであります。

次に、本市の外国人受け入れに関する取り組みにつきましては、本市が実施している労働実態調査において今年度から新たに在留資格や国籍に関する項目を設け、外国人労働者の実態把握に努めるとともに、外国人への支援の必要性を見きわめながら、相談窓口の設置など対応について検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

（14番 須貝修行議員登壇）

○14番（須貝修行議員） 第3項目め、教育・安心安全について。

教育関連について、携帯電話に関してお聞きします。

つい最近大阪府で起きた小学校6年生の女儿誘拐事件は、450キロメートルも離れた栃木県で無事保護され、事なきを得た事件は記憶に新しいところであります。本件のきっかけはスマートフォンのSNS機能であったことは報道のとおりであります。このようなSNSやインターネットから子供を守るためには、各家庭でしっかりとリスクを理解してルールを決めるしかすべはありません。多少の不便は子供たちにしっかりと納得させ、フィルタリング機能を使用しなければならないと思います。

私は、ここでは携帯電話の学校への持ち込みについてお聞きしたいと思います。

文部科学省はこれまで、小・中学生の携帯電話の持ち込み禁止を指導してきたと聞いております。しかし、近年の地震や災害で潮目が変わり、保護者から持ち込み容認の声が大きくなってきたと聞きます。そこで質問ですが、小樽市教育委員会として、小・中学校の携帯電話の持ち込みに対する基本的な考え方についてお聞きいたします。

確かに安全機器としてのメリットは十分理解いたします。一方、それに反した、持ち込むことによる問題点も多くあると考えております。学校での保管管理はもちろんですが、持っていない子が欲しがると、または、最近では校内暴力が見えないネット上のトラブルへ変化しているとの指摘もあります。神奈川県での持ち込みを許可した21校のアンケートでは、保護者が緊急時の使用に限るとしたにもかかわらず、それ以外の連絡手段に活用してくるといった道義的な事象も指摘されております。これらを踏まえ、今後の携帯電話の校内への持ち込みについて、教育委員会としてどのように対処していく方針なのか伺います。

次に、子供の居場所づくりについてです。

中学生、高校生が、教職員以外の大人のもと校内で何かを飲みながら思い思いに過ごすカフェが各地に広がり始めたといえます。居場所カフェ、放課後カフェと呼ばれるもので、校内の図書室が会場となるようです。小金井市や西東京市では既に事業化されており、これらのカフェはおやじの会などが運営しているようでもあります。また、ブックカフェ等もあり、民生委員が加わって課題を抱える子供と向き合っているケースもあるようです。本市としての中学生、高校生の居場所づくりに関しての見解を伺います。

本市の教育上の課題として読書量や読書習慣の定着が挙げられておりますが、図書室カフェを活用して図書に接する機会をふやすというのはいかがでしょうか。最近では居場所づくりとして、子供食堂など

民間で御尽力いただいているケースもありますが、学校単位で難しければ、福祉センターやレピオなどを活用するのも一つの方法かもしれません。

以上を踏まえて本市の見解を伺います。

不登校について。

私は、第2回定例会予算特別委員会において不登校、フリースクールに関して質問し、その答弁で小樽市の数の多さと現状を知り、衝撃を受けました。以来、関係者や教育委員会の方々のお話を聞き、積極的に各会合にも参加させていただき、勉強させていただいているところであります。

不登校児童・生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっていると考えております。不登校の要因や背景は多様・複雑であり、その行為を問題行動と判断してはならないこと、そして登校支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童みずからが進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があることを知りました。

文部科学省もそうした現状に鑑み、本年10月25日付で不登校児童・生徒への支援の通知を改訂いたしました。そこには、学校への復帰を前提とした過去のあり方を見直し、フリースクールなど民間の教育施設の意義を明記したものとなっております。本市教育委員会としても、教育支援センター、登校支援室がふらっとルーム、ふれあいルームの開設、さらには在宅支援まで行っていることは大いに評価するところであります。また、11月に迫市長が関連部署とともに不登校支援団体と協議の場を設けていただいたことは、関係者も大きく前進したと大変喜んでおられました。

そこで要望も兼ねて質問いたしますが、この不登校問題に関して、教育支援センターを中核として民間を入れた協議会の立ち上げはできないでしょうか。冒頭に紹介した文部科学省の通知にも、教育支援センターの設置促進に当たり公民共営型も検討とあります。不登校問題は裾野が広い。であればこそ縦割りの官組織だけではなく、官民共営型が望ましい方向ではないかと考えます。不登校児童・生徒やその保護者を支援するネットワークを整備する必要性を感じておりますし、また、強い要望も出ております。本市の見解を伺います。

安心安全・防災について。

最後に防災に関して伺いたいと思います。

近年、全国で豪雨や地震など自然災害が相次いでおります。しかしながら、私は最早災害において想定外はあってはならないと考えております。そのためには、データを収集する、そして事例を研究し準備することが肝要であると考えます。

現在、国土強靱化地域計画は国が地方自治体に策定を求めています。都道府県においては本年3月までに全て策定完了したようですけれども、市町村においてはおくれが目立つといたします。北海道の策定状況は、179市町村中17市町村ということですが、本市の国土強靱化地域計画策定の見通しについてお答えください。

次に、小樽市の防災に関して四つの観点から質問させていただきたいと考えます。

小樽市の津波ハザードマップについて。

小樽市の津波ハザードマップを拝見し、幾つかの疑問が生じました。中でも祝津・高島地区を見てみますと、今定例会でも建設費の説明がありました（仮称）消防署手宮支署の予定地が津波浸水域に入っております。資料を見ますと、高島地区で最大遡上高3.47メートル、消防署予定地で浸水深30センチメートル未満とあります。災害が起こったとき活動の先頭に立って仕事をしていただく部隊の一つが消防隊であります。果たしてその備えはできているのか心配になります。さきの台風で北陸新幹線が水につかっている光景を見たとき、私は正直、計画性のなさに驚きを禁じ得ませんでした。

そこで質問ですが、この新設する（仮称）消防署手宮支署の津波浸水対策についてお聞かせください。また、想定を超えた津波が発生した場合の消防車及び救急車の津波浸水対策についても、あわせてお聞かせください。

J R、バスの津波避難ルートについて。

小樽が誇れる風景の一つに車窓からの海を望む眺めがあります。私も大変誇りに思っておりますが、一方で津波災害時のことが心配になります。2011年3月11日の東日本大震災での三陸海岸線の鉄道被害が想起されます。現在、J R北海道株式会社、北海道中央バス株式会社と津波被害を想定した停車位置及び乗客の避難ルート、避難場所は検討されているのでしょうか、現状をお聞かせください。

朝里ダムの貯水について。

政府は、先般の台風第19号等の被害を踏まえ国内全てのダムの運用を抜本的に見直し、水害時に活用できる貯水量を大幅に引き上げる方針を固めました。運用見直しにより、大雨が予想される場合、利水用の水をあらかじめ放水し、水位を下げ、新たに貯水量を確保するといいます。さらにはハード対策として、利水目的ダムの水放出口を広げる改修工事や貯水機能の強化も行うとしております。

朝里ダムの目的を見てみますと、洪水調節、不特定利水、上水道とあります。今後の水害時の朝里ダム運用に関しての本市の見解を伺います。

B C P（事業継続計画）について。

B C Pに関して伺います。

現在、小樽市ではB C Pは策定されておきませんが、今後の早期策定が待たれるところであります。私は、第2回定例会厚生常任委員会において市立病院のB C Pに関して質問をいたしました。市立病院に関しては、災害時に最も重要な施設であることから、先行してB C Pを作成し、備えはできているとの答弁をいただきました。しかしながら、医師を含めた医療従事者が多数札幌から通勤している状況では、本当に緊急災害時の1次対応ができるものなのか心配になります。交通機関の機能不全や国道の分断を想定すると、やはり徒歩で所定の場所へたどり着ける人しか1次対応できないと考えます。

他都市のB C Pを見ますと、30分以内に参集可能な者との記載がありますし、都立大塚病院のB C Pを見ますと、直線距離で20キロメートル以内に居住する職員で対応するとの記載があり、B C Pにおいて災害時の参集の備えが不十分との指摘が多くあります。

そこでお聞きしますが、市立病院B C Pにおいて、半径何キロメートル以内居住者との設定で計画策定されておりますでしょうか、現状をお聞かせください。

海岸線の警備について。

最後に海岸線の警備についてお聞きいたします。

近年の隣国による漁業の違法操業や相次ぐミサイル発射実験等、日本海を取り巻く状況はとても平穏とは言えない状況であると私は考えております。松前小島への北朝鮮漁師の上陸等はまだ記憶に新しいところであります。余り報道はされておきませんが、近海で他国の違法操業も確認されるといいます。小樽は大変長い海岸線を持ち、その多くは夜になると人気も少なくなり、決して明るいとは言えない状況であります。そのような状況下で夜間早朝の海岸線の常備状況はどのようになっているのでしょうか。不審船も含め、本市の状況を伺います。

最後に、繰り返しになりますが、安心安全・防災には想定外があってはなりません。迫市長の公約に三つの備えがあります。市民の安全のための備えをぜひともよろしく願いいたします。

再質問を留保し、代表質問を終了いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、教育・安心安全について御質問がありました。

安心安全・防災についてですが、まず国土強靱化地域計画につきましては、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、このたび策定作業に着手をしたところであり、遅くとも来年11月までには策定したいと考えております。

次に、新設予定の(仮称)消防署手宮支署の津波浸水対策につきましては、本市津波ハザードマップによりますと、建設予定地の一部が最大浸水深30センチメートル未満の津波浸水予測範囲に入っております。このことから、手宮支署の建設に当たりましては、津波浸水対策として、山側に消防車両の主たる出入口を設け、これに伴い1.5メートル程度土地のかさ上げを行うこととしておりますので、最大浸水深の予測からしましても、津波による庁舎への浸水の心配はないものと考えております。

また、実際に地震が発生し、想定を超える津波被害の危険性がある場合には、消防車、救急車ともに直ちに災害対応、避難広報等の必要な活動を行った後、津波による被害が想定されない消防署所へ速やかに移動し、出動体制を確保することとしております。

次に、JR北海道や北海道中央バスの津波対策につきましては、特に本市と両社との間で検討は行っておりませんが、両社に確認したところ、走行中の車両が津波警報などを受けた場合の状況に応じて、営業所などからの指示や乗務員の判断で対応するとの回答をいただいたところであります。

次に、水害時の朝里ダムの運用につきましては、朝里ダムを管理している北海道に確認したところ、現在国からの通知等はありませんが、北海道として必要水量を確保した上での事前放流など、ダム運用に関する見直しについて検討していると伺っております。本市といたしましては、朝里ダム運用の見直しが行われる際には、市民の安全安心を守る観点と水源確保の両面から北海道と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、夜間早朝の海岸線の警備と不審船の状況につきましては、日常の海岸線の警備は警察や海上保安庁により行われており、市としては実施をいたしておりません。また、海上保安庁が作成している海上保安レポート2018年版によると、平成29年は、本市を含め国内では不審船及び工作船の活動は確認していないと記載をされております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 須貝議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、安心安全・防災について御質問がありました。

小樽市立病院のBCP(事業継続計画)で設定した緊急災害時に徒歩で参集可能な職員につきましては、計画では半径何キロメートル以内に居住する職員で対応するとは記載しておりませんが、計画策定時に調査を行い、平常の勤務時間以外で発災10分以内に徒歩で参集可能な職員数は、医師を除き65名と記載しております。

医師については、病院周辺の借り上げ公宅を利用している医師が半数近くおり、参集可能であることや、院内に宿日直の医師がいることから、これらの人員により初動態勢を構築し、診療機能を維持することを想定したものであります。また、当院は夜間、休日の救急に対応しているほか、各病棟には必要な職員を配置しておりますので、災害初期の医療活動が行えるものと考えております。

しかし、現在、計画を策定してから4年が経過し、毎年、採用退職により職員の一部入れかわりが生じ

ていることから、改めて徒歩で参集できる職員数を調査したいと考えております。

いずれにいたしましても、当院は災害拠点病院であることから、災害時にはその役割を果たせるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 須貝議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、教育・安心安全について御質問がございました。

教育関連についてですが、まず教育委員会として小・中学校の携帯電話の持ち込みに対する基本的な考え方につきましては、平成21年1月30日付の文部科学省の通知や道教委の通知を踏まえ、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであること、また、児童・生徒が授業等に専念できる環境をつくり、学校での教育活動に支障が生じないようにする必要がありますことから、学校への持ち込みは原則禁止としております。

なお、例外的に携帯電話の持ち込みを認める場合には、保護者との十分な連携のもと、校内での使用を禁止し、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却することで、学校での教育活動に支障のないよう指導しているところでございます。

次に、携帯電話の校内への持ち込みに関する今後の教育委員会の方針につきましては、文部科学省では昨今の携帯電話の学校への持ち込みや登下校時の所持について、災害発生時や犯罪に巻き込まれたときの緊急の連絡手段として有効と考えられる一方、ネットいじめの深刻化などの課題もあり、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況の変化を踏まえ、児童・生徒の学校における携帯電話の取り扱い等について改めて検討を行うため、ことしの9月に調査を実施しております。

教育委員会といたしましては、今後国の検討結果で示される通知を踏まえるとともに、小樽市小中学校情報モラル対策委員会等で協議するなどして本市の基本的な考え方を示し、各小・中学校に対して適切に対応するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、放課後カフェなどと呼ばれる中学生、高校生の居場所づくりにつきましては、議員御指摘の小金井市や西東京市の事例を確認いたしましたところ、中学校内の図書室や家庭科室などを利用したカフェは、地域のボランティアの方々が放課後の居場所をつくろうと自発的な活動の中で始まったとのことであり、このケースは中学生が地域の大人の方と世代を超えて交流する貴重な機会となっているとのことであり、大変有意義な取り組みであると認識をいたしております。

次に、図書室カフェを活用して図書に接する機会をふやすことにつきましては、読書離れの加速化や中学、高校と本を全く読まない児童・生徒の割合が学年が進むにつれて上昇していることが本市の課題でもございますことから、読書への興味・関心につなげるため、児童・生徒が本に親しむきっかけづくりが必要となっております。そのようなことから、図書室カフェのようなユニークな取り組みにつきましても興味深い事業であると認識しておりますので、各地の先進都市の事例を情報収集し、学校関係者や地域の方々にその情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、子供の居場所づくりに対しての見解につきましては、学校施設における取り組みについては、子供たちが地域の大人とかかわる貴重な機会であるものと考えております。また、学校以外の施設を活用することにつきましては、子供たちがどのような居場所を必要とするかについて関係部局と協議していく必要があるものと考えております。

次に、不登校問題に関しての協議会につきましては、教育委員会では、関係機関や民間団体等が情報交換や協議を行う場として不登校対策連絡協議会を開催しております。今年度は11月27日に、関係機関の

職員や教員、保護者、民間団体の代表が学校と保護者、関係機関との連携のあり方について情報交換や協議を行いました。グループ協議の中で「いろいろな関係機関や団体があるということを知り勉強になった」など、協議会の開催が有意義であったという意見が多く出されましたので、今後も多くの関係機関や民間団体に参加をしていただき、協議会の内容を充実してまいりたいと考えております。

次に、不登校児童・生徒やその保護者を支援するネットワークを整備する必要性につきましては、不登校児童・生徒はもとより、保護者が気軽に相談できる体制や、訪問による支援を充実するためのネットワークが必要であると考えておりますので、不登校対策連絡協議会においてネットワークのあり方について協議を深めるなど、関係機関や民間団体との連携を強化してまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、須貝修行議員。

○14番(須貝修行議員) 深掘りは予算特別委員会でさせていただきたいと思うのですが、3点だけお聞きしたいと思います。

まず、市立病院のBCPに関して、これは質問というか、要望もあれなのですが、先ほど、策定してから既に4年たれたたというようなお答えがありました。ドクターを含めて、4月の転勤、異動の多い部署でございますので、やはりこれは1年ごとに見直さないと多分実効性のあるものにならないのではないかとというふうに考えております。一番、災害において最前線で御苦労いただく部署でございますので、ぜひそのような視点で計画の見直し、修正をお願いしたいということで、1点お話ししておきます。

それから、海岸線の警備について市長からお答えがありました。基本的には、警察であるとか海上保安庁であるとかということをお願いしなければならないと思うのですが、小樽のこの長い海岸線を考えますと、それだけでは多分不十分なのだろうと。やはり町内の住民の方の目とか、そういったところも必要かというふうに思います。地域住民の目をどのように生かしていくかということを考えれば、やはり市と各町会であるとか、そういったところとの連携といいますか、話し合いというものも必要なように私は思うのですが、そのことに関してもう一度見解をお示しいただければと思います。

最後に、津波の避難ルートについてお答えがありました。これは、やはり民間のJR北海道と中央バスの社内の整備というものが重要だというのはよくわかるのですが、先ほどのお答えでは、乗務員の判断で対応するというようなお答えでしたが、実際に小樽築港駅から銭函駅間の海岸線を考えたときに、本当に乗務員の判断だけで対応できるのか。とめる場所、乗客をおろす場所を含めて非常に難しい問題ではないかなというふうに私は思っています。それも含めて、乗務員の判断に任せるのではなく、もう少し一歩進んだ、ベストなプランはないにしてもベターなプランを模索すべきではないかなというふうに考えているのですが、その点についてお答えいただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 須貝議員の再質問にお答えをいたします。

私から、海岸線の警備と、それから津波の避難ルート、2点ありましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

最初に海岸線の警備の関係でございますが、先ほど答弁の中では、市では実施していない、海上保安庁あるいは警察に日常的にはお任せしているというような状況でございますけれども、確かに御指摘のとおり、本市の場合長い海岸線を有しているということで、やはり不測の事態にも備えていくということをおこなうべきではないかというふうに思っております。

そのためには、やはり地域、特に海岸線に近いところにお住まいの住民の方々への情報提供といえますか、そういったこともこれから必要になってくると思いますので、町会の皆さんとはいろいろな場面で話しする機会がありますので、そういった機会を活用しながら、こういったことができるか考えてみたいというふうに思っているところでございます。

それから、津波の避難ルートの御指摘ですけれども、確かに朝里駅を過ぎてから銭函駅に至るまでの区間というのは、災害があった場合に本当に逃げ場所がないような状況なのです。ところどころに避難路みたいな、通路みたいなものがあるということで確認はしておりますけれども、確かに日ごろからこういった問題には備えておかなければなりませんので、通路なり、避難路なり、こういった形で活用できるのかどうかも含めて、改めて交通事業者と話し合ってみたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) この問題は非常に重要でありまして、毎年かわる人に対しましては適宜調査しながらやっております、調査した上で補っておりますが、4年ごとに大きくしっかりとやっていくということでやっております。そのほかに、毎年こういう人たちを集めて訓練もしっかりとやっておりますので、今後ともそういう方法でやっていきたいというふうに思います。

○議長(鈴木喜明) 須貝議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時45分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、横尾英司議員。

(1番 横尾英司議員登壇) (拍手)

○1番(横尾英司議員) 令和元年第4回定例会に当たり、公明党を代表し質問いたします。

初めに財政問題であります。

令和2年度の予算編成方針についてお伺いいたしますが、去る10月28日、財政部長名で令和2年度予算編成方針が小樽市役所全庁に対して通達されました。その中で、小樽市の財政の現状認識として、令和元年第3回定例会補正予算後の予算ベースで約19億6,300万円の収支不足を財政調整基金の取り崩しにより収支均衡を図っているところであり、財政調整基金の残高は前年同時期よりも約1億8,900万円増の約11億8,500万円となったものの、今後とも高齢化等による社会保障関係経費や公共施設の老朽化等による施設関係経費の増加が見込まれるほか、人口・経済対策にも取り組む必要があるなど、令和2年度予算編成は非常に厳しい編成とならざるを得ない状況であることが示されています。

予算編成については、各自治体で枠配分方式や市民参加型方式などさまざまな予算編成手法を採用していますが、予算編成の手法の種類にはどのようなものがあり、それぞれどのような特徴があるのかお聞かせください。

小樽市の予算編成は現在どのような手法で行われているのか、また、どのようなプロセスを経て現在の手法となっているのか、そのプロセスについてお聞かせください。また、現在の手法を採用した目的や理由についてお聞かせください。

その手法を採用したことでの効果や成果を検証したことはありますか。検証したことがあれば、その内

容と結果についてお示ください。

今年度の予算編成の基本方針において、職員全員が厳しい財政状況に対する強い危機感を意識するようとの文言が追加されています。この厳しい財政状況に対する強い危機感について、職員全員に意識してほしい厳しい財政状況とはどのようなものなのか、また、それに対する強い危機感とはどのようなものなのか詳しくお聞かせください。

あえて文言を追加したということは、その部分に課題というか問題があった、または解決の糸口があるということでしょうか、見解をお聞かせください。

そのほかに今回の予算編成において解決しなければならない課題があればお示ください。

予算編成の手法についても、職員の能力を十分に活用して行政サービスのコスト低減や質の向上に取り組むことを念頭に置きながら、ゼロベースでの見直しを行うことなどの予算編成方針のあり方を検討していますか。また、その必要性について見解をお聞かせください。

次に、使用料及び手数料の改定についてお伺いいたします。

使用料及び手数料の改定は、平成17年度以降、4年ごとに定期的な見直しを実施されてきましたが、平成25年度以降の6年間は実施されず、仕切り直しの見直しとして令和2年度から実施されるものがあります。今回は、道内主要都市の平均程度の額を目安として、プラス・マイナス5%程度は据え置き、それ以外については改定を行うこととしています。財政効果としては約2,155万円ではありますが、道路占用使用料の単価改定の影響額のマイナス約1,015万円を考慮すると約1,139万円となっており、主に施設の使用料を中心に事業者対象の使用料及び手数料も改定される内容となっています。内容としては基本的には妥当なものと考えますが、利用者または市民の立場からお伺いいたします。

火葬炉の使用料について、今回、火葬炉の大規模改修に当たって無料となっていた市民の使用料について、改修費用の一部を受益者負担として有料化するものです。この市民の負担する火葬炉使用料は、有料となっている5市の平均額に近隣町村とのバランスを考慮して、北後志5町村の平均を加味して設定したとお聞きしていますが、有料5市だけで算定した場合と5町村を考慮した場合の違い、また、5町村の平均を加味した理由についてお聞かせください。

次に、今回の改正以前に、市民以外の方が使用した際の火葬炉使用料は2万8,000円に設定されておりましたが、この金額を算出した根拠についてお聞かせください。

また、市民が使用した場合と市民以外が使用した場合に、使用料に違いがある理由について御説明ください。

また、有料化による増収分で改修費用の一部を賄うとしていますが、主な改修内容と総事業費、工期及び受益者の負担割合を2分の1と設定した理由についてお聞かせください。

この項の最後に、今回の使用料の改定において、道内主要都市との比較等により料金の設定をしていますが、それぞれの施設の建設費や人件費、物件費及び維持管理費などのランニングコストなどのコスト計算の手法を用いた料金の算定を見送った理由をお聞かせください。

また、今回改定した使用料は、コスト計算の手法を用いた料金と比較するとかなり安価な設定になっていると聞いています。このような内容について市民に明示して理解してもらえるよう、ホームページなどでお知らせすることはできないでしょうか、見解をお聞かせください。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 横尾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに予算編成方針についてですが、まず予算編成の手法の種類と特徴につきましては、自治体内部での予算編成過程の手法としては、主に事業別予算方式や枠配分予算方式があります。事業別予算方式は、事業目的ごとに予算を積み上げる手法であり、枠配分予算方式は、各部に一定額の予算要求額を設定し、その範囲内での予算を作成させる手法であります。一方で、市民を含めた参加型の手法としては、予算編成過程の公開や予算の一部を自治体内の地区に交付し、市民がその地区の予算を編成するケースなどがあります。

次に、本市の現在の予算編成手法につきましては、現在の手法となった経緯については、現行の地方自治法では自治体の首長が予算編成の権限を有していることから、本市は多くの自治体と同様に、従来より、通常予算編成手法として、各部からの予算要求を財政部長がヒアリングした上で予算原案を作成し、私が査定して決定するという事業別予算方式を採用しております。

この手法は、限られた財源の中で予算編成を行っている本市においては、とりわけ地方交付税などの国の地方財政計画における歳入の動向を見きわめた上で予算編成をする必要があることから、この事業別予算方式が最も適しているものとして採用しております。

また、現在の手法による効果や成果の検証については、具体的には行っておりませんが、事業別予算方式により、各部がこれまでの議会議論を含めて、市民の皆さんのニーズを考慮しながら各事業の必要性を精査し、予算要求するという効果につながっているものと考えております。

次に、予算編成方針にある強い危機感につきましては、昨年策定した小樽市収支改善プランにあるとおり、収支改善に向けた取り組みを進めなければ将来的には財政調整基金が枯渇し、収支均衡予算が編成できない可能性があることから、改めて、収支改善プランに掲げる取り組みを着実に推進するだけでなく、既存の事務事業の見直しを早急かつ具体的に進める必要があると考えております。私といたしましては、こうした厳しい財政状況を職員全員が深く認識した上での予算編成が必要であると考え、予算編成方針に掲げるよう指示したものであります。

次に、今回の予算編成での課題につきましては、令和2年度予算は、本年度に策定した第7次小樽市総合計画の施策を予算に反映させる初年度であり、総合計画に掲げるまちづくり六つのテーマを十分に踏まえながら、本市の行政課題である人口減少対策として、子育て支援や産業振興施策などの取り組みを、限られた財源の中で効率的、効果的な配分をしながら進める必要があるものと考えております。

次に、予算編成のあり方につきましては、これまでも事業別予算方式による各部からの予算要求に当たり、マイナスシーリングや要求基準枠の設定などの工夫をしてきました。今年度においては夏季に財政部から各部に対して具体的な検討事項を示し、集中的に検討させるなど、予算編成時期以外にも新年度予算編成に向けた取り組みを進めてきました。今後とも毎年度の財政状況を分析しながら、効果的な予算編成の手法について研究してまいりたいと考えております。

次に、使用料及び手数料の改定についてですが、まず、道内主要都市のうち火葬炉使用料が有料化されている5市の平均と、北後志5町村の平均を考慮した場合の違いにつきましては、有料5市のみの平均は1万3,140円であり、北後志5町村の平均は9,600円ですので、これを考慮した平均は1万1,000円となり、有料5市のみの場合に比べて2,000円の軽減となります。

また、北後志5町村を加味した理由につきましては、火葬炉使用料の有料化に当たり、従来どおりの道内主要都市の状況だけではなく、身近な問題として定住自立圏構想の連携町村である北後志5町村の使用

料も参考としたものであります。

次に、今回の改定以前における市民以外の火葬炉使用料2万8,000円の根拠につきましては、平成25年度の改定の際に道内主要9市の平均に基づいて設定したものであり、今回の改定については、主要都市平均との乖離が3.3%であり、改定の検討基準である5%以内であったため、据え置きとしたものであります。

また、市民と市民以外の使用料に違いがある理由につきましては、当該施設は市民のための施設という意味合いから使用料を設定しており、市民以外との差を設けております。これは道内9市においても同様であります。

次に、予定している主な改修につきましては、火葬炉の改修、屋根のふきかえのほか、市民要望の高い控室のバリアフリー化、ロビーのクロス・カーペットの張りかえ及び冷暖房設備の更新などを予定しており、総事業費は約3億6,000万円、工期は6年間を見込んでおります。

また、受益者の負担割合を2分の1とした理由につきましては、有料化による増収分を年間1,250万円程度と見込んでおり、約15年間で総事業費約3億6,000万円の2分で1である約1億8,000万円を御負担していただくこととしたものであります。

次に、コスト計算による料金算定を見送った理由につきましては、一定のルールに基づくコスト計算による試算を行った結果、施設の老朽化による維持補修費がかさむなどの理由のため、ほぼ全施設で現行料金から大幅な増額改定を行わなければならないこととなったことから、今回の料金改定においては、コスト計算の手法を用いた統一的な料金設定は見送ることといたしました。

次に、コスト計算の内容をホームページなどでお知らせすることにつきましては、施設における維持管理等に係るコストと御負担いただいている使用料との関係について市民の皆さんにも知っていただくことにより、本市の使用料が決して過大ではないことや、定期的な料金見直しの必要性なども理解していただけるものと思われることから、今後どのような形でお示しできるか研究してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）

○1番（横尾英司議員） 次に、人口減少対策について質問いたします。

小樽市の人口は年約2,000人のペースで減少しており、日本全体の少子化による人口減少ペースをはるかに上回っています。小樽市の人口減少段階の区分は既に日本の2060年以降に当たる老年人口減少、生産・年少人口減少の最終段階の第3段階であるとも言われ、2045年には小樽市の人口が半分の約6万人になると予測されています。

また、2014年、日本創成会議が、将来の人口推計をもとに2040年時点で20歳から39歳の女性人口が半減する自治体を消滅可能性都市と呼び、小樽市も少子化や人口流出に歯どめがかからず存続できなくなり、消滅するおそれがあると指摘されました。働く世代の人口が減り、市財政の悪化や公共施設の老朽化など課題が山積しており、このままでは公共サービスを維持することも難しくなります。

そのような中、平成30年7月に、小樽市と小樽商科大学の共同で設立した小樽市人口減少問題研究会において、小樽市における人口減少の要因分析及び有効な施策に関する研究報告書が取りまとめられました。この報告書において、小樽市の人口減少に歯どめをかけるための政策的ターゲットは子育て世代とすべきであるという提言がなされました。

小樽市と同じく消滅可能性都市と発表された東京都豊島区は危機意識を持ち、すぐに豊島区に在住・在勤・在学の20歳以上の女性の参加者を募集して、ワールドカフェ形式で、としま100人女子会を開催したところ、参加者たちからは豊島区のイメージや現状、課題、どんなまちにしたいか、子育て事情、住まい、地域のつながりについてなど、さまざまな意見が挙がったと聞きます。その後、女性に優しいまちづくりを目指し、としま100人女子会の参加者などで構成したとしまF1会議を立ち上げ、2017年には、全国で最も「共働き子育てしやすい街」に選ばれ、実際人口も増加しています。この事例では、住民がまちづくりの当事者として意識を持ってもらったことが重要な鍵となったようです。

小樽市では、小樽市子ども・子育て支援事業計画を策定するため、平成25年7月に小樽市子ども・子育て会議条例を制定し、子ども・子育て会議を設置しました。しかし、幾ら計画に基づいた施策を実施しても、子育て世代の女性がほかの市区町村ではなく小樽市で子育てをしたい、子育てをするなら小樽市でと実際に感じてもらわなければ意味がありません。

そこで確認ですが、小樽市で子育て世代の女性の意見を直接聞く機会を設けたことがありますか。もし設けていた場合は、いつ、どのような目的を持って開催し、どのような議論がなされ、どのような結果となったのかお聞かせください。

子育て世代の意見を聞くとともに、当事者意識を持ってまちづくりを一緒に進めたりするような仕組みも必要であると思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、ベッドタウン化と公共交通サービスについてお聞きいたします。

報告書の提言の中に、札幌と小樽の所得差が子育て世代の流出、合計特殊出生率の低さに影響を与えており、現状とり得る方策として、小樽市に住み札幌で働く人をふやすことがあるとされています。いわゆるベッドタウン化というものですが、主な生活圏が札幌市となっている銭函地域は、実際にベッドタウンとなり得る可能性がある地域ではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

さらに提言では、「公共交通サービスの充実、観光客、市民ともに満足度を改善する重要なツールであることを認識すべきである。」ともされています。地域公共交通活性化協議会でも、地域公共交通網形成計画を策定する際に行った調査において、「銭函地区において、公共交通に対する不満足度が高い傾向にありました。さらに詳細な地区で分析してみると、特定の地区において、不満足度が高い傾向にあることが分かっています。」と説明されており、私もこの銭函地域、とりわけ桂岡地域においては交通への不便さを感じている声を聞いております。

しかし、桂岡地域内には札幌自動車道が通っているため、高速おたる号のバス停を新設することができれば、新たな路線の拡充や変更、増便などをしなくとも札幌への交通の便が格段によくなり、地域の魅力向上、住民満足度の向上につながると思いますが、見解をお聞かせください。また、バス停設置を検討する際にクリアしなければならない課題や条件などがあればお示しください。

次に、子育て世代への防災対策についてお伺いいたします。

報告書の提言では、教育以外の子育て環境の整備が満足度向上には効果的であるともされています。そこで、第2回定例会の予算特別委員会において質問させていただきました乳児用液体ミルクについてお聞きいたしますが、常温保存可能でそのまま飲める乳児用液体ミルクは、災害時などにとっても役立つものであり、男性の育児参加の促進にも寄与するものです。

内閣府及び厚生労働省から、令和元年10月25日付事務連絡「災害時における授乳の支援並びに母子に必要な物資の備蓄及び活用について」が通知されました。内容については、ライフラインが断絶された場合においても、水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクを母子の状況等に応じて活用することや、平時から育児用ミルク等の母子に必要な物資の備蓄の推進をすること、さらに災害のために備蓄

した育児用ミルクについては、ローリングストック等により有効に活用することが可能であることや、啓発活動において災害への備えとして正しい使用方法等を説明した上で活用することなどが考えられるとされ、参考とする取り組み事例には箕面市の乳児用液体ミルクの備蓄の例が示されており、第2回定例会の予算特別委員会で私の質問内容と同様の通知となっております。

質問をしてから5カ月が経過いたしました。その間に9月の台風第15号や10月の台風第19号が発生し、全国各地に大きな被害をもたらしました。予算特別委員会で事例として紹介した千葉県の山武市も台風第15号の被災地となり、停電や断水などの被害が出たため、発災の日から5日間、市役所を訪れた母親らに液体ミルク415本を配布し、住民から「水を沸かせない中、とても助かる」との声があったと聞いています。

前回の質問の後に検討した内容とその後の対応、国からの通知に対する今後の対応について、見解をお聞かせ願います。

次に、子育てをしている方の災害時の避難について、子供がいる家庭はどのように行動したらいいのかという漠然とした不安を持っているとの声を聞いておりますが、東日本大震災以降、さまざま被災した保護者の体験談などをもとに防災対策をまとめた書籍も数多く出版されていることから、その思いは全国的なものだと感じています。

ほかの自治体の事例として千葉県船橋市では、災害時の避難やその後の避難生活に配慮が必要となる妊婦や乳幼児のいる家庭向けに子育て防災手帳を作成し、横浜市西区では、パパ・ママのための「もしもにそなえる防災ノート」を作成し、妊産婦や子育て世代に確実に渡すため、母子健康手帳とあわせて配布しているそうです。このように、市民にとっては、実際に住んでいる小樽市で被災した場合の子供を守る防災対策がよりわかりやすくなることにより安心して子育てをすることができると思っておりますが、このような事業の必要性について見解をお聞かせください。

また、すぐに一つの冊子のようにできなくとも、小樽市子育てガイドブックの中に防災対策について追加で掲載するなどの方法もあると思っておりますが、実現の可能性について見解をお聞かせください。

次に、子育て世代の避難所対応ですが、災害時の避難所には子供も避難することがあります。避難所で子供に必要な環境とは、少しでもふだんの様子に近づける環境だと言われております。子供にとってふだんの様子で過ごせるとは、遊び場をつくることです。

ユニセフは、避難所では子供たちが安心して安全に過ごせる場所が必要としており、その指針として、「子どもにやさしい空間」ガイドブックを作成しております。内閣府も避難所運営ガイドラインの中で、キッズスペースの設置を検討すると言及しております。小樽市の避難所運営マニュアルでは、「施設管理者と協議のうえ、可能であれば子ども用のスペースを確保し、日中は遊び場、夜間は勉強部屋などとして利用できるよう配慮します。」となっておりますが、現場で判断するには具体的な広さのイメージや生活スペースとの位置関係など、少し判断材料が足りない印象を受けます。

この子供用スペースについて、どのような場所で、どのくらいの広さで、どのような設備を想定しているのかお聞かせください。

災害時には、母親の心身に負担がかかったりすることで、母乳が一時的に出にくくなる方もいらっしゃいます。安全で安心できるスペースがあることで母乳栄養を継続することができますし、ミルクを飲んでいる赤ちゃんも落ちつける場所は安心につながります。母子が滞在する避難所にはこのような区画があることはとても大切なことではありますが、小樽市の避難所運営マニュアルには、要配慮者に対する配慮事項として、「授乳やおむつ交換の場所の確保」と記載されています。今ある小樽市内の避難所で子供用スペースや授乳スペースを明らかに確保できない場合が想定される避難所はありますか、お示しください。

また、乳児に限定するなど対象者を限定するなどし、子育て世代が避難するための避難所という機能を子育て支援センターに持たせる取り組みを行っている市もありますが、小樽市で取り組むことは可能でしょうか、見解をお聞かせください。

この項の最後に、人口減少に対応した取り組みについてお伺いいたします。

このたびの人口減少に関する研究は、課題となっている移動による人口減少を中心に検討を行っていますが、それ以外にも、合計特殊出生率が日本の平均よりかなり低いことも課題の一つかと思いますが、見解をお聞かせください。

仮に2030年に合計特殊出生率が人口置換水準である2.1まで回復したとしても、それまでに出産適齢期の女性の人口が減ってしまうため、実際に人口減少がとまるのは60年後になると言われており、人口減少対策は一刻の猶予も許されない状況であると感じておりますが、市長の見解をお聞かせください。

また、妊娠期を含むゼロ歳から18歳まで一貫して子どもの育ちを描ける小樽市ならではの、または小樽市の特色を生かしたストーリーがあればお聞かせください。

さて、これらの提言にもある目指すべき小樽市の将来像を実現するためには、政策的財源を生み出す必要があります。そのために最も有効な手だては、過去の政策決定のランニングコストである経常的経費の削減です。つまり、今やっていることを見直すこととなります。令和2年度予算編成方針においても、収支改善プランにおいても、既存の事務事業の見直しを早急かつ具体的に進める必要性について記載されています。

小樽市の現状を見れば、この先は急激に人口減少が進むことを前提に、少なくとも10年から20年先を見越しながら課題を解決していかなければならないという厳しい市政運営をしていかなければなりません。今までやってきたことを見直すことは、市民にとって受け入れがたい選択肢になることもありますが、その見直しは新たな政策推進のためのものです。そこには、市民の皆さんとともに、10年先、20年先の小樽市の姿を描きながら、市民と約束したその理想の姿を実現することと引きかえに、過去の政策決定に基づきこれまで実施してきた事業を見直す、縮小する、廃止するということとなります。

決算特別委員会では、例示して、市の事業に対する廃止や見直しも含めて、事業について市民が納得できるようきちんと評価する視点の必要性について質問してまいりました。今までも事業見直しをしておりますが、これからやらなければならない事業の選択と集中においては、現在の事業見直しでは困難であると考えます。やはり今までの内部での事業見直しだけではなく、事業仕分けと言われるような公開の場で、業務に精通した民間企業に勤務経験のある市民の方などが評価し、担当者も活発に議論をするなどして、市民にも理解していただける見直しをしていくことが必要であると考えます。

そもそも現在の事業が必要なのか、誰がやるべきなのか、実施方法や事業規模が適正なのかなどについて真剣に議論することが職員の意識改革にもつながり、また、市民の行政、まちづくりへの参加意識の高揚にもつながると考えますが、見解をお聞かせください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、人口減少対策について御質問がありました。

初めに、子育て世代の意見を聞く機会についてですが、まず子育て世代の女性に絞って直接意見を聞く機会につきましては、これまで設けたことはありません。

次に、子育て世代とともにまちづくりを進める仕組みづくりにつきましては、私はまちづくりの基本方針の一つとして対話の重視を掲げておりますので、子育て世代の方々の対話も有効な手段の一つであると考えております。

次に、ベッドタウン化と公共交通サービスについてですが、まず銭函地域のベッドタウン化につきましては、本地域は札幌市に近接しており、現状においても札幌市へ通勤されている方が多く、小樽に住み札幌で働くというライフスタイルにも対応したベッドタウンとしての可能性を有した地域であると認識しております。

次に、桂岡地域への高速おたる号のバス停新設につきましては、現在、桂岡地域に住む方が札幌へアクセスするためには、バスやJRを乗りかえて向かうこととなりますが、桂岡地域から高速おたる号などに乗車できることになれば、乗りかえることなく札幌駅へ行くことができることから、バス停の新設は地域の魅力向上につながる要素の一つであると考えられます。

次に、バス停設置に係る課題などにつきましては、東日本高速道路株式会社によると、バス停間隔に関する条件があり、さらにバス停を設置する際は高速道路の拡幅工事などが必要となり、地元からの要請の場合、こうした費用の負担は基本的に地元負担になるとのことであり、財政上の課題があります。このほかにもバス停へのアクセス道路整備などの課題があると認識しているところであります。

次に、子育て世代への防災対策についてですが、まず乳児用液体ミルクにつきましては、国は本年10月に乳児用液体ミルクの備蓄と活用について通知を発出しており、本市としても検討を行いました。現状では費用や保管上の課題などがあるため備蓄はせず、既に災害協定を結んでいる企業から非常時に提供いただけないか、協議を進めてまいりたいと考えております。加えて、乳児のいる家庭に対しても、健診などの機会を利用し、災害発生時の母乳代替食品の一つとして乳児用液体ミルクの備蓄・活用を周知したいと考えております。

次に、子育て世代への防災対策などにつきましては、市では平時の備えや災害発生時にとるべき行動などの情報について、ホームページや津波ハザードマップ、防災マップなどに掲載しているほか、まち育てふれあいトークなどの機会に防災知識の普及啓発を行っております。しかしながら、議員も御指摘のとおり、子育て世代にとって特に必要な防災対策もあることから、その周知、情報発信の必要性は認識しております。

次に、子育てガイドブックへの防災対策情報の追加につきましては、記載内容などを含めて、庁内関係部局において検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所における子供用スペースにつきましては、学校を含む大規模な避難所では、施設管理者と協議の上、教室などを解放し、机や椅子を用意することで子供用スペースを確保できるものと考えております。

次に、子供用スペースなどを確保できない避難所につきましては、避難者の状況にもよりますが、小規模で部屋数が少ない避難所では子供用スペースを確保できない場合があるものと考えており、想定されるのは塩谷と銭函の両サービスセンターであります。

次に、子育て支援センターを子育て世代の避難所とすることにつきましては、現在は想定しておりませんが、今後、庁内で検討してまいりたいと考えております。

次に、人口減少に対応した取り組みについてですが、まず合計特殊出生率が低いことに対する見解につきましては、議員御指摘のとおり、本市の数値が全国平均の約8割にとどまっていることは人口減少が続く大きな要因の一つと考えているため、この数値を引き上げることが人口減少の抑制につながるものと考えております。

次に、人口減少対策が一刻の猶予も許さない状況についての見解につきましては、私もそのように認識をしております。出生数の減少が続くと将来の親世代が少なくなり、さらなる出生数の減少につながることから、出生数の減少に歯どめをかけるためには、先ほどお答えした合計特殊出生率の引き上げとともに、将来の親世代となる若年層や子育て世代の社会減を抑制する必要があると考えております。現在も雇用や子育てに関する支援策を実施しておりますが、内容の拡充や見直しを継続的に行うことで人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、18歳までの施策につきましては一貫したストーリーはありませんが、私の公約や若年層の流出といった現状を踏まえ、まず子育て世代に対しては、来年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から切れ目のない相談体制を構築するほか、安心安全を念頭に置いた子育て支援策の充実に努めます。

また、次代を担う児童たちには、スポーツや文化、芸術を通して豊かな感性を育み、潜在的な可能性を引き出す教育環境づくりを進めるとともに、ふるさと教育の推進により地元への愛着心を醸成いたします。さらに中学校や高校の生徒たちには、高い技術力を有し国内外に広い販路を持つ地元企業などへの理解を育み、若者就職マッチング支援事業などを通じて地元への定着を促すことにより、人口対策の面からも若年層の地元定着につなげてまいりたいと考えております。

次に、市民の方も交え事業の必要性などについて議論を行うことにつきましては、第7次総合計画の推進にあわせて事業評価の視点を取り入れた施策評価を行い、その結果を有識者や市民の皆さんにも評価していただく市民評価を検討しており、それらを実施する中で、職員の意識改革の醸成及び市民の皆さんの行政、まちづくりに対する参加意識の高揚などにつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）

○1番（横尾英司議員） 次に、公共施設再編について質問いたします。

公共施設再編素案について、背景として、全国的に人口減少と少子高齢化が進展している中、地方自治体の財政も厳しい状況が続き、現在保有する多くの公共施設等の老朽化対策が課題となっており、小樽市でも厳しい財政状況と公共施設等の老朽化対策の課題を抱えていることから、その課題解決と将来負担の軽減を図るため、平成28年度に公共施設等の計画的な管理等を定めた小樽市公共施設等総合管理計画を策定しました。

その公共施設等総合管理計画等について、今回の公共施設再編素案が示されるまでの経緯を実施してきた事業も含めてお聞かせください。また、この総合管理計画で試算された将来の施設更新費用の内容についてお示しください。

公共施設再編素案は、今まで相当な時間をかけて進められ、市民や利用者の意見なども反映させてきたものを積み上げて作成してきたものであったかと思えます。今回の公共施設再編素案では、利用者の利便性を考慮しながら将来の厳しい財政状況も考慮し、実現可能で施設量の削減効果の高いケースを優先的に採用したものを再編素案1とし、次に削減効果が高いケースを再編素案2、市民の皆さんの施設整備の要望を可能な限り実現するケースを再編素案3で示しました。では、どのような議論を経てこの3案に絞られたのか、経緯と議論の内容、ほかのケースからこの3案となった理由をお示しください。

また、この再編素案3は、市民の皆さんの施設整備の要望を可能な限り実現するケースであるということでしたので、ほかのケースを検討する際にも、再編素案3で示した費用約174億円、施設量約9万3,900平方メートルが上限の目安であったと考えてよいのでしょうか、見解をお示しください。

次に、市民意見交換会についてです。

市民との意見交換会とは、市が地域住民等の意見を聞くだけでなく、双方が意見交換して計画の内容を詰めていくために開催するものだと認識しています。今回開催した市民との意見交換会の目的、当初の想定として何を説明し、どのようなことを理解していただいて、どのような意見を交換することとしていたのでしょうか、お聞かせください。

市民から多くの意見をいただき、庁内議論等を行った結果、現時点で再編計画案へ絞り込むのは困難であることから、今回のスケジュール変更となりました。公共施設再編素案の中では、「提示した再編素案の組合せのみではなく、市民意見交換会等のご意見や、将来の本市財政において負担可能なケースを選び出し、組み合わせることで、一つの「再編案」とし、最適な「再編計画（案）」の策定を目指します。」としていました。

市民からの意見があることを想定していたはずですが、今回の意見交換会ではその想定を超える意見があったということでしょうか、その意見とはどのような意見であったのでしょうか、お示しください。また、この庁内議論で行われた会議と検討内容について具体的にお示しください。

意見交換会では、拙速であるとの批判意見があったと聞いております。このような公共施設の統廃合について市民の理解を得る上では、客観的なデータの提供が重要であると考えますが、公共施設のコストデータがきちんと示されれば的確な状況判断ができるはずですが、他の地域においてもこれまで施設統廃合で問題を起こしてきたのは、そういった説明をしないままで行政側が施設を廃止あるいは統廃合するという話を唐突に住民に押しつけてきたからであると、数多くの公共施設マネジメントに携わってきた専門家は示しています。では、事前に説明すればよいかということになりますが、ただ統廃合をするからよろしくというだけでは、反対の感情を抑え切れるものではありません。情報の透明化や可視化が重要であるとよく言われますが、客観的な数字を示しながら、行政と市民が同じレベルに立って問題の解決策を考えていくという姿勢が大事です。

今回の公共施設再編計画は、小樽市の厳しい財政状況を踏まえ、公共施設等の老朽化対策の課題の解決と将来負担の軽減を図るために策定を目指していますが、今回の意見交換会では、財政面などの課題や公共施設のコストデータなどをきちんと示し、各施設に対しての意見が出た際には具体的な数字などを示しながら意見交換するということができなかったと感じますが、見解をお聞かせください。

次に、公共施設の有効活用と機能についてです。

11月29日に、産業会館に生涯学習機能を入れるとの報道がなされました。公共施設再編素案では、生涯学習プラザの機能については商業高校または新体育館に移転し、産業会館については、「市中心部の利便性が高い場所に立地し、耐震強度も有していますが、区分所有の建物に入っており、当面は現施設を維持」し、「ホール利用率が17%と低いことなどから、建物の有効活用について検討します。」とされていました。

素案以外にも想定するケースがあったと思われませんが、産業会館に生涯学習機能を入れるケースは想定されていたのでしょうか、お聞かせください。

生涯学習プラザの建物について、現在の生涯学習プラザの学習室等7室とホールを合わせると501平方メートルの面積があり、今回の素案では、とみおか児童館は210平方メートル、放課後児童クラブは151平方メートルの合計361平方メートルの機能を入れるとしていますが、単純に計算すると140平方メートルのスペースが残ります。このスペースは何かの有効活用する予定はありますか。

また、有効活用するのであれば、児童館の利用のきっかけとなるような、例えば乳幼児連れが授乳やおむつがえ等をするために、または食事を持ち込んで飲食できるようなスペースや設備を設けて、もっと気

軽に立ち寄れる場所として、子育て世代の方のニーズに合ったサービスを提供することもできると思いますが、その活用の方法についての見解をお聞きいたします。

この項目の最後に、今後策定を予定している長寿命化計画についてお聞きいたします。

今回の再編計画に係るスケジュール変更で、長寿命化計画の策定期間が短縮されることとなります。長寿命化計画を策定するに当たって必要となる取り組みや会議の回数など、具体的に予定しているものはありましたか。また、期間短縮により、どの部分の日程や作業に影響があると見込んでいますか、お示しください。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設再編について御質問がありました。

初めに公共施設再編素案についてですが、まず再編素案が示されるまでの経緯につきましては、平成26年4月に総務省から公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が通知されて、これを受けて、28年12月に小樽市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

その後29年度には、個別の施設利用者を対象に意見交換会を開催し、総合管理計画の内容について説明するとともに各施設の将来のあり方について意見交換を行い、各施設の将来のあり方の検討方針をまとめました。

30年度には、この検討方針をもとに、各施設の利用率や老朽度などのデータ分析の結果により、再編対象施設として39施設を選定し、各施設の再編方針や再編手法の検討を行いました。さらに、取得することとした小樽商業高校を含めた三つの再編素案を策定し、本年第3回定例会でこれを報告するに至ったものであります。

次に、公共施設等総合管理計画で試算された将来の施設更新費用等につきましては、現在保有する公共施設等を全て保有し続けるなどの条件のもと、令和36年までの40年間の更新費用の年平均を試算したものであります。

その内訳といたしましては、公共施設が約63億3,000万円、道路が約21億1,000万円、橋梁が約1億2,000万円、上水道施設が約18億8,000万円、下水道施設が約30億9,000万円、病院施設が約4億4,000万円であり、総額として約139億7,000万円となります。

次に、再編素案として示した3案に絞った経緯等につきましては、庁内で組織する公共施設等マネジメント検討委員会において再編対象の39施設を選定し、対象施設の現状評価を行うとともに、各施設の再編方針や再編手法を検討いたしました。その上で、機能に着目した施設再編、統合化や複合化による再編形態についての議論を重ね、将来の市民の皆さんに過度な負担を残さず、各施設が抱える課題の解決につながる案や、市民ニーズに重点を置いた案など、三つの素案を策定したものであります。

次に、再編素案3の費用等につきましては、再編素案の施設総量の削減という基本方針の中で市民要望を可能な限り実現するための案であり、結果的に算出された施設量や概算の費用ですので、本市で負担できる上限の目安としてお示ししたものではありません。

次に、市民意見交換会についてですが、まず会の目的等につきましては、意見交換会では、今後策定する公共施設再編計画のたたき台となる再編素案に対して、市民の皆さんからの幅広い率直な意見をいただく場とすることを目的としたものであります。

そこで説明する内容としては、市が保有する公共施設は耐震性がなく、築30年以上経過した老朽化施設が多く、建てかえ等には多額の費用がかかることなどです。また、今後も一定の行政サービスを行うためには、支障がない範囲で施設量を削減する必要があることなど、素案の趣旨を御理解いただこうとしたものであります。

次に、今回出された意見につきましては、平成29年度に実施した総合管理計画の説明を行う市民意見交換会とは違い、今回は各施設の具体的な再編素案をお示ししたため、特に再編対象となった施設利用者の方々から、現地での建てかえや既存の施設の有効活用など、再編素案にはない新たな御意見もありました。

次に、計画策定スケジュールの変更に関する庁内議論につきましては、10月に市内7カ所で延べ8回実施した市民意見交換会で、三つの素案に対しての多様な意見や素案にはない意見が出されたことなどから、公共施設等マネジメント検討委員会において最終的な計画案を策定する上で素案の見直しも必要であると判断し、改めて時間をかけて検討することとしたものであります。

次に、市民意見交換会での説明につきましては、財政状況やコストデータは一定程度再編素案の資料に示しておりますが、限られた時間の中で、市が保有する施設の現状や課題の説明に重点を置くとともに、意見交換の時間を確保するために具体的な数値を説明する時間が十分になかったものと認識しております。

次に、公共施設の有効活用と機能についてですが、まず産業会館の活用につきましては、当該施設は2階ホールの利用率が低いことなどから、建物の有効活用について別途検討しておりましたが、再編素案の策定時には当面は現施設を維持するものとしており、学習・交流機能の移転先という考えはお示しておりません。

次に、再編素案における現在の生涯学習プラザにつきましては、とみおか児童館と放課後児童クラブの移転後の面積は、両施設の設置基準により設定しているため、約140平方メートルのスペースが生じるとしていますが、その部分の有効活用については、議員御指摘のように、子育て世代の方のニーズに合ったサービス提供場所として活用することも有効な方法でありますので、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、長寿命化計画策定作業につきましては、長寿命化計画の策定は、国の要請により、令和2年度末までに完了することとなっております。この計画の取り組みは、再編施設の整備時期及び単独で残す施設の改修内容と改修時期を整備コストの平準化を勘案しながら設定し、予防保全型の維持管理方針を策定するものであります。

また、策定スケジュールの変更に伴う個々の作業の影響については、委託業者と協議しながら精査しておりますので、会議の回数などは現時点では未定であります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）

○1番（横尾英司議員） 肺がん検診について質問いたします。

日本ではがんに罹患する人は年々増加傾向にあり、がん対策は一億総活躍社会の実現に向けて取り組むべき課題の一つであります。また、2018年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画においては、生涯のうちに約2人に1人ががんに罹患すると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題であることから、国のがん対策の全体目標として、がん予防、がん医療の充実及びがんとの共生の三

つの柱が掲げられました。

国立がん研究センターによれば、2017年にがんで死亡した人は37万3,334人に上り、そのうち死亡者数及び死亡率の一番多い部位は肺との報告がなされています。一方、総務省が公表している2017年度の職域を除く肺がん検診の受診率は全国平均で7.4%にとどまっており、がん対策推進基本計画で設定されているがん検診受診率の目標値50%とは大きく乖離している状況です。日本対がん協会によれば、無症状のうちに検診を受診した人は早期の肺がんが発見される可能性が高いことから、肺がん検診が非常に重要であることが示されています。

なお、2018年時点の肺がんの5年生存率は、病期Ⅰ期では82.0%に対して、Ⅱ期では50.2%、Ⅲ期では21.3%、Ⅳ期では4.9%と、肺がんの進行に伴い予後も悪くなることから、早期発見は重要であり、早期発見のための肺がん検診の受診率向上が大変重要となります。

では、小樽市の肺がん検診受診率向上の対策について質問いたします。

肺がんの罹患者数及び死亡者数は何人ですか、お示ください。また、肺がん検診の目標受診率は何%で、達成するには何人受診させる必要があるのか、肺がん検診の現状の受診率と受診者数についてお示ください。

対象者個人に対する個別受診勧奨は既に多くの自治体で受診率向上の成果が報告されていることや、米国疾患管理センターのレビューにおいても、個別勧奨は科学的根拠に基づいた受診率向上施策であることが実証されていることから、国は個別勧奨の実施を推進するために、市区町村が実施する個別勧奨に対する補助事業、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を設けています。

総務省の調査では、がん検診対象者全員に個別勧奨を実施している自治体は全体の25.5%にとどまっていることや、より多くの対象者、対象者全員に対して個別勧奨を実施している自治体のほうが受診率が高い傾向にあることも報告されています。

小樽市では肺がん検診の個別勧奨は実施していますか。個別勧奨している場合、その対象者はどのようなになっていますか、お示ください。

肺がん検診の受診率向上のために、肺がん検診対象者全員への個別の受診勧奨の実施をすることが効果的であると考えますが、見解をお聞かせください。

国は、がん検診の受診率向上のための有効な施策として、特定健診とがん検診の同時受診を推奨しており、多くの自治体で特定健診と肺がんを含むがん検診の同時受診が導入されています。

また、厚生労働省が発行する、今すぐできる受診率向上施策ハンドブックでは、同時受診の際に検査項目のオプトアウト方式を導入することも効果が期待できる施策の一つとして紹介されています。オプトアウトとは、希望すれば特定健診と同時にがん検診を受けられるオプトインのことではなく、断らない限りは特定健診と同時にがん検診をセットで受信することになるオプトアウトのことです。この手法は、ジェネリック医薬品の処方箋や大腸がん検診などの各種保健事業において既に導入されています。肺がんを含むがん検診をオプトアウト化することは、受診機会を広げるとともに、肺がん検診の受診率を高めることにつながり、早期発見、早期治療を促進することは、小樽市民の健康維持のためには非常に重要であると考えます。

特定健診と肺がん検診の同時受診及びオプトアウト方式の導入について、小樽市の現状と、導入していない場合は、導入についての見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） ただいま、肺がん検診について御質問がありました。

まず、本市の肺がんの罹患者数等につきましては、罹患者数は、北海道が公表している直近の北海道のがん登録状況によりますと、平成27年で146人となっております。また、死亡者数は、国が公表している平成29年の人口動態統計で127人となっております。

次に、本市の肺がん検診の受診率などにつきましては、目標受診率は国のがん対策推進基本計画で設定されている目標値と同じ50%としております。本市として目標を達成するためには、職域で検診を受診できる方などを除く40歳以上の市民、約2万6,000人の対象者のうち1万3,000人に受診していただく必要があります。一方、実際の受診率は、平成29年度で8.6%、受診者数にいたしますと2,219人となっております。

次に、個別勧奨の実施とその対象につきましては、個別勧奨は肺がん検診だけではなく、その他のがん検診の勧奨とあわせて平成29年度から実施をしております。今年度の個別勧奨の対象は約1,400人であり、国民健康保険加入者のうち50歳から60歳までの偶数年齢の方へ書面により個別勧奨を行っております。

次に、対象者全員への個別勧奨につきましては、個別勧奨は受診率向上に関して一定の効果があると思えますが、実際の検診対象者には市が把握することができない協会けんぽや健康保険組合加入者などが入るため、対象者名簿の作成ができないことから、全員への個別勧奨の実施は難しいものと考えております。

次に、特定健診と肺がん検診の同時受診及びオプトアウト方式の導入につきましては、本市では地域のけんしん、バスツアーけんしん、セットけんしん、日曜けんしん、街頭検診の五つの方式で集団検診を行っております。このうち、街頭検診を除いては、特定健診と肺がん検診の同時受診がおおむね可能となっております。

オプトアウト方式については、受診率向上のための有効な手法の一つとして考えておりますので、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

○1番（横尾英司議員） それでは、何点か再質問させていただきたいと思えます。

初めに、財政問題、予算編成方針についてです。

予算編成につきましては、高度成長期から財政再建、行革時代、そして地方分権期というところで、予算編成方針は全体として大きく変わってきたと聞いておりますが、今はそれぞれの自治体の運営能力が問われる時代ということで、見直しもかなりやっていると聞いております。

今の事業積み上げ方式ですけれども、財政担当の権限がかなり集中していて、そういった部分もそれぞれの部署の自由度とか、そういったものが若干なく、財政部にだめと言われればだめというような形になっている。そういった権限があるのかなと思うので、そういった部分も今の時代に合った見直しというのが必要ではないかなと私自身考えているのですが、そういった財政部門の権限がやはり少し強い方式なのかどうか、その見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

私がお聞きした人口減少の対策についてなのですが、ゼロ歳から18歳までのストーリーの部分で、ストーリーはないということと、事業の話をさせていただきましたが、このストーリーについての私のイメージといたしましては、市外の方にぜひ小樽で子育てしないかといったときに、どう説明をするかという部分で、小樽市の特色は、ホームページをよく見るとプロフィールが載っていますけれども、自然環境だとか、そういったものを生かした教育だとか、そういったものをやられていると思うのですが、市

民が小樽市で子育てするには、こういったほかの都市にはないような特色があるのだよというものが必要かと思うのですが、そういったものがもし頭にあれば、少しお話をさせていただくと、市民の方も、市外の方だとか、これから子育てしたいという方が小樽市で子育てをしたいというような思いをいただけるものが、ほかの都市ではなく、小樽市を選ぶというものが何かないかなというところがありましたので、もしできていないのであれば検討もしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、お聞かせください。

公共施設再編についてですけれども、私が思ったのは、拙速であるという意見が出たというのが、この市の計画の進め方が本当に時間が短かっただけなのか、先ほど言ったようなコストの部分だとか、資料だけの説明になってしまって、その時点で実はこの施設についてはこういう状況になってしまっているところが説明できていけば、もう少し違うような話になったのかなというのは、先ほど言っていた数多くの公共施設の再編をやってきた専門家というのは、私は書籍で読んだのですが、その部分で大きく唐突な説明だったとか、拙速だというような意見が出るということがありますので、その部分が結果大きな意見だった。

本当に時間だけではなくて、そういった説明があることによって、もう少しその意見が緩和されたのではないかなと思うのですが、この拙速だという意見の要因はやはり、そういったコストだとか、その部分を理解していただく説明ができなかったことにあるのではないかなと思うのですが、そこをもう一回聞かせていただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 横尾議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、予算編成のあり方についてにかかわると思うのですが、現在のやり方は事業の積み上げ方式になっていますが、今御指摘がありましたように、自由度という言葉が使われましたけれども、職員からいろいろな意見を聞くということは、これはやはり大事なことだろうというふうに思っております。

財政部の権限が多少強いのではないかなという御懸念も示されておりますけれども、財政部は財政部でそれなりの権限を持っていなければいけないと思いますが、こういった形になるかわかりませんが、職員の自由な発想をくみ上げていくということは別の場面でもしっかり考えていかなければいけない問題だというふうに考えております。

それから、18歳までのストーリーについて一貫したものは無いのですが、今御指摘をいただきましたように、移住政策の中で、市外の皆さんに小樽の魅力みたいなものは、いろいろな場面でお伝えはさせていただいておりますけれども、多分、子育て世代にターゲットを絞った形での情報発信というのは十分できていないだろうというふうに思っております。改めて、今庁内でどのようなことが行われているかどうか確認をさせていただいた上で、そういった視点が足りないようであれば、やはり通常の移住策に加えて、子育て世代をターゲットにしたような施策といたしますか、方法というものは考えていかなければならないのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから3点目でございますけれども、これは今回の意見交換会への臨み方だったのではないかなというふうに思っております。これは私ども大変反省をしているところでございます。具体的なプランを今回お示ししたわけですから、いろいろな意見が出るだろうということは想定できたとは思いますが、担当者だけでこの意見交換会に臨ませたということについては、市長として十分反省をしております。

ます。今後、意見交換会を行うようであれば、しっかりとそういった体制も念頭に置きながら臨んでいきたいというふうに思っているところでございます。そういった十分な回答を得られなかったということで、多くの参加者が不満に感じられたということかと思っておりますので、そういったことのないような体制でこれから臨んでいきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

○1番（横尾英司議員） 1点だけ再々質問させていただきたいと思えます。

先ほど予算編成の部分がありましたけれども、総合計画等をつくりましたので、これから政策的なものを考えていかなければならないという部分では、やはり今の企画部門にもかなりの権限を持たせていかなければならないのかなという部分もありますし、ほかの市でも、そういった財政部と、それと別個でこれから本当に子育て世代だとか、そういった方たちに対する政策もしていかなければならないという部分では、従来やってきたことと、これから政策的な予算をつくっていかなければならないという部分では、企画部門にある程度の権限を持たせるというのがあると聞いています。

政策を進める上での部門にも若干そういったことを持たせるだとか、例えば財政部と企画部門を一緒にするというようなお話もしているというか、実際実行しているところもありますけれども、そういった今やっている施策の財政的なものを見る財政部と、これから本当にこの人口減少に対する政策としてやっていかなければならない部門に権限を持たせるというような考えがありますが、そういった部分についてももし見解があればお聞かせ願って、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 組織の関係になりますけれども、確かに多くの自治体では企画部門と財政部門を一緒にしているような自治体もあるというふうに考えておりますが、私どもといたしましても、これからの予算を編成していく上で大事なことというのは、今回、第7次小樽市総合計画を策定したということ、それをどういうふうを実現していくかということ、六つのまちづくりのテーマがありますけれども、それをどういった形で実現していくのかということに加えて、やはり大変大きなことは、人口問題にどう向き合っていくかということになりますと、財政部と企画部門との関係は十分考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

企画部門にある程度権限を持たせてはという御提言ではありますけれども、今市では、令和3年度に向けて機構を改革していこうという考えもございまして、その議論の中で、財政部あるいは企画部門のあり方というのは検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 高橋 龍

議員 小 貫 元

令和元年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和元年12月10日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
水道局長	加賀英幸	総務部長	日栄聡
財政部長	前田孝一	産業港湾部長	上石明
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	相庭孝昭	福祉部長	勝山貴之
保健所長	貞本晃一	建設部長	西島圭二
消防長	土田和豊	病院局小樽市立病院 事務部長	金子文夫
教育部長	森貴仁	総務部 企画政策室長	林昭雄
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	柴田真紀
書記	北岡尚
書記	河崎仁美

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第33号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、代表質問をさせていただきます。

項目によっては重複もあろうかと思いますが、通告に従いまして質問いたします。

まず、この項では地域福祉計画についてです。

本会議や委員会でも取り上げてまいりましたが、本日も今年度の進捗または考え方に関して質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

現在、本市においては、地域福祉計画策定委員会も立ち上がり、その策定に向けた活動が進んでいるところと認識をしております。たびたび質問をまいりましたが、本計画は市の福祉に関しての最上位計画であります。フォーマットありきの他市と似通った計画ではなく、小樽の中における地域ごとの特性を盛り込んだものにしなくてはなりません。

伺ったお話によると、策定委員会の皆様の意識も非常に高く、心配の必要がないほど貴重な御意見が多く上がってくるのではないかと、むしろ期待をしているところでもございます。

進捗についても状況はある程度お聞きしてきました。計画策定に向けてアンケート調査が行われ、その内容については以前に予算特別委員会でも質問させていただきましたので、今回は結果に関して伺います。

アンケートは2,000人の方に抽出調査を行ったと記憶しております。当初、回収率は20%程度を見込んでいたのですが、実際に戻ってきたものは何件で、回収率としては何%でしたか。加えて、回収率についての所感をお示しください。

集計に関しては、外注ではなく原課で行う旨もお示しいただいておりました。現在、集計はどの程度進んでいますか。重要なのは、その集計の後の分析をどのように行うのかです。種々の御意見がある中で、多くを占めるものは既に市として課題認識をしている部分ではないかとも考えます。そこは最大限配慮する事項と位置づけるのはもちろんですが、こうしたアンケートをとって改めて気づかされる御意見も少なくないのではと思います。これをいかに計画に反映できるのかが、公共の幸せイコール福祉のあり方ではないかと考えております。

そのためにもできるだけ多くの側面からアンケートの回答を見ていただきたいと望んでおりますが、アンケート分析に係るスケジュールとその業務は何人で行うのかを伺います。

地域福祉課のみならず、ダブルチェック的にどこかの段階で関係部署にも御意見を募ってみてはいかがでしょうかと思います。

現在の状況に戻りますが、このアンケートの中でこれまで議論の俎上にのせられていなかったものの、計画の中に盛り込んでいかななくてはならないという気づきにつながる御意見もあったかと推察いたします。その中から幾つかを例示いただけますでしょうか。

冒頭でも申し上げましたように、計画については策定委員会で内容を検討していくものであり、令和2

年度内に議会にも示されるというスケジュールであると認識をしております。

この地域福祉計画では、その中に地域での多世代交流の拠点づくりなど、象徴的な事業も盛り込まれるものと考えますが、今本市の考える中でどのような事業をこの地域福祉計画に登載したいと考えておいででしょうか。

今の質問で申し上げたことと重複するかもしれませんが、福祉に関しての総合的な相談窓口を設置することも検討されていることと思います。一口にワンストップ的な総合相談窓口といってもさまざまな方法があるわけです。新たな窓口をつくり、サテライト的に各課の職員を配置するのか、広く知識を有する職員がコンシェルジュ的に対応していくのか。それに加えて、各課から窓口を担当職員を必要に応じて適宜呼ぶという形も考えられます。いずれにせよ、それぞれメリット、デメリットはあるわけです。でき得る限り、相談に来られる方々にとってのストレスを減らし、かつ、部署間のシームレスな連携を図ることが望まれます。

このワンストップ窓口についての考え方をお示しいただきたいのですが、特に課題として考えられる点があります。

令和2年度中に子育て世代包括支援センターいわゆるネウボラのようなものが保健所内に新設され、そこでは子育てについて丸ごと受けとめる窓口の機能を持たせることと思いますが、福祉分野とのかかわりが非常に高いということです。子育て世代包括支援センターは保健所庁舎に設置し、福祉の窓口は別途市役所庁舎に設置とした場合、業務が一部重複してしまう懸念があります。人員のリソースを余計に割かなければならないこと、利用する方もどちらに行けばわからなくなるというケースも想定されます。福祉の窓口を子育ての窓口と併設する形で保健所に設置する方法もありますが、そうすると今度は本庁舎から職員を保健所に呼ぶこととなり、それはそれで業務の効率が低下することになってしまう可能性もあります。さらに言うと今後、令和3年度に予定されている市役所の組織機構改革とも大きくかかわってくるものですので、柔軟な発想が求められます。現時点で明確なお答えは難しいかもしれませんが、今、検討しなければ、後にさまざまな点でハレーションを起こす可能性をはらんでおります。この点について、市の目指すべき方向性をどのように捉えていますか。課題抽出とその整理という観点も踏まえて、お答え願います。

さまざまな観点で地域の課題を知り、地域住民の方々の困り事を最大限解決していくための産みの苦しみのフェーズであるわけです。固定観念にとらわれず、柔軟な発想を持ってエポックメイキングな解決ができたとき、地域福祉計画としては後発ですが、理想のモデルケースにたどり着けると期待をしております。私も今後折を見て微力ながらアイデアの提言をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。ましてこの項の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、地域福祉計画について御質問がありました。

まず、アンケートにつきましては、無作為抽出した2,000人を対象に9月13日から30日までの間、郵送方式により実施し、回収件数683件、回収率34.2%となりました。統計学上、本市の人口規模において分析に必要な回収件数は400件であり、回収率を20%と見込んだところでありましたので、これを上回る結果となり、市民の皆さんには関心を持っていただけたものと考えております。

次に、アンケートの集計の進捗状況につきましては、選択式の設問の集計までは終了しておりますが、自由記載の設問も多かったため、現在はこれらの整理に取り組んでいるところであります。

次に、アンケート分析につきましては、担当主幹ほか3名で取り組み、今年度末までに終えて報告書を作成したいと考えております。また、分析に当たっては、関係部局からも意見を徴していきたいと考えております。

次に、アンケートから気づきにつながった御意見につきましては、アンケートで集計できている項目の中では、地域の支え合いの必要性、相談窓口や居場所づくりを望む回答が多かったのですが、これまで議論の対象になっていないもので、計画に盛り込んでいかなければならない気づきにつながる意見については、自由記載欄の分析が終わっていないため、現時点でお示しすることはできません。

次に、計画に登載したい事業につきましては、具体的な事業はこれから検討してまいります。アンケート結果からも相談支援体制の充実が必要と考えられることから、民生・児童委員、町会や福祉関係機関等で構成される地域ネットワークの構築・強化によって、地域住民の困り事を把握し、適切な支援に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、福祉に関する総合的な相談窓口の方向性につきましては、近年複数の課題を有する世帯からの相談も多くなってきていることから、1カ所で相談を受け、適切に関係機関につなぐことのできる窓口が必要と考えております。

また、業務の重複を防ぐためにも、御指摘のありました保健所に設置予定の子育て世代包括支援センターを含め、庁内各部局との連携を図りながら、相談者に寄り添った対応のできる体制を構築していかなければならないと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 続きまして、第2項目の質問です。

野外彫刻等についてお聞きいたします。

市民、観光客の集まる場所や公園または学校などに多く設置されている野外彫刻は身近でありながらもアートに触れることができ、芸術的素養の醸成に寄与しているものと感じます。設置される場や、そこに来られる方に合わせた作品の展示がなされることは、まちとしても文化の底上げにつながるものであり、見る人の目を楽しませています。

しかしながら、他方で、そこにあることが当たり前になってしまっていることも事実で、風雨にさらされ、汚れてしまうものも少なくありません。台座の表面にまでクラックが入ってしまっているものもあると聞き及んでおります。それは、本市に限ったことだけではなく、他の自治体においても同様のケースは散見されています。テープカットがゴールで、その後は文字どおり放置の状態とやゆされているのが現状なのです。いわゆるパブリックアートとして親しまれるべきものですが、そこにあることが当たり前になってしまうと、ともすれば、管理・保全がおざなりになってしまい、前述のとおり、行政の中ですら重要視されないということが起きてしまいます。ですが、本来は道路などのインフラと同じように適宜手を入れていかななくてはならないのだと専門家の方からもお聞きしたところであります。

野外彫刻はさまざまな材質でつくられていますが、一例として挙げると、ブロンズ像は本体については堅牢なつくりであり、よほどのことがなければ破損はしないものと認識しています。ただし、問題はその台座部分及び固定をするための鉄筋などの老朽化です。一般的なブロンズ像の台座の材質は、見かけ上、

花崗岩、つまり御影石であるのがポピュラーです。それは、石材として高価なため、多くは外側のみ化粧板のように御影石を張りつけ、その中は鉄筋コンクリートであるケースが少なくありません。鉄筋コンクリートの耐用年数は 50 年程度とも言われる中で、土台のコンクリートの破損もしくは中の錆びた鉄骨が破損してしまうと像が倒れてしまうおそれもあり、大きな事故がいつ起きてもおかしくないわけです。

現に、札幌市にある札幌市立本郷新記念札幌彫刻美術館においても、1963 年に製作された「鳥の碑」という作品が倒れて、職員の方が大けがをしたという痛ましい事故が起こっています。地震を初めとする自然災害が頻発している昨今においては、防災の観点からも本市の一刻も早い対策が望まれます。

以下、質問をさせていただきます。

まず、確認として伺います。市域には約 40 の作品は確認できましたが、それより多くのものがあるのかを把握し切れておりませんので、野外彫刻等が幾つ展示されているのかをお示しくください。

また、銭函駅前の「炎」という作品に関しては、寄贈を受けてから 35 年がたち、撤去の方針から一転して補修を行うということが報じられていました。同様の作品は小樽公園にもあるものと認識をしています。前者の銭函駅前に置かれているものとしては、北海道新聞の取材に対して、建設部用地管理課がコメントを出しておいででした。

ここで伺いをしたいのは、管理等に関しての担当はどこ部署が担っているのかということです。幾つかお聞きいたしますが、個人のアトリエなどは除き、市内のパブリックスペースに設置されているものは、どの程度、何基が小樽市の管理なのでしょうか。

そして、それら彫刻等のデータは一元管理されていますか。

制作年、設置日、作者名、材質、作品名などはアーカイブ化されているのでしょうか。

また、データ管理をしている担当部署はどこになるのかもお示しくください。

加えて、補修及び維持管理についての担当も同じ部署であるのかお示しくください。つまり、公園に置かれているものは公園緑地課、学校のものは教育委員会などといった形なのか、全てどこかの部署が一括で管理をしているのかということですが、いかがですか。

若干、話の本筋を逸れてしましますが、移設等についてもお聞きします。

学校の中にもブロンズ像は設置されています。定番のもので申し上げますと、二宮金次郎やロダンの考える人などが浮かびますが、再編で閉校になった学校に置かれていたものなどはどうなっていますか。

跡利用などで校舎を売却した際に移設は行われているのでしょうか。

さて、ここからが今回の質問の本題になる部分です。彫刻等に関して、清掃や点検は定期的に行われているのでしょうか。やっているとすれば、その頻度及び点検の手法についてを示していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。もし、やっていないもしくはその頻度が極端に少ない場合はその理由をお示しくください。

ぶしつけな言い方で申しわけないのですが、仮に点検を行っていても、それが万一目視のみであった場合はきちんとした点検作業には当たらないのではないかと考えます。というのも、先ほど申し上げたように見えない箇所が破損しているケースも多いからです。見てとれるのは、直接的な汚れや外側にも及ぶほどの大きな破損です。問題なのは、表面上見えずに実際にさわってみてふらつきが判明することがあるという事実です。化学の勉強を思わせますが、ブロンズ像の場合、台座から固定する鉄と本体であるブロンズが接しています。そこに電位差が生まれます。その電位差により、異種金属腐食が引き起こされるといえます。つまり、それぞれの金属を単体で置いた際の酸化などによる経年劣化よりも早く限界が訪れてしまうことも考えられます。先ほど申し上げた本郷新美術館で倒れてしまった作品も、像の本体と土台とを固定する鉄製の棒が腐食により折れてしまったということです。要するに、頑丈そうには見えませ

が、その後の経過をきちんと確認し続けなくては、安全性を担保し続けることは当然ながらできません。それを踏まえて質問をいたしますが、ここ数年で市民からの通報なども含めて、危険が認められたものはありませんか。

銭函駅前の作品「炎」の場合は、建設部で予算計上をして今後補修を行うような報道がありましたが、この作品は鉄製で補修にはかなりの費用がかかるとの印象を受けました。今後補修に向けて小樽市としてどのように進めていくのかお示してください。

この項最後に、ここまで申し上げてきた問題点などをもとに、改めて野外彫刻等のデータベース化及び調査・点検と必要に応じた補修を行っていくべきと主張をいたします。もちろん一気に全てできるものではないのは理解をいたしますが、建立の年次や材質、または展示の環境などにより優先順位をつけた上で見直しを図っていただくよう要望いたしますが、その点において本市のお考えをお示してください。手入りを怠らなければ、後世に残る身近な文化、芸術として今後も生き続けるものです。ぜひ、前向きな御答弁をいただけますようお願い申し上げます。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、野外の彫刻等について御質問がありました。

まず、市域で展示されている野外の彫刻等につきましては、市で把握しているものとしましては、像や歌碑、句碑等を合わせ125件となっております。

次に、パブリックスペースに設置されている彫刻等につきましては、市が維持管理をしている彫刻等は65件あり、材質の情報はありませんが、名称、所在地、建立年月日、建立者などの項目について企画政策室でデータを一元的に管理しております。

また、維持管理はそれぞれの作品の所管部局で行っております。

次に、閉校になった学校に置かれていた彫刻等につきましては、跡利用の決定に伴って敷地内で移設した例や、民間事業者がそれらを含めて跡地を売却した例もありますが、多くはそのままの状態で見存をしております。

次に、野外の彫刻等の清掃や点検につきましては、一部では定期的に年2回、触診による点検を行っているものなどありますが、ほとんどは目視によって不定期に確認をしている程度であります。頻度が低い理由としましては、彫刻等の清掃や点検の必要に対して、職員の意識が十分に行き届いていないためであると感じております。

次に、ここ数年で危険であると認められたものにつきましては、先ほど議員からお話のありました銭函駅前の「炎」というモニュメントについては、市民から補修の要望を受けて市が調査したところ、危険であると認識したものであります。このほかの彫刻等については点検によって危険と認めたものはありません。

次に、「炎」の補修に向けた進め方につきましては、現在、具体的な補修方法のほか、新設などの場合も含め、耐久性や経済性などについて比較検討を行っております。これらの結果をもとに、市としての考え方を整理した後、寄贈していただいた方や地域の皆さんの御意見を伺った上で最終的な判断をしたいと思いますと考えております。

なお、いずれの方法におきましても、現地での補修は難しいことから、危険回避のためにも一時的に撤

去することを考えております。

次に、野外の彫刻等の点検や補修につきましては、今後はこれらの材質や劣化なども含めて調査の上、データベースに登載することで状況を把握するとともに、所管における維持や保全への意識づけをしながら、改めて管理を徹底させてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 公共施設再編についてお聞きいたします。

先日、担当主幹より御説明もいただきましたが、本来今定例会に出されるはずの再編計画案の提出が延びることとなりました。10月に7カ所、8回行われた市民の方々との意見交換会において、さまざまな御意見が出されたことにも起因しての延期であると認識しております。この間、私も多くの方からのお声を伺ってまいりましたので、そこでいただいたことも踏まえて質問をいたします。

まず、確認までに、今定例会に計画案が示されなかったことについて経緯と理由をお示ください。

また、産業会館の活用案がにわかには持ち上がりました。公共施設として活用できるのであれば、立地や広さについては非常によい場であると考えますが、ここを活用するに当たってのメリット、デメリットを施設の機能などさまざまな側面からお示ください。

次に伺います。ちょうど、けさの新聞に改めて報道もなされていましたが、先ほどの産業会館の活用案ともかわり、生涯学習プラザ「レビオ」の移転案についても、意見交換会等を経て方向性が変わったことと認識しています。けさの記事の中では、産業会館への生涯学習機能の移転を考えている旨、11月28日の市長の御発言ということで紹介をされていました。

当初、予定していた生涯学習プラザの商業高校跡への移転は事実上なくなったと考えてよろしいのでしょうか。生涯学習プラザについては、意見交換会の場で多くの御意見があったと聞いておりますし、私も参加をさせていただいた消防庁舎講堂での会においても同様の声が聞かれたのも確かです。

ここで、この商業高校跡について、さらに別の質問です。

海上技術学校の短大化に当たり、商業高校跡の取得については2億円という金額が提示されました。10年かけての償還につき、1年当たりの負担は減る形ですが、それだけで開校できるものではないため、海技の仕様に合わせた改修を必要とすることと認識しております。

では、海上技術短期大学校を開校させるためにかかる改修費用はどの程度が見込まれますか。形としては、市が一旦先に学校としての施設を整えた上で貸付料をいただくということになります。年間の貸付料が幾らになるかによって、市の投資的経費が何年で償還されるのかが左右されます。

そこでお聞きいたします。今後、契約をして発生してくるであろう海上技術学校側からの貸付料についてはいつごろ決定に至るものなのかお示ください。加えて、その算出方法の考え方についてもお示ください。

少し話は戻りますが、前定例会で示された三つの素案に対し、御意見を聞いて一本にまとめるということでした。しかしながら、市民の皆さんの御意見の幅も広く出たために、あらゆるパターンの御意見があったという印象です。さまざまな世代、ライフスタイルの方々が、個々に公共施設を利用されておいでで、誰かにとつての100点が、別の方にとっては及第点に至らない場合も必ず出てくるのは市も御理解の上かと思っております。前回の定例会の際に申し上げたことも重複いたしますが、いかにして最大公約数を見出すのが命題です。

また、今後長い期間多くの費用を投じるのですから、そこに次の世代のことを考えた未来あるプランにシなくてはならないのは言うまでもありません。丁寧な議論が必要であります。他方では施設自体の老朽化は進み、安全性や機能の面からも早く建設を進めなければならないというジレンマも理解しております。利用する方々の声が必ずしもニーズとイコールではないのかもしれませんが、ほかの計画策定でも行われるように、抽出でアンケートを行った上で定量的なデータをエビデンスとして持つておくことも必要ではないかと考えます。

現状の説明の中では、来年の第1回定例会で改めて計画案が示されるということです。それに伴い、長寿命化計画作成のスタートが後にずれ込む形となります。そのスケジュールの中で、長寿命化計画が令和2年度末までに策定できなかった場合、国のペナルティーのようなものは考えられるのでしょうか。

また、同様の計画策定の段にある他都市との情報交換などはされていますか。

長寿命化計画について、もう少しお聞きしたいと思います。

公共施設等総合管理計画が、国からの指示により策定の義務が課され、公共施設再編計画と長寿命化計画が必要であるということは、前定例会でも触れさせていただきました。その際には、長寿命化計画についてほとんど質疑を行っておりませんでしたので、その点についての質問です。

長寿命化計画は既に策定済みの他市も多く、私もそのうちの幾つかを読ませていただきました。施設のライフサイクルコストの縮減や維持管理費用の平準化を図る事については共通して記載されていることから、盛り込むべき共通項があるとわかります。計画の目的、実態の把握、計画の方向性など再編計画も含めてのファシリティマネジメント、また優先順位のつけ方などについて計画に位置づけて、市域の公共施設の長寿命化を図るものであると認識をしています。そもそも、長寿命化計画の中に盛り込んで行かなくてはならない基本的な事項についてお示しをいただきたいと思いますが、いかがですか。

これまで、再編計画ができた後に長寿命化計画を立てるという説明をいただいておりますが、施設再編の対象にはならない可能性の高い施設もあるものと考えます。そうしたところから先に長寿命化計画の中に組み込んでいき、再編計画と並行して令和2年度末までに完成させるということは現実的ではないものなのかをお伺いしたいのです。その進め方として、再編計画ができてからでないと長寿命化計画に着手できないという理由をお示しください。

もし可能なのであれば、現状の案よりも時間的猶予が少しでも延びるのではないかという観点でお聞きしたものであります。原部から見て、それが浅薄な考えであるとすれば申しわけないのですが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

以上、第3項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設再編について御質問がありました。

初めに、今定例会に再編計画案を示すことができなかった経緯などにつきましては、10月に市内7カ所で延べ8回実施した市民意見交換会で、三つの素案に対しての多様な意見や、素案にはない意見が出されたことなどから、庁内の公共施設等マネジメント検討委員会において、最終的な計画案を策定する上で素案の見直しも必要であると判断し、改めて時間をかけて検討することとしたものであります。

次に、産業会館の活用につきましては、産業会館2階のホールが臨時休館となることから、公共施設の移転先としての検討を始めたところであります。この施設のメリットとしては、小樽駅や複数のバス路線

の停留所が近くにあり、交通の便がよい事や市中心部に位置していることから、まちなかのぎわい形成にも寄与することが挙げられます。

また、デメリットとしては、専用駐車場がないことや、エレベーターの設置などのバリアフリー化が難しいことなどが挙げられます。

次に、生涯学習プラザにつきましては、市民意見交換会では市内中心部を希望する意見をいただいたことから、その移転先については、素案のほかに産業会館2階も含めて、現在庁内において検討中でありませ

次に、海上技術短期大学の開校に向けて必要となる改修費の見込みにつきましては、短期大学校が専用使用する部分については、海技教育機構側で改修していただくこととしておりますが、間仕切りなどの共有部分の改修方法や負担割合を含め、改修費については海技教育機構と協議を進めているところで、現時点では申し上げることができません。

次に、海技教育機構への貸付料につきましては、短期大学校としての開校が令和3年4月に予定されていることから、遅くとも令和2年末には決定したいと考えております。

また、算出方法につきましては、小樽商業高校施設等の取得費を基礎とし、短期大学校の使用割合に応じて負担していただくように、海技教育機構と協議を進めているところであります。

次に、長寿命化計画を令和2年度末までに策定できなかった場合につきましては、改めて北海道に確認したところ、計画策定がおくれた場合の影響については、現時点においては国から示されていないとのことでありませ

また、他都市との情報交換については、これまでも情報収集を随時行ってまいりましたが、現在直近の計画策定状況や今後の見通しなどについて、道内主要都市に調査を行っているところであります。

次に、長寿命化計画に盛り込む基本的事項につきましては、国が策定したインフラ長寿命化基本計画において、対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用の6点が示されており、地方自治体もこれを参考に長寿命化計画を策定するよう国から要請をされてお

次に、再編計画策定後に長寿命化計画に着手する理由につきましては、平成28年に策定した公共施設等総合管理計画において、今後人口減少と財政状況が厳しさを増す中、行政サービス水準を維持していくため、施設の統合化や複合化といった再編手法を用いて、公共施設の総量を削減していくことを基本方針として定めたところでありませ

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）

○6番（高橋 龍議員） 最後の項目では、観光に関して質問をさせていただきます。

このところ、市役所庁舎内だけでなく、観光協会や経済界なども含めて観光税の話題をよく耳にいたします。私も観光税についての質問は行ってまいりましたし、導入に対して否定をするものではありません。むしろ、その税収により観光振興のための予算が確保され、本市を訪れる観光客の方々の満足度向上に寄与するような使途であれば大変すばらしいものだという認識を持っています。

現在、本市において、昨日までの議会議論、市の答弁からも、主に検討されているのは宿泊税であり、

確かに国内の他都市の先進事例を拝見するに、軒並み宿泊税の形をとっています。宿泊税を新設した場合、ホテル側が代理で徴収をし、その後、本市に納めるということが行政にとって進めやすいのは理解をいたします。ただ、ゲストハウスなど低廉な金額で宿泊できる施設がふえてきている中、宿泊税の対象外になるラインに料金を設定するというケースの増加も考えられます。決済に際しても、会計システムの改修などは想像以上に煩雑な作業であり、費用もかかるため、宿泊事業者に負担が大きいのも事実です。

10年以上前ですが、私はホテルのフロントで勤務をしており、ツアー商品の企画にかかわったり、インターネット上のプラン設定など、宿泊にかかわるさまざまな業務を行った経験がございます。在職当時、ホテル業界における「2007年問題」というものが起こりました。2000年を過ぎてから東京都内に外資系のホテルが多く建設され、供給過多の状況に陥った結果、首都圏の宿泊金額の暴落を招きました。そして、それが全国的な過当競争を引き起こし、地方においても宿泊金額が落ち込んだという問題です。

小樽も例外ではなく、その時期、規模の大きなホテルでも3,000円台で1泊できるという日が珍しくはありませんでした。薄利多売でサービスの質の低下を招いた施設も国内に多くあったと記憶しております。

このように、観光における宿泊料はさまざまな外的要因によっても数年単位で相場が変動してしまうということです。観光税導入に当たっては国内の事例だけでなく海外の事例なども含めて情報収集をしていただき、宿泊税以外にも入域税等、国内の税制上可能であるということが前提ですが、さまざまな検討をしていただきたいと思いますところでは。

さらには、観光税導入ということ自体はあくまで観光施策推進の費用捻出の手段であり、当然それ自体を目的としてはならないわけです。現状の観光における課題を抽出し、その解決には費用が幾ら必要なのか、観光税をどのような形で導入して、どの程度の税収につながるのか、前もって実態に即した制度設計をしなければ、せっかくの制度が形骸化してしまいます。

前置きとして非常に長くなってしまいました。観光税についての直接の質問ではありませんが、以下、本市の基幹産業である観光をさらに生かして伸ばしていくために、観光客を呼び込むための組織であり、受け入れの装置でもあるDMOに関してただしてまいりたいと思います。

これまでもDMOに関しては質問を行ってまいりました。2015年に日本版DMO候補法人登録制度が創設され、2020年のオリンピックイヤーに国内100のDMO形成を目指すというふれ込みでありました。本市も日本版DMOの設立については明言をされていますし、少しずつではありますが、前に進んでいる印象はございます。

以前に質問をした、その後の進捗状況の確認をさせていただきたいと思います。

まず、DMOの設立に向けて、小樽観光協会と小樽市観光振興室が同じ庁舎となり、ある程度日数もたちました。その後、地域DMO設立に向けての経過をお聞きます。

以前、DMOとしての収益事業を模索しているという旨の御答弁もありましたが、DMOとして行うべき収益事業は見えてきたのでしょうか。

日本版DMOの登録については五つの要件があります。

一つ目に合意形成。委員会や協議会などの設置を行うこと。

二つ目は戦略。データの収集や分析、戦略策定、KPIの設定とPDCAサイクルの確立など。

三つ目は事業と戦略の整合性。これは事業の調整及びプロモーションです。

四つ目に組織。法人格の取得、意思決定の仕組み構築に加えて、データ収集と分析に関しての人材が最低1名DMOへの専従で必要です。

五つ目として、安定的な運営資金。公的資金や収益事業の目途を示さなければならず、今ほどの質問で

伺ったのはこの点に関してであります。

では、次にこの五つの要件のうち、最初に申し上げた合意形成という点についてはいかがなのでしょう。そもそもDMOを設立することについてのビジョンやメリットは関係者間で共有できていますか。単に、観光協会、観光振興室の業務を引き継ぐ組織ではなく、あくまでDMOとしてさらに強力で観光客を誘引できる仕掛けづくり、まちのブランディングを一手に担う組織でなくてはならないわけです。DMO設立に向けた関係者会議などは直近でどのように行われていますか。

また、DMO設立に当たり、現在本市に欠けている要素があると考えますか。あるとすれば、どのような点または物事ですか。

先ほども述べましたように、国としては2020年までに100カ所のDMO設立を目指すと述べていました。この項、後段で取り上げる日本遺産と同様の数ですが、本市の状況を鑑みると来年度のDMO設立に関しては難しいものと考えます。

ストレートにお聞きしますが、いつごろの設立を目指して、それに向けたスケジュールや組織の内容などに関してどのようなお考えを持っていますか。

DMOが果たすべき役割の筆頭は稼ぐ力を発揮できるような観光地域づくりであります。昨今、連携は深められてきてはおりますが、以前のような事業者、団体、行政それぞれ個別の活動ではなく、今以上に一元的なプロモーションを行わなくてはなりませんし、人口減少を交流人口で補うことや、ひいては、観光からも定住につながられるような戦略が立てられる組織とするべく、引き続き御尽力をお願いいたします。

最後に、日本遺産についての進捗をお聞きします。

日本遺産の申請に向けてのリミットがそろそろ近づいてきて、作業も大詰めを迎えているのではないかと推察をしております。歴史文化基本構想も踏まえての物語の編さん、シリアル型の日本遺産との差別化や整理など大変な御苦労があることと思います。現在、ストーリーの骨子は既にでき上がっているとは考えますが、これらの作業は結果、どなたが、どういった手順で行われたのでしょうか。

さらに具体的に申し上げますと、物語の核となるキーワードやタイトル、話の構成などは認定を受けるに当たって当然非常に重要になるものです。もし差し支えがなければ、内容やボリュームなどどのようなものなのかお示しをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、地域型日本遺産を今年度申請するに当たり、今後どのようなスケジュールで進められるのかをお示しください。地域型日本遺産が認定されれば、シリアル型も合わせてまちづくりに生かしていくことになろうかと思えます。日本遺産の制度趣旨から考えても、そのビジョンは持っていなければなりませんし、さらに言えば、万が一仮に不認定であったとしても、そのストーリーが小樽の歴史として後世に語り継がれるものにならないといけないと考えます。来年度以降の歴史と文化にかかわる施策と絡めていく準備を進めなくてはなりません。

つまり、日本遺産に認定されてから補正予算でお金を工面し事業化するのではなく、先手を打つような施策を展開してはいかがかと考えます。先に認定されたシリアル型の二つの日本遺産と、これから申請を行おうとしている地域型の日本遺産、それぞれのストーリーを有機的に絡め、ここからリスタートを切るという意気込みで地域の活性化に取り組んでいただきたいと考えますが、本市の御所見はいかがですか。それらにかかわって考えている事業などももしあればお示しいただきたいと思えます。

この日本遺産認定への取り組みは過程のみを切り取っても従前の小樽観光にさらに深みを持たせるためのよい契機になったのだと感じておりますし、歴史や文化に対する意識醸成がまた一歩前に進んでいくことを願っておりますことを申し上げ、再質問を留保して会派代表質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、観光に関連して御質問がありました。

初めに、DMOについてですが、まずDMOとして行うべき収益事業につきましては、一般的には旅行業、イベント事業、物販事業があります。本市においては、物販事業は現在観光協会が観光物産プラザにて行っており、今後DMOの収益事業の柱になっていくものと考えられます。

また、その他としましては、将来的な安定収入を図るため、着地型の旅行商品の販売などを今後策定するDMO形成・確立計画の中で具体的に検討していく必要があるものと考えております。

次に、DMO設立に向けた関係者会議などの状況につきましては、今年度観光協会が中心となり、DMO設立に向け、商工会議所、NPO法人OBM、本市からなる検討準備会を組織し、5月と10月に2回の会議を開催しました。

また8月には、先進他都市のDMOとして、市と観光協会が岩見沢市と富良野市の観光協会の視察を行ったところであります。

さらに来年1月には、市と観光協会担当者が、北海道観光振興機構が主催するDMOに係るマーケティング研修を受講する予定にもなっており、今後もDMO設立に向け、観光協会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、DMO設立に当たっての課題につきましては、日本版DMOの登録に当たっては五つの要件が定められておりますが、そのうちデータの収集・分析等を行う専門人材の確保、DMO法人としての安定的な運営を図るための事務局体制の強化、それに係る安定的な運営資金の確保が挙げられます。

次に、今後のスケジュールなどにつきましては、観光協会が市と連名でDMO候補法人登録のためのDMO形成・確立計画を策定し、令和2年度中に観光庁に申請を行い、3年度までの設立を目指してまいりたいと考えております。

また、組織の内容については、現在の観光協会の組織体制が一定程度DMOの受け皿として機能する形になっていると考えられることから、その体制強化を念頭に引き続き検討準備会で協議してまいりたいと考えております。

次に、日本遺産についてですが、まず地域型のストーリー作成作業につきましては、小樽市日本遺産推進協議会の構成団体等から選出された5名によるストーリー検討ワーキンググループが、現在まで18回の会合を行い、ストーリーのタイトル、概要、本文、構成文化財を検討してまいりました。この間、同協議会に原案を示し、文化庁への事前相談を3回行いながら、現在申請に向けた最終原案の取りまとめを行っているところであります。

次に、ストーリーの内容やボリュームにつきましては、現在最終原案の取りまとめ作業中のため詳細を申し上げることはできませんが、小樽市歴史文化基本構想の関連文化遺産群である「北日本随一の経済都市の面影を伝える文化遺産群」などを踏まえながら、文化庁が示す様式である200字程度のストーリー概要と、A4判2枚のストーリー本文を作成しております。

次に、申請に向けた今後のスケジュールにつきましては、ワーキンググループによる最終原案の取りまとめを今月中に終了後、1月上旬に開催する協技会での協議・決定を経て、中旬に予定される期限までに北海道教育委員会を通じて、文化庁に申請書を提出いたします。

次に、今後の日本遺産を生かした取り組みにつきましては、私といたしましても歴史や文化は本市の強

みであると認識しており、既に認定された二つの日本遺産と現在準備中の地域型の日本遺産を連携させることで、より魅力的なまちづくりを進めることができることから、日本遺産認定の周知はもとより、観光振興に向けた情報発信の拠点づくりや人材育成、歴史的建造物の保存・活用など、日本遺産を活用した取り組みを検討してまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、高橋龍議員。

○6番(高橋 龍議員) それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず一つ目に、地域福祉計画に関してですけれども、総合相談窓口に関して、一元化できる窓口をつくる方向性ということでお示しをいただきました。これに関して確認までですけれども、詳細というか具体論に関してはこれからということで認識してよろしいのかお聞きします。

2点目、野外彫刻に関してお聞きいたします。清掃及び点検が不定期であるということの理由の中で、職員の意識が十分ではないというふうにお答えをいただきましたが、ここに関して、ではその意識を十分にしていくために、今後何か庁内でやっていただくことを、方向性というかそういったことがあるのかお示しをいただきたいと思えます。

また、野外彫刻に関してもう1点ですけれども、銭函駅前の作品「炎」に関して、一時撤去をした後、別のところで補修をして、また再度設置をする方向で考えているということですが、これをやるに当たって予算的なものというのがもしお示しいただけるのであれば示していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

公共施設に関しては委員会等でお聞きしますので、観光についてお聞きいたします。

まず、DMOに関してです。

収益事業を模索しているという、どういった収益事業でしょうかという質問に対する御答弁で、旅行業、物販など例示をいただきまして、一般的にという前置きをされていたので必ずしもそこで挙げたものが小樽のDMOで行われるということではないかと思えますけれども、ただ、物販が柱になるということだけはおっしゃっていただきました。このほかに例示いただいたその旅行業とか、こういったことに関しては、現状どのような検討をされているのかお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

そして、もう1点です。DMOに関してですけれども、本市に欠けている要素というものをお聞きしました。欠けているものの中に戦略的な言葉というのがなかったのですけれども、これは戦略に関しては、もう既にある程度固まってきているという認識で捉えてよろしいのでしょうか。

また、日本遺産に関してお聞きしたいのですが、詳細については、一部、歴史文化基本構想から北日本随一の経済都市の文化遺産をというようなお話はお聞きできたものの、まだ詳しくはお示しいただける段階ではないということでした。17日には、日本遺産に関するシンポジウムも行われるというお知らせもいただきましたけれども、御答弁から察するにそこでも内容に関してはつまびらかにはならないのではないかとこのように受けとめました。

ここで聞きたいのは、それでは実際に市民の方々に日本遺産のタイトル及びストーリーがオープンになるというのはどのタイミングであるかということなのですが、こちらはいかがでしょうか。

最後に、そのストーリーのボリュームについてA4判2枚程度になる予定ということを示していただきました。細かな確認で申しわけないのですけれども、日本遺産の申請様式でいうところの様式2の部分、つまりそのストーリー単独の部分はそのボリュームで、そこに構成文化財などがさらに添付されるということによろしいでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋龍議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、地域福祉計画の関係、それから野外彫刻の一部、それから日本遺産の関係についてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

最初の地域福祉計画の総合窓口の一元化については御質問にもありましたけれども、これから庁内各部でしっかりと連携をとりながらやっていきたいというふうに思いますので、そのための議論も必要だというふうに思っておりますので、具体的にはこれからということ御理解をいただきたいというふうに思っております。

野外彫刻の管理につきましては、私からは職員の意識が十分に行き届いていないということ御答弁させていただきましたけれども、単に保存するというのも大事ですが、議員の御質問の中にもありました防災面という面からもやはり考えていかなければならないということで、その辺も含めてしっかりと市職員に改めて意識の喚起といいますか、そういったものをしていきたいというふうに思っております。具体的にはこれからになりますけれども、しっかりと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから日本遺産の関係で、その内容についてどの時点でオープンにしていくのかということについては、やはり市民の皆さんにはこの日本遺産について関心を持っていただきたいという思いは私にもありますけれども、まだ協議会に諮っておりませんので、協議会での議論を終えて、文化庁に申請した段階には市民の皆さんに広くお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 高橋龍議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうからは、銭函駅前のモニュメント「炎」についてお答えをさせていただきたいと思います。

一時撤去した後の再設置をするに当たっての予算的なものという御質問ですが、現在建ったままではどういった補修方法がとれるかということがわかりませんので、先ほど申し上げました一時撤去した段階で具体的な補修方法、どういった補修ができるのか、もしくは補修はできないのかその辺について調査をしたいというふうに考えてございます。最悪、補修が無理だということになりましたら、新設ですとか、または別の方法を少し考えなければなりませんので、そういった意味からも現時点で予算的な費用をお示しすることはできませんので御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、いずれにしても、かなり費用的にはかかってくるのかなというふうには思っておりますので、そういった部分についても御理解をいただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（上石 明） 高橋龍議員の再質問にお答えいたします。

私からはまずDMOにつきまして、旅行業についてもどのような検討をしているかということですが、これにつきましては、先ほども市長からも御答弁ありましたけれども、着地型の旅行商品の販売という形で、要は小樽に入ってから小樽の市内をどういった形で観光していただくかと、そういう形のパッケージ的な旅行商品の開発というふうに考えております。

次に、戦略的な言葉はなかったので、もう固まっているのかということですが、これについても

現在検討を進めているというような状況になっております。

あと、日本遺産ですけれども、構成文化財につきましては、先ほど議員からお話がありましたけれども、まず様式2のほうでストーリーをA4判2枚程度になっておりまして、それに関連する構成文化財につきましては様式3という形で別の様式の中で位置づけていく形になっているところであります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、高橋龍議員。

○6番(高橋 龍議員) それでは、再々質問させていただきたいと思います。

絞ってお聞きをいたしますけれども、DMOに関しての収益事業を旅行商品のお話、今、再答弁でいただきました。着地型のパッケージを開発ということですが、これ販売というのは自前でやるということになるのでしょうか。それとも、あくまでそのパッケージとして、受け入れの体制だけは整えておきながら、別の旅行会社などに販売をしてもらうということでもよろしいのか確認をさせていただきたいと思います。

もし、それが自前で販売まで行うというふうになる場合は、結局DMOなのでターゲットは外の人になるわけですね。外から人を呼び込んでくるというふう考えたときに、小樽市外の方に向けてどういったプロモーションをしていくのかとか、その訴求をしていくのかということかと思うのです。この点に関しての考え方をお聞かせいただきたいと思うのですが、ウェブ等を重点に置いた販売方法ということになるのか、今の考え方に関してお聞きしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(上石 明) 高橋龍議員の再々質問にお答えいたします。

まず、旅行業につきましては、これはやはり自前で販売。収益事業という形になりますので一応自前で販売を目指すということになっております。詳細につきましてはこれから計画の中で位置づけていく形になりますので、今後検討していきたいというふう考えております。

○議長(鈴木喜明) 高橋龍議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時40分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、財政についてです。

小樽市は、財政が厳しい。すっかり市民にも刷り込まれています。市もそのことをわかっている、小樽市は財政が厳しいのでと枕詞に使って市民負担をふやしてきました。小樽市の財政を困難にした原因は、一つは国に言いなりの大型開発優先の市政を行ってきたことです。

二つに、歴代自民党政権が地方交付税を削減し、社会保障費を地方自治体に押しつける地方壊しの政治を続けていることです。いわば、国と市の失政のつけを市民にかぶせる、やってはならないことをやっているのです。

一つ目は、石狩湾新港です。

石狩湾新港管理組合への負担金は毎年2億5,000万円。年々減少してきたとはいえ大きな額には間違いありません。しかもそれが、必要不可欠な事業に行われているわけではなく、不要不急の工事を進めている結果であることが問題です。

一つに、北防波堤の延伸です。

北防波堤400メートルの延伸は106億円、島外と合わせて133億円の予定でした。ところが、事業実施済が3割ほどで、既に68億円が投入されています。来年度の予算要求は32億5,000万円で、万が一全額配分され事業が実施された場合で約101億円になります。それでもケーソンから上は200メートル残ります。管理組合は、残された事業費での施工は難しいと事業費が想定を上回ることを認めました。さらには、航路に侵入する漂砂の解析業務を国が行っています。管理組合は、国が適切な時期に見直しがあると、国任せの答弁です。漂砂と北防波堤延伸の関係、延伸にかかる事業費と効果、さらには東防砂堤が機能しているのかなど、今後の見通しを明らかにする必要があります。北防波堤延伸については、漂砂の解析と国の事業再評価を待ち、今後の財政負担と費用対効果が明らかになってから判断すべきではないですか。

西地区に洋上風力の貨物を取り扱うため、岸壁の地耐力強化を実施します。石狩湾新港の港湾計画では、陸域の風力発電資材の取り扱いには樽川ふ頭で行う計画でした。さらに、洋上風力についても管理組合の費用負担はない前提で事業者の公募を行いました。過去の計画にないことが実施されようとしています。管理組合は、一般海域の洋上風力にも活用し、拠点港湾の指定を受けようとしています。洋上風力の促進区域に北海道沖は選ばれていませんので、現時点ではグリーンパワーインベストメント、1社のために8億4,000万円の事業費がかけられようとしています。北防波堤延伸と含めると、直轄事業全体の来年度予算要求は42億7,000万円になります。小樽港13億7,500万円の3倍です。国の北海道の港湾に対する開発予算が年間170億円で推移しているもとの、老朽化が進む小樽港より石狩湾新港が3倍の直轄事業を要求しています。ここまで石狩湾新港が優先されることについて、市長の見解を示してください。

石狩湾新港の港湾整備を支えているのは巨額の自治体負担イコール市民の税金です。管理組合のお金が足りなければ、母体に負担させればよいという考えです。それは管理組合の財政運営にもあらわれています。管理組合の会計は、一般会計と特別会計に分けられています。昨年度決算では、一般会計からの繰り入れが2億8,562万円です。地方財政法第6条には、特別会計の経費は原則、経営に伴う収入をもって充てることとされ、繰り入れできる場合を定めています。管理組合は、地方財政法第6条のただし書き「災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たとき」に基づき、繰り入れを行っているといえます。

そこで、特別な理由とは何かと質問すると、歴史の浅い港湾で、港湾施設の整備に必要であった初期投資が大きいことから起債の償還が続いていて、現在のところ使用料収入だけでは足りないことから、地方財政法第6条のただし書きの条項を適用し、やむを得ず繰り入れを行ったというのです。この答弁は、簡単に言えば、砂地に無理やりつくった港だから借金がかさんで、返し切れないのにどんどん港湾整備をするからお金が足りなくて、市民の税金を充てているということです。「特別な理由」などではありません。港湾施設が不足するなら小樽港を使ってくださいということが連携の強化ではないですか。新規の港湾整備は抑制すべきです。市長の見解を聞かせてください。

関連して、小樽港との関係です。

石狩湾新港の今後の貨物は、ロシアと東アジアに目が向けられています。去年は中国、ことしは台湾とポートセールスも積極的に行っています。特に中国方面は、小樽港の定期コンテナ船と競合する航路です。小樽港の利用拡大に向けて、これまでどのようなポートセールスを展開してきたのか、今後どのように展開していくつもりなのか、外貿、内貿ともにお答えください。

そのほかにも1978年に人口が22万人、水不足に備えると言って着工された朝里ダムは、今なお償還が続き、昨年度の償還額は1億3,732万円、今年度は8,062万円で2023年まで支払います。小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業は、昨年度償還額は5,371万円、今年度は919万円で、これも来年度まで支払います。1989年3月に北海道が「市の財政運営に支障を与えないよう必要な措置を講ずる」として進めた簡易水道事業は、2002年の石狩開発の破綻で北海道からのお金は一切来なくなり、市が負担して昨年度決算での一般会計からの繰り出しは9,670万円です。このように、国や北海道言いなりの大型開発優先の市政を繰り返してきたことが市財政を圧迫してきたとする日本共産党の指摘に対して、市長の見解を示してください。

次に、北海道新幹線の札幌延伸についてです。

要対策土の持ち込み先がないままトンネル工事が進められています。現在、塩谷で要対策土を受け入れています。重金属について機構は原地盤で吸着できると説明しています。受け入れ開始からの水質検査について、その方法及び結果、小樽市のかかわりを説明してください。

市長は、小樽市以外からの区域から発生した要対策土を小樽市内で受け入れることをよしとするのでしょうか、お答えください。

新聞報道によれば、北斗市の農家が「要対策土の市内への受け入れについて、農家への説明が不十分」と水質汚染があった場合に土地改良区に対し補償を確約するよう求めました。塩谷の処分地で水質汚染があった場合、その補償は機構が行うのですか、土地の所有者が行うのですか、示してください。

先ほどから指摘しているように、小樽市の財政を厳しくしてきた要因の一つに、過去の大型公共事業があります。それで厳しくなった財政に、市民には負担増をかぶせ、北海道新幹線の整備にかかわって約20億円の市民の税金を使います。東京と札幌間は5時間切りを目指しています。時間を短くするには停車する駅を減らすこととなります。そうなれば、新小樽（仮称）駅にはとまれません。新小樽（仮称）駅と東京間が札幌と東京間よりも時間がかかることはありませんか。新幹線の札幌延伸で、小樽市内への経済効果はどう算出されているのか、具体的な数字をもって市民にわかるように説明してください。

与党合意では、並行在来線の経営分離について、沿線自治体の同意が条件でした。そのほかの四つの着工に当たっての基本的条件について、北海道新幹線が赤字続きでもなお、それぞれの条件が満たされているのでしょうか、お答えください。

次に、地方交付税。地方を切り捨てる国の姿勢です。

過疎債償還費に伴う基準財政需要額への算入額は、今年度10億84万円になります。地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的交付税は162億5,470万円です。過疎債償還分の算入額を差し引くと2015年比で23億1,114万円の減少です。一般財源総額について、国は今年度も一般財源を確保したと言いますが、十分に確保できているとは言えません。国が一般財源の総額を確保したとしています。小樽市は人口減少以上に減らされているのではないですか、市長の見解を示してください。

毎年の地方財政計画で多額の財源不足が生じています。不足分を臨財債などで補っていますが、地方交付税の財源は、法定率の引き上げなどによって行うべきと思いませんか、市長の見解を示してください。

2017年の決算特別委員会で、国が全額基準財政需要額に算入しているとする後期高齢者医療費の療養給付費について、2016年度の決算額と基準財政需要額との差額を聞いたところ、約4億円のマイナスとの答弁でした。そして、地方交付税法第17条の4に基づき国に意見を出したとのことでした。昨年度決算でも引き続き4億円以上のマイナスだといいます。国は、意見を出しても改善してくれていません。この4億円で小樽市の財政の負担は大きく減ります。国に意見を出しても地方の実情が反映されないことは問題だと思いませんか。今後どのように対応する予定ですか、お答えください。

また、この3年間で地方交付税法第17条の4に基づく意見の提出について、内容と結果に対する市長の見解を示してください。

そして、この定例会でさらに市民負担をふやそうとしています。それが各種手数料・使用料の値上げです。道路占用料を除く効果額を2,155万円と見込んでいます。その約半分が火葬料の有料化です。今まで無料だった火葬料を有料にする。余りにも無慈悲な仕打ちです。市は、有料5市の平均を算出し、火葬炉使用料1万3,140円、控室使用料8,040円を叩き出しています。極めて不公平な算出です。無料にしている市を追加し、10市で割れば、主要10市の平均は、火葬炉使用料6,570円、控室使用料5,370円となります。足せば1万1,940円で、小樽市の現状より安くなります。比較の前提として有料化にしている市のみを抽出し検討することは不公平だと思いませんか。命ある者、いずれは誰も死が訪れます。誰もが避けられない宿命です。せめて人生の最期を行政として心温かいお見送りをすべきであり、議案第16号を取り下げることを求めます。市長の思いやりを示してください。

市民に手数料・使用料の値上げを迫る一方で、政令に準じて道路の占用料を値下げするというのです。道路法第39条には、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。額及び徴収方法は条例で定めるとあります。政令に準じることを求める法的根拠はどこにあるのか説明してください。

道路は、一般の自由な通行を本来の目的としていることから、道路占用は通行の支障になります。小樽市内の道路は国道と比べて狭い道路が多く、斜面にあることから、国道と同じ構造物を市道に設置する場合、より交通に支障を与えることになり、国道と同額とならないことは当然です。このことに対する見解を示してください。

市民負担をふやす一方で、バス会社や北海道電力、NTT、北海道ガスのために値下げすることは道理に合いません。占用料の改定はやめるべきです。お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、本市財政について御質問がありました。

初めに、石狩湾新港についてですが、まず北防波堤の延伸につきましては、港内の静穏度が国の基準を満たしていないことから、船舶の安全航行や円滑な荷役作業を確保するため、本市としても必要な整備と考えておりますので、これまでと同様に母体負担金への影響を見ながら、必要な意見を申し入れていきたいと考えております。

次に、石狩湾新港の直轄事業予算要求につきましては、小樽港と石狩湾新港では、それぞれの港の立地特性を生かしつつ、利用者からの要請に応えながら港湾整備を行ってきており、北海道日本海側の拠点港としてそれぞれの特性を生かしながら発展していくため、今後とも必要な事業について国に要求を行っていくべきと考えております。

次に、石狩湾新港の新規整備を抑制すべきとのことにつきましては、港の整備は社会情勢や物流環境の変化に伴う利用者ニーズなどに応えながら行われるものであり、地域経済の維持・発展のための基盤であるという性格を踏まえ、必要な事業については行っていくべきと認識をしております。新規の港湾整備に当たっては、これまで同様に母体負担金への影響を考慮しながら進めていくよう求めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港の利用拡大に向けたポートセールスにつきましては、これまで外貿では、特に中国やロシ

アとの対岸貿易における取扱貨物の増大に向け取り組んできており、具体的には輸出入において、それぞれ片荷の状況が続いていることから、この解消に向け道内の荷主の意向や、中国、ロシアでの需要調査などを行い集荷に努めてきたところであります。

また、内貿につきましては、特にフェリー航路の利用拡大に向け取り組んできており、近年では高速船の導入により利便性が向上した新潟便の利用や、災害リスクにおける太平洋側港湾に対する優位性をPRし集荷に努めてきたところであります。

今後とも、これまで進めてきた取り組みを粘り強く継続するとともに、港湾貨物の増加に結びつく事業所の誘致や、小樽港の既存航路と他の航路とのトランシップによる集荷の拡大などにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共事業に対する見解につきましては、これまでに実施してきた本市の公共事業は、大小にかかわらず、その時々のお市における行政課題を解決する上で必要な事業として行ったものであり、事業の実施に当たっては、補助金・交付金や起債などの活用による負担の平準化を図り、後年度の財政負担について十分に考慮したものであります。今後とも後年度負担に十分配慮しながら、政策的事業を厳選して推進していくべきものと考えております。

次に、新幹線札幌延伸についてですが、まず要対策土の受け入れ開始からの水質検査方法と結果につきましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からは、受け入れ地周辺の地下水観測孔や河川などから試料いわゆるサンプルのことですけれども、これを採取し、専門の検査機関において分析機器を使い重金属の濃度等を測定しており、その結果については受け入れ地所有者の了解を得た上で、環境影響評価書に基づく事後調査等報告書において、毎年4月から6月の間に公表すると聞いております。

また、検査への市のかかわりにつきましては、検査は事業主体である機構が責任を持って実施することになっておりますが、住民の皆さんが安心できるよう、引き続き機構には適正な検査の実施と結果の公表を申し入れてまいりたいと考えております。

次に、小樽市以外の区域から発生した要対策土の受け入れにつきましては、地域住民の皆さんの理解を得ることが難しいものと考えられますし、また市内で発生する要対策土の受け入れ地が不足しているため、現時点では他の自治体からの受け入れについては困難と考えております。

次に、水質汚染があった場合の補償につきましては、鉄道・運輸機構からは、不測の事態が発生した際には、機構と受け入れ地所有者が協議の上、調査を行い、原因が発生土受け入れに起因したものであって、機構に責任がある場合には、機構が必要な措置を講じた上で、公共事業の施行に伴う事業損失の基準に照らして補償の有無を判断するものと聞いております。

次に、東京までの所要時間につきましては、速達型列車が停車する駅は未定であり、議員御指摘のケースが実際に発生するののかについては、北海道新幹線の営業主体である北海道旅客鉄道株式会社による運行ダイヤ決定後でなければ判断できないと認識をしております。

次に、新幹線の札幌延伸による小樽市内への経済効果につきましては、本市のみを取り上げて算出したものはありませんが、道内を六つに分けた圏域と札幌市について、北海道が推計した経済波及効果が示されております。この推計では、札幌市を除く道央圏における開業後10年間の経済波及効果は1年当たり約95億円と見込まれております。

次に、整備新幹線の四つの着工条件につきましては、一つ目の「安定的な財源見通しの確保」については、整備新幹線の財源スキームが確立されていること。

二つ目の「経営主体としてのJRの同意」については、JR北海道が同意をしていることが既に確認をされております。

三つ目の「収支採算性」と四つ目の「投資効果」については、あくまでも札幌までの開業後、数十年を想定した数値に基づき、国が確認していると認識をしております。

次に、地方交付税についてですが、まず本市の交付税の減少につきましては、人口減少は普通交付税の算出基礎である基準財政需要額の大きな減額要因となりますが、近年は人口減少以外にも過疎債以外の市債の元利償還金の減少や地方消費税交付金の増加なども本市の普通交付税が減少している要因となっております。

次に、地方交付税の財源不足の対応につきましては、常態化している地方の財源不足の解消に当たっては、一時的にせよ、地方の借金となる臨時財政対策債によることなく、法定率の引き上げなどによる地方交付税の確保が必要であると考えております。

次に、地方の実情の反映につきましては、普通交付税は標準的な団体をもとに算定されているので、地方の実情と乖離した状況により、各自治体の財政に影響が出る事例が生じる場合があると認識しております。普通交付税の算定に当たっては、地方の実情をよりの確に反映したものとなるよう、今後とも全国市長会などを通じ、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、本市が提出した地方交付税法第17条の4に基づく意見につきましては、平成29年度は地域の元気創造事業費の算定項目の追加と後期高齢者医療療養給付費の単位費用の増額について提出をし、算定項目の追加は採用されず、単位費用の増額については一部採用という結果でした。30年度は意見を提出しておりませんが、令和元年度は、寒冷度の級地区分の定期的な見直し及び急減補正の追加について提出し、結果についての通知はまだ届いておりません。

これらの結果に対する見解といたしましては、交付税算定結果を分析した上で、本市にとって改正が必要と判断した意見を提出しており、国においては今後とも交付税算定に当たり、地方の実態をよりの確に反映していただきたいと考えております。

次に、手数料・使用料の値上げについてですが、まず火葬炉使用料及び控室使用料の算定につきましては、今回の火葬炉使用料の設定に当たりましては、有料化を前提としていることから、既に有料化を実施している主要5市及び北後志5町村の平均で算出したものであります。また、控室使用料は北後志5町村は設定がないため、有料5市の平均で算出しており、市といたしましては、いずれの算定方法も妥当であると考えております。

次に、火葬炉使用料の改定取り下げを求めることにつきましては、現葬斎場は、平成3年8月の供用開始後、約30年間、本格的な改修を行っておらず、施設全体の老朽化のほか、市民の皆さんからも控室のバリアフリー化や待合ロビーの改善を望む声が寄せられているところであり、また市民生活になくならない施設であることから、有料化による増収分で大規模改修を行うことにより延命化を図るとともに、市民ニーズに応えた改修も行ってまいりたいと考えているところであります。

今回の改定により新たな御負担をお願いすることになりますが、大規模改修は必要であり、この費用を全て公費で賄うことは難しいところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、道路占用料を政令に準じる根拠につきましては、道路法及び道路法施行令にはその旨の規定はありませんが、平成17年に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画において、地方公共団体が道路占用料を定めるに当たっては、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることと定められております。

次に、道路占用料の国道との比較につきましては、市が基準とする道路法施行令には、道路の幅員や勾配による占用料の違いはないことから、市道においても国道と同額になるものと考えております。

次に、道路占用料の改定につきましては、本市を除く道内10万都市は全て道路法施行令に準じて平成

20年度以降に改定を行っている状況であり、本市でも改定が必要であると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

○20番（小貫 元議員） 次に、くらし応援の市政を求めて質問します。

第1に、子育て世代への支援の拡充です。

日本共産党は国民健康保険料の子供の均等割の減免や医療費無料化の拡大を求めてきました。住民基本台帳の社会動態では昨年は990人の社会減で、20歳から34歳までの若年者がマイナス647人、65.3%になります。35歳から49歳はマイナス143人で、50歳から64歳はプラス15人となっています。過去10年の動態を見ても、20歳から34歳までの社会動態は5,581人の社会減、71.4%。50歳から64歳は10人の社会増になります。市長は、若年者の社会動態が大きなマイナスになり、50歳から64歳の年齢層でプラスになっている状況に対し、どのような見解をお持ちですか、お答えください。

そのことに対し、小樽市としてこれまでどのような対策を行ってきて、その結果についてどのような見解を持っているのか示してください。

第7次総合計画は、人口減少対策を柱にしています。どの計画でも国立社会保障・人口問題研究所の数字を引用しています。人口減少が進むことは間違いありませんが、小樽市としてどのように人口減少を食い止めるのか、例えば、約20年後の2040年時点における市長の人口目標を示してください。

対策についてです。

一つ目が若い世代の雇用環境についてです。

小樽市労働実態調査によれば、正規従業員の割合は67.4%で、そのうち20代は15.4%、30代は19%と、40代や50代と比較し、人数も割合も少なくなっています。旭川市では、国によるトライアル雇用助成金を活用して労働者をトライアル雇用し、雇用期間終了後、正規雇用として雇い入れた場合、1人5万円を支給しています。全国に目を移せば、館林市では非正規雇用の労働者を正規雇用に転換した場合に10万円を支給する制度を設けています。小樽市は、これまで正規雇用の推進をどのように促してきたのか、他都市の取り組みを参考にして制度をつくってはどうか。

二つ目に、子育て世代を応援する上で、日本共産党が提案している医療費の助成とともに、住まいの助成の実施が必要です。5年前に私は一般質問で、かほく市の例を紹介して、若年者への住宅支援を提案しました。かほく市の若者マイホーム取得奨励金は申込件数が1,000件を超えました。市議会の会議録を見ますと、ことし末現在で、制度開始以来、最多の申込件数となっている。さらに、新婚さん住まい応援事業補助金についても、昨年度は制度開始以来、最多になっています。私は、第1回定例会でも大学生への家賃補助を提案してきました。借り上げ住宅の制度改善が必要なことは実績からも明らかです。子育て世代向けの新たな住宅支援策を検討することを提案します。お答えください。

子育てに関連して、学校統廃合の結果、残された唯一の単独調理校である西陵中学校の給食を学校給食センターから提供することについてです。

保護者24名から意見の提出があり、その意見を読ませていただきました。「賛成」の方でも温度が低くなることを残念に思っている方、「仕方がない」の6人のうち5人が給食がおいしいと評価しています。単独調理校の学校給食が温かくておいしいことが、保護者からの意見で明らかになりました。温かくておいしいけれども、小樽市の財政が大変、卵アレルギーのみでもアレルギーの対応ができるという温かくておいしいものを子供たちに諦めさせることは、大人として冷たい仕打ちだと思いませんか。

教育長の見解を求めます。

同時に、学校給食センターからの提供の撤回を求めます。

次に、市民要望について、実現を求めて幾つか質問をします。

一つ目は、市民会館付近の街路灯整備です。市民会館の市役所側の入り口の街灯が消えていたので、公園緑地課や生活安全課に対応をお願いし改善されました。しかし、市民会館から紅葉橋の間の公園内道路も街灯が少なく暗い状況です。小樽公園の管理として、市が街灯を整備することを求めます。お答えください。

二つ目は、道道小樽港線を札幌方面から余市方面に車を走らせると、左車線は路上駐車、右車線は浅草橋前の信号で右折する車が待っているため、直進車が右車線を走ると詰まってしまうのです。だから、真ん中の車線を車が走るため、ほぼ1車線状態になり渋滞が起きています。浅草橋の交差点に右折レーンを設置し、渋滞を解消するよう北海道への要請を求めます。

三つ目は、南小樽駅のバリアフリー化についてです。

工事が始まり、地域住民も喜んでいるところです。工事の進捗状況と来年度の事業見通しについて説明してください。駅舎のバリアフリー化が完了した後は、駅舎と周辺道路との段差解消も急がれます。実現の見通しを示してください。

四つ目は、JR朝里駅からの避難路整備として屋根の設置についてです。

陳情も出されましたが、日本共産党にも相談がありました。災害対策室によれば、朝里駅周辺からの避難路は2本あります。そのうち1本は川沿いを通る道路です。この道路の途中から階段を上る神威線があります。ほかの町村では、海岸に沿った道路から高台の集落への屋根が設置された連絡通路が整備されています。小樽築港駅から銭函駅の間、特に朝里駅と銭函駅の間で列車がとまる災害が起き、津波が迫ってくる場合にどのように避難することができるのか、説明してください。

冬季の災害対策として、神威線に屋根をつけ避難路として整備してはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、くらし応援の市政について御質問がありました。

初めに、子育て世代への支援についてですが、まず、社会動態についての見解につきましては、若年者の転出超過が多く、将来の子育て世代が減少することにより、さらなる人口減少につながるおそれがあるため、懸念を抱いているところであります。

次に、これまで行ってきた対策などにつきましては、雇用や子育て、住環境などさまざまな分野の取り組みを行うことでまちづくりを進めておりますが、これまでの人口推移は国立社会保障・人口問題研究所の推計とほぼ変わらない減少を続けてきており、人口減少を抑制する効果が発現するまでは、ある程度の時間を要するものと考えております。

次に、2040年の目標人口につきましては、現在改訂作業を行っている人口ビジョンの将来展望において、国立社会保障・人口問題研究所の推計である6万9,419人から、約5,000人改善の7万4,405人と推定しておりますので、これが一つの目安になると考えております。

次に、正規雇用の推進につきましては、若者の能力開発や人材育成を支援するほか、求職者と市内企業とのマッチング事業、季節労働者の資格取得支援事業など取り組みを進めてきているところであります。

す。

御質問にありました支援制度の創設につきましては、若者が安心して働くことのできる雇用環境は地元への定着につながり、人口対策上、重要な視点でありますので、他都市の取り組みなども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、子育て世代向けの住宅支援策につきましては、子供のいる世帯へまちなかで市営住宅を供給するために、平成29年度から始めた既存借上住宅制度は、実績が1棟4戸にとどまっていることから、現在募集エリアの拡大など、応募要件の緩和について検討を進めております。また、将来的には市営住宅の建てかえ時に子育て世代向け住戸を確保することも考えております。

新たな子育て世代向けの住宅支援策については、財源の確保などの課題はありますが、人口減少対策としても重要な施策であると認識しておりますので、引き続き他都市の事例などを参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、市民要望についてですが、まず、街灯の整備につきましては、市民会館から紅葉橋の間の街灯が老朽化に伴い倒れるおそれがあったことから、本年7月に危険回避のため撤去したところでありました。このため、議員御指摘の区間が暗い状況になっておりますので、来年度には再設置したいと考えております。

次に、道道小樽港線の交差点での右折レーンの設置につきましては、道路管理者であります後志総合振興局小樽建設管理部に確認しましたところ、当該交差点については頻繁に交通渋滞が発生しており交通の円滑化を図る観点から調査・設計を実施し、右折レーンの設置に向けた検討を行っていると同っております。

次に、南小樽駅バリアフリー化工事の進捗状況等につきましては、予定では今年度、跨線橋の桁製作や、基礎の施工のほか工事の妨げとなる旅客上屋の一部撤去などを実施し、来年度は既存の跨線橋を撤去し新しいものに架けかえるとともにエレベーターを新設することになっております。しかしながら、JR北海道からは、今年度の工事におくれが生じているため、工程の詳細については現在精査中であると聞いております。

次に、駅舎と周辺道路の段差解消の見直しにつきましては、駅前広場の面積が狭いことから、バリアフリー化のための設備を設置した場合、タクシー乗り場や自家用車待機場所の配置の見直しが必要になること、厳しい財政状況の中での財源確保など、実現に向けては解決しなければならない課題がありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、朝里駅と銭函駅間で津波災害が予想される場合の避難につきましては、列車が運行中の災害の場合は、乗務員の誘導により徒歩で避難することになると思われます。

次に、神威線の避難路としての整備につきましては、朝里駅周辺の避難路としては朝里本通線と柵里沢線がありますので、現在のところ避難路としての整備は考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、くらし応援の市政について御質問がございました。子育て世代への支援についてですが、単独調理校である西陵中学校の給食を学校給食センターから供給することにつきましては、提供によるメリットといたしましては、最新の設備で万全な衛生管理のもと調理された給食を提供できること、焼き物や蒸し物などこれまでできなかったメニューが提供可能となること、西陵中学校のみ提供できていなかった卵アレルギー対応食を提供できることなどがあります。

一方、デメリットといたしましては、学校給食センターで提供する汁物などの温度が若干低くなりますが、他の小・中学校と同様に保温性の高い容器を使用することにより、汁物の温度差を最小限に抑えることといたしております。

これらメリット、デメリットを西陵中学校の保護者の皆様に御提案したところ、メニュー豊富化の期待など、賛成の御意見を多くいただき、さらに御案内しました保護者説明会に来られた参加者がいなかったことから、学校給食センターから提供することに御理解をいただいたものと判断をいたしました。

以上のことから、令和2年4月より西陵中学校の給食につきましては学校給食センターから提供してまいりたいと考えております。

今後とも安全でおいしい給食づくりに努めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）

○20番（小貫 元議員） 次に、公共施設再編計画についてです。

公共施設は住民に対して等しく、教育、学習、福祉、文化、スポーツなど基本的人権を保障するために、自治体が公共施設によって支える自治体の重要な責務です。

地方自治法第244条には、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設を設けるものとする。」とあります。

その次の、第2項と第3項が重要です。第2項、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」、第3項、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」。これが民間と公の施設の大きな違いです。市長は公共施設の役割について、どのような認識をお持ちですか、お聞かせください。

市長は、計画策定スケジュールを延期する意向を示しています。各地の意見交換会では、意見交換会を踏まえて、再度、意見交換会等を開いてほしいとの要望が上げられていました。素案に対して出された意見を反映し、市民に返していく必要があります。年明けにも意見交換会を再度開くことを求めます。お答えください。

施設を再編し、床面積を削減することが前提の計画になっていますが、個別施設ごとの長寿命化計画で床面積を削減する根拠はどこにあるのか説明してください。

市は39施設を対象として再編計画素案をつくりました。余りにも風呂敷を広げ過ぎて影響もはかり知れません。

また、国は来年度までに長寿命化計画をつくることを求めています。財政部では間に合わなくても現時点でペナルティーは存在しないとの説明です。素案では現状維持とする施設もあることから、当面急ぐ施設から長寿命化計画をつくる再編計画へと切りかえてはどうでしょうか。

市長として、この施設は急いで方向性を決めなければいけないと思っている施設はどこでしょうか、お答えください。

新聞報道では、市長が産業会館の空きスペースの有効活用として生涯学習機能を考えている。レピオの移転を軸に調整すると見られるとあります。産業会館の2階にレピオの機能を持ってきた場合に、規模や耐震性、駐車場、エレベーターの設置はどのようになるのか、レピオは放課後児童クラブでどの程度の広さを使うのか、現時点での考えを聞かせてください。

市営室内水泳プールの建設についてです。

公共施設再編計画素案に示されています。市営プール建設については何年も調査を繰り返してきました。調査の結果、市営プール建設にどのような有利な財源があるのか、補助金や起債メニューを過疎対策事業債以外でお答えください。

また、それらのメニューのうち、個別施設計画に市営プールが位置づけられている必要があるかもお答えください。

2007年に小樽駅前の市営室内水泳プールが閉鎖し、その補償金のうち6億8,000万円を駅前再開発に使ってしまいました。市営室内水泳プールを廃止すると議会に報告があったのが2005年10月です。この2005年前後に小樽市はどのような状況だったのか。この3年前、2002年5月に第3ビルの国際ホテルが営業停止になります。その3年前、1999年にマイカル小樽が開業します。1999年度の固定資産税調定額は79億513万円でした。そのうち滞納繰越分は7億4,341万円でした。第3ビルの再開発でプールを整備しないと議会に報告された2005年度の固定資産税調定額92億5,662万円で、そのうち滞納繰越分は18億7,865万円と1999年度と比較して11億3,524万円増加しました。ここに、都市計画税の滞納繰越分の増加を含めると13億6,932万円に上ります。市営室内水泳プールの補償金を再開発に使ってしまった原因の一つがここにあります。つまり、マイカル誘致を強行した犠牲になった一つが市営室内水泳プールです。約8億円の補償金を新たな市営プール建設に使えなかった理由の一つにOBCの税金滞納があるのではないですか、お答えください。

市営プールが閉鎖された2007年度は第5次総合計画の最終年度でした。この総合計画の基本計画では温水プールの整備に努めると明記していたにもかかわらず、市営プールを廃止したのです。だからこそ、当時の山田市長は、プールについては私はぜひ新しいものをつくっていきたくないと議会答弁し、新しい計画で位置づけると約束して第6次総合計画に明記されたのです。これは市民との約束です。市長は第6次総合計画策定段階で、市営プールの建設について市民に建設を約束したと認識していますか。その後、どの市長もプールの整備を公約に掲げていたと記憶していますが、迫市長の公約ではどのように位置づけていたか確認させてください。

2011年にスポーツ基本法が制定されました。この前文では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とし、「日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」と定めています。現在、ソプラティコに委託している水中体操教室の昨年度の人数は934人、1回当たりの利用者は5人程度です。市営プールが閉鎖される前年度の水中体操教室は4,727人、1回当たり32人となり、とても日常的にスポーツに親しむ機会が確保されていません。毎年開かれる大会も減少してきました。市民の水泳を楽しむ機会の減少について、スポーツ基本法に反するのではないですか、教育長の見解を示してください。

スポーツ基本法にある権利だけでなく、先ほども述べたように、公共施設は住民の基本的な人権を保障するものです。教育委員会が調べたところ、人口5万人以上の道内で市営温水プールが設置されていない市は、恵庭市と小樽市のみです。恵庭市の人口は約7万人で、恵庭市には全小学校敷地内にプールが設置されています。小樽市は、プール設置の小学校は3校ですから、いかに小樽市が異常かを物語っています。市民負担については、道内他都市と比べて使用料が安いから値上げする案が示されています。市営室内水泳プールも他都市と比較し、早期に建設を決断すべきです。市長の決断を求めます。

再質問は留保します。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、公共施設の再編について御質問がありました。

初めに、公共施設再編計画についてですが、まず、公共施設の役割につきましては、地方自治法第244条に規定されているとおり、住民の方々の利用に等しく供しながら、住民の福祉を増進することだと認識をしております。

次に、意見交換会を再度開催することにつきましては、今回の意見交換会において市民の皆さんからさまざまな御意見を伺うことができました。また、再編計画案を示した後、パブリックコメントを行い、再度御意見を伺う機会もあることから、今回のような意見交換会は今のところ開催することは予定しておりません。

次に、施設ごとの長寿命化計画における床面積の削減につきましては、本市では人口減少と少子高齢化が今後も進む見通しであり、将来の市民に過度な負担を残さず、持続可能な市民サービスの提供を図りながら、適切な行財政運営を継続するために施設総量の削減を図るものであります。

次に、当面急ぐ施設からの計画策定につきましては、老朽化した施設を多く抱える本市といたしましては、具体的な再編計画を定めた上で、更新費用の平準化等を考慮した個別施設の長寿命化計画を策定することが最も合理的であると考えております。しかしながら、市民意見交換会では、多様な意見をいただきましたので、最終的な計画案を策定する上で、素案の見直しも必要であると判断し、改めて時間をかけて検討することとしております。

次に、先行して方向性を決める施設につきましては、本市が取得する予定の小樽商業高校には、令和3年4月に海上技術短期大学校が開校するため、施設全体の管理の面からも小樽商業高校は他の施設に先駆け、その活用を決めなければならないと考えております。

次に、産業会館の2階に生涯学習プラザを移転した場合の規模や耐震性等につきましては、産業会館の2階の活用については、現在検討を始めたところであり、学習・交流機能が移転した場合の施設規模や駐車場、エレベーター設置などの課題については認識しておりますが、まだ具体的な検討には至っておりません。

なお、耐震性については、耐震基準を満たしていることが確認されております。

また、現在の生涯学習プラザに放課後児童クラブが移転する場合に、使用する面積は設置基準を踏まえ、再編素案では151平方メートルとしております。

次に、市営室内水泳プールの建設についてですが、まず、約8億円の補償金につきましては、当時の特殊な財政需要として小樽駅前第3ビル周辺地区の再開発事業補助金や旧室内水泳プールの施設改修に係る起債残高の償還、高島小学校温水プールの改修事業などが生じており、これらの財政負担に対応する必要がありました。

次に、第6次総合計画策定段階におけるプール建設の認識につきましては、基本計画に市民プールの建設や既存施設の計画的な整備を進めると記載していることから、市民に建設の意思を示していたと認識をしております。

次に、私の公約におけるプール整備の位置づけにつきましては、「未来をつくる」ための政策の一つとして、「体育館、プールなど市民の健康増進と子供たちのスポーツ振興に寄与する体育施設の整備を計画的に進めます。」と掲げております。

次に、市営室内水泳プールの建設につきましては、市民の健康増進と子供たちのスポーツ振興に寄与する体育施設整備を計画に進めるという私の公約は今もその考えに変わりはありません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) ただいま、公共施設の再編につきまして御質問がございました。

市営室内水泳プールの建設についてでございますが、まず、プール建設に有利な財源につきましては、新市民プール整備検討会議の調査では、補助メニューとして文部科学省が所管する学校施設環境改善交付金と、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金が挙げられます。また、過疎債以外の起債メニューといたしましては、公共施設等適正管理推進事業債等があることを確認をしております。

次に、これらの交付金等を活用するためには、学校施設環境改善交付金を例に挙げますと、令和3年度以降の交付金事業は、個別施設計画の策定を事業申請の前提条件とすることが検討されていることから、新市民プールを公共施設の個別施設計画に位置づける必要があるものと考えております。いずれにいたしましても、施設形態が決まらなければ交付金や起債導入の判断ができませんので、現時点では明確にお答えすることはできないことを御理解をいただきたいと思っております。

次に、市民の水泳を楽しむ機会の減少はスポーツ基本法の精神に反するのではないかということにつきましては、スポーツ基本法では、地方公共団体はスポーツへの市民の参加及び支援を促進するよう努めるものとされております。教育委員会といたしましては、市民に水泳を楽しむ機会を提供するため市営室内プール廃止後、引き続き高島小学校温水プールを通年で開放することに加え、高島小学校温水プールで実施していた各種水泳教室を市中心部の民間施設に委託し、広く参加を促すとともに、夏季休業中の小・中学校のプールを開放するなど、これまで水泳に親しむ取り組みを行っておりますことから、利用者が減少していることをもって直ちにスポーツ基本法の精神に反しているものではないというふうと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再質問をいたします。

まず、財政の関係で石狩湾新港についてですが、必要な事業についてということなのですが、質問で挙げているのは、結局、北防波堤にしる、地耐力強化の関係にしる、必要な事業なのかどうかはわからないのではないかと。たった1社だけしか結局使わなく、そのために多額の税金がかけられると。来年度も、結局、予算要求で小樽市の負担だけでも約2倍程度になることがあると。右から左に出せないのではないかとということを私は石狩湾新港管理組合議会でも言っているのですけれども、そうしたらどうやってこのお金を捻出するのでしょうか。

一方で、その負担金の減少についても申し上げていくということなのですが、この石狩湾新港のこの北防波堤や地耐力強化を凍結すればその負担金だって減るわけですから、この予算要求について小樽市が同意しなければ予算要求できないわけですから、市長が断るべきではないかと思っておりますのでお答えください。

次に、新幹線の関係なのですが、要対策土の小樽市内での受け入れについては困難だという言い方をしましたけれども、これは現時点であった場合は受け入れを断るという答弁でよろしかったのか確認させてください。

次に、仮に汚染があった場合機構が補償を行うのですかと聞いたら、機構が措置を講ずるのだという話をしていましたが、ことし8月の新聞で、札幌市の金山地区の説明会で、水質管理について、機構側は当初2年間は機構が責任を持ち、その後は札幌市の管理になると説明したというふうに報道があったのですが、これ小樽市が今後責任を持つということはありませんかと言いたいのかどうかお答え

ください。

次に、経済効果について。

札幌市を除く道央圏で95億円ということが述べられていましたけれども、小樽市として、雇用、税収、人口増、そして新幹線の整備による市のかかった税金をどうやって取り戻すのかと。やはりおかしいですよ、福祉施策については、やはりかかる財政負担というのが問題になってくるのだけれども、新幹線ではそうではないと。道央圏を含めて効果が上がればいいとおっしゃるのですよね。いや、そうではないでしょうと。きちんと小樽市がかけたお金に対してどれだけ効果があるのかというのを分析すべきではないかと思うのですが、それについてお答えください。

収支採算性の問題についても国が確認しているという答弁でしたけれども、しかしその後、結局この間、新函館北斗駅までの延伸で年間100億円の赤字を連続して出しているわけなのですが、それを踏まえても、その収支採算性がとれるというふうにお考えなのかどうかをお聞きしているので、それについてお答えください。

地方交付税については、現状、国がきちんとくれているというのが答弁でわかりましたので、これはいいです。

次に、火葬場の問題です。

市民ニーズに応えていくというのは当然の話なのです。それで思いやりを示してくださいという話をしたのですけれども、思いやりがなくて非常に残念なのですが、控室を使用しない方というのは年間約500件ありますけれども、これらの方々は丸ごと1万1,000円の負担になるわけです。そもそも一生に一度必ず使うものですから、受益者負担という考え方はなじまないというふうに私は思うのですけれども、まず、このことについて市長の見解を伺いたいのですけれども。

それと同時に、平成3年第2回定例会の予算特別委員会、このときに現行料金の条例が提案されているわけですが、当時の市民部長は、「一生に一度利用する施設であり、火葬料は無料とし、控室は他都市の状況を検討して決定している」と、それでなおかつ、控室は有料にするけれども待合室としての無料のロビーもあるのだと、こうやって言って火葬料を無料、控室使用料を1万円というふうに当時議会で決めたのです。だから、この料金の決定過程を踏まえれば、火葬料を無料にすることが、やはり一生に一度利用する施設、これを市民に提供する行政としての責任ではないでしょうか、お答えください。

次に、人口の問題で、社会動態が若年者でマイナスになっているという問題ですけれども、このとき同時に聞いていたのが50歳から64歳の年齢層でプラスになっているということについても見解を示してくださいと言ったのですが、少し聞き取れなかったもので、これについてどういう見解だったのかお示しくください。

あと、住宅施策について新たな施策を検討することということを提案したのですけれども、例に挙げたかほく市というところは、私5年前も取り上げましたが、当時多分迫市長は総務部長の席に座っていたと思うのですけれども、かほく市も自然動態は減なのです。ところが社会動態はプラスになっているという市なのです。今の借り上げ住宅の最大の問題点は、子育てが終わると出ていかなければいけない。私が今回聞いたのは、その子育て向けではなくて子育て世代向け、これから子供をもうける人も含めて、そういう人が住宅を確保されることによって、市内に落ちつくということを応援してあげればどうだろうかという提案だったので、どうも答弁が、子育て世代ではなくて子育て世帯向けの答弁だったように感じるのです、そこを改めて答弁いただきたいと思います。

あと、西陵中学校の給食の問題は、あれこれ理由を述べていましたけれども、それは私はやる気にな

れば、その課題についてもできることだと思うのです。ただ、この西陵中学校で学校給食を単独調理校でやっている、それが学校の特色として示して新たな学校運営に結びつけていくというのも、私は一つの方策だろうと思うのです。

それと同時に、冷たい仕打ちだと思いませんかという質問をしたのですけれども、これは人口減少の枠の中でやっていますが、一つ一つの施策、そういう市民の多様な意見を我慢しなければいけない、小樽市が財政大変だからと言って我慢しなければいけない一つ一つの積み重ねが、やはり人口減少にさらに拍車をかけていくというふうに思いますので、これは教育委員会として特色ある学校づくりという一環で検討することを求めます。

次に、公共施設の再編の関係です。

意見交換会について、今回のようなものは考えていないという少し意味深な答弁だったのですけれども、そうしたらどういう形だったら考えているのか、市長の考えを聞かせてください。

きのうの横尾議員への答弁では、意見交換会が今後もあるようなことがあればみたいな答弁もありましたので、何かしら考えているのかと思いますので聞かせていただきたいと思います。

あと、プールの問題なのですけれども、メニューをいろいろと考えていると。財源も調査していたというのが一つありました。第6次総合計画でも市民に約束をそうやって示していたと。そして、市長の公約でも計画的に進めていくというふうに行っているということが答弁でありましたけれども、問題なのは、最後に決断を求めて、その公約にあるように計画的にという言い方をしていましたが、その計画をどうするかというのを今示すべきではないですかというのを質問で聞いたのです。

やはり、この間、歴代の市長も、市民プールを建設するという方向で市民に示してきたわけです。現状は、市民のスポーツを楽しむ権利を私は奪うものだと思っています。幾つかの財源を今もう検討しているのですから、どういったパターンだったらこの財源を使えて、こういう施設が可能だということをしっかりと具体的にもう計画をつくって、建設計画までいかなくても、こういうプランだったらこうですということを市民に示して行って、行く行くはそこから建設計画にしていくということが必要ですけれども、そういうことをまずしっかりと示すべきではないかと思うのですが、これについてお答えください。

あと、スポーツ基本法の精神に反するのではないかという少し厳しめのことを言いましたけれども、まず、反するとまで言えないというふうにおっしゃっていましたが、ただ、水泳を楽しむ機会が減少しているということを教育委員会としてはどう考えているのか、教育長の答弁を再度求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

まず、石狩湾新港の問題につきましては、必要な事業なのかどうかがおわかりにならないというようなお尋ねでございましたけれども、私どもといたしましては、やはり北防波堤の延伸ということにつきましては、港湾の中の静穏度が低いというこの問題が国の基準を満たしていないことで船舶の安全航行、これから円滑な荷役作業を確保するために必要だということで、この御答弁は従来から行っているところでありまして、この考え方については私としては変わりがないところでございます。

それから、新幹線の要対策士の受け入れにつきまして、私は、困難であるということでお答えをさせていただきましてけれども、基本的には、他の自治体から要請があった場合についてはお断りしたいというふうに考えているところでございます。

それから、新幹線の経済効果につきまして、これから小樽が新幹線を活用したまちづくりをどう進め

ていくのかということと無関係ではないと思いますけれども、今直ちに分析をするかどうかということの判断は避けたいと思いますが、私どもにとりまして、新幹線開通後の小樽市にとっての雇用などの効果などについては、状況によっては分析すべき必要があるのではないかとこのように思っておりますけれども、今この場での判断は避けたいというふうに思っているところでございます。

それから、人口の問題でございませけれども、これは大変申しわけございません、50歳から64歳までのプラスの状況についての見解を伺うという質問に対してお答えはありませんでしたので、これは改めてお答えさせていただきたいと思っております。50歳から60歳にかけて増となっていることにつきましては、基本的には分析はしっかりとしたものはできておりませんが、やはり仕事を終えられて退職後のUターンによる転入も少なからずあるのではないかとこのように推測をしているところでございます。

それから、住宅施設の関連についてお尋ねがございましたけれども、私の答弁の中では、子育て世帯ということではなくて、子育て世代向けの住宅支援策につきましては、いろいろ人口対策上重要だということに考えておりますので、これについては、具体策はありませんけれども、引き続き他都市の事例などを参考に検討させていただきたいということで御答弁をさせていただいたところでございます。

それから、私からは最後になりますけれども、プールの建設計画につきまして、これは従来から申し上げておりますが、これからの公共施設の再編計画の中で、このプールの建設についての計画もお示しできればというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、新幹線に関する2問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、札幌市の金山地区での説明会において、要対策土の受け入れ地の水質調査について、機構が2年間行った後は札幌市が責任を持つというようなお話があったということでございますが、私ども鉄道・運輸機構から聞いておりますのは、基本的には施工後2年間、鉄道・運輸機構のほうで水質検査をし、その後は基本的には土地所有者というふうに聞いておりましたので、今、議員から札幌市が責任を持つと言ったお話が出ておりましたが、その辺については鉄道・運輸機構に確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、着工条件でありました収支採算性につきましては、先ほど市長からも答弁いたしましたとおり、あくまでも収支採算性は札幌市までの開業後、30年間を想定した上で確認をしているということでございます。国からは結果については示されておりますが、具体的な算定根拠が示されておきませんので、現在、新函館北斗駅までしか開業されていない中でも、現在の収支状況がこの着工条件、当時満たしていたものに対してどのような影響があるのかにつきましては、申しわけございません、本市においては確認することができないということでございますので御理解をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（阿部一博） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは火葬炉使用料の関係でお答えしたいと思います。

御質問の中で、平成3年に今の葬斎場が建設されたときの料金の話が出ていたかと思うのですが、私どもでも前の記録を見まして、先ほど小貫議員が言ったようなことで当時の市民部からお答えしていたと思うのですが、5,000円だった火葬炉使用料を当時無料にしたという中で、実は逆に控室使用

料が1,500円だったものを1万円に引き上げたということで、これはかなりその当時も議論になったところでありました。私ども、そういったものの議論経過を踏まえた中で、今回は35市の中で有料化されていないのが5市のみ、30市が有料化している中、こういった財政状況が厳しい中で大規模改修を行っていかなければならない、こういった状況の中でそれぞれの料金を設定したところでございます。

また、もう一つの御質問として、今まで控室を利用しない500人程度の方というのですか、25%の方々が今まで控室を使用されていなかったわけですから、こういった方々が今度1万1,000円の負担に、丸ごと負担になるのではないかとこの御質問もございましたけれども、私どもとしては、今回値上げをするに当たっていろいろな方々から御意見を聞く中では、小貫議員のような考え方もあるかと思うのですが、逆に言いますと、今まで控室を使っていた75%の方々が、これまでの私どもの控室使用料の考え方としては火葬炉使用料も込みでの考え方ということでございましたけれども、その75%の方々が25%の方々の費用を負担していた、そういう考え方のできるのではないかとこの御意見も伺っている中で、今回は火葬炉使用料と控室使用料と、それぞれで有料5市の平均をとったということでございますので御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私からは、公共施設再編計画の中で、今後住民への説明会的なことについて、どういう場合かということでの再質問にお答えいたしますけれども、既にこのたびの意見交換会では三つの素案をお示したところでございますが、今後検討する中で、素案にない方向性が出た施設、そういったところの関係者には何らかの説明する機会が必要であるというふうに感じているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小貫議員の再質問にお答えをいたします。

1点目は、単独調理校、西陵中学校の調理場を、学校の特色づくりにはどうかという御質問だったというふうに思いますけれども、いろいろなリスクがございます。例えば、調理場の衛生面です。そういう面にも現在課題がございますし、アレルギー対応食についても現状では供給できておりません。そのため、生徒の中にアレルギー対応が必要な子供につきましては弁当を持参していただいているというような状況でございます。来年度も対応が必要な子供が入ってくる予定になっています。そういったリスクも多くありますので、安心・安全の面からも給食センターから責任を持って供給していく必要があるものというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから2点目がスポーツ基本法の関連で、機会が減少していることについてどう考えるのかということでございますけれども、本市における状況としましては、少子高齢化という先ほどの人口減少問題もございしますが、現状として機会が減少しているということはそのとおりでございますので、スポーツ振興を担当する教育委員会といたしましても、環境の整備について取り組んでいく必要があるものと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

○20番(小貫 元議員) 再々質問をいたします。

まず、再々質問の大前提として、この財政が何で大変なのかというところで、先ほど石狩湾新港で静穏度が低いので必要なのだという話をしていました。しかし、あの北防波堤の延伸は、本質問でも言ったよ

うに106億円で、島外と合わせて133億円で事業が終わると、そういう費用に合わせての効果ということでこの間進められてきたと。ところが、もうそれは大きく上回るのだと、倍くらいかかるのではないかと書かれている。さらに言えば、航路に砂が入ってきていると、そして東防砂堤が機能してなくて、そこから北防波堤との影響で入ってきているのではないかと、そういうことが払拭されないのに北防波堤だけ延伸し続けていたら、それが無用なものになった場合に無駄遣いになってしまうのではないかとということで、まず大前提としてあるのです。

そして、やるにしても来年度の予算要求が余りにも大き過ぎると、42億円のお金をかけるというのは、それを、せめて今年度や昨年度並みにするだけで小樽市の負担は何千万円と浮くわけです。来年度からこの使用料を変えて2,000万円の市民負担を設けると言っているけれども、それが全て吹っ飛んでしまう、この石狩湾新港の整備だけで。

そういう前提のもとでお伺いしますけれども、まず一つは、新幹線の問題です。

(「質問じゃないしょ」と呼ぶ者あり)

今のは、そういう前提の上でということで、新幹線の問題です。

まず、建設部長から土地の所有者が2年後受けるのだと話をしていましたけれども、ということは、今検討している塩谷の市の土地について、もし何かあった場合はこの土地については市が責任を持つことになるのかどうかというのがまず一つ。

あと、財政部長から答弁があった新しい案についての関係者に対する何らかの説明会が必要だとすることですけれども、これについてもう少し、どういう規模で行おうとしているのか、関係者というのはどういう人たちなのか示していただきたいというふうに思います。

あと、プールの関係なのですけれども、プールの楽しむ機会というのは減少しているということでしたけれども、市長のほうでは今回の計画の中で位置づけていきたいという話が堂々めぐりであるのです。やはりそういう中で、市長としては計画的に進めるという言い方をしているのだけれども、せめて、やはり何年までには建設するのだという建設の時期を、今時点ではすぐに言ってくれといっても多分言えないと思うのですけれども、どこまではそのことを、かなり私は譲歩して言っているのですけれども、どこまでは少し皆さん待ってくれと、それがいいのかどうかお答えしていただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

プール建設を計画的にということの意味合いでございますけれども、先ほどの御答弁の中にもありましたが、今後、長期計画を検討していく中で、やはりそれぞれの施設ごとの優先順位というものも考えていかなければならないでしょうし、それに必要な財源というのも検討されていくこととなりますので、そういった中で建設時期については明示できればというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(西島圭二) 小貫議員の再々質問にお答えをいたします。

私からは、新幹線に関する質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、要対策士の受け入れ地の、今候補地となっております小樽市の所有地について、最終的にその責任が市に来るのかということでございますけれども、私の認識といたしましては2年後、何もなければそのまま小樽市に引き継がれて、最終的には小樽市の責任になるというふうには考えてございます。

先ほど申し上げましたとおり、札幌市の状況が先ほど私も認識しておりませんでしたので、この辺も含めて、改めて鉄道・運輸機構には確認していきたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私からは先ほどの公共施設再編計画に伴います再質問への答弁の中で申しました関係者についてでございますが、それぞれの施設の利用団体を含めた利用者というふうに想定してございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、順次発言を許します。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

(3番 小池二郎議員登壇)

○3番（小池二郎議員） 今年度、公共施設再編素案が示され、市内各地で開かれた市民意見交換会が行われましたが、市民からは説明が不十分という意見や、また、意見交換会自体の開催方法についても不満の声がありました。さらに、若い世代の参加が見受けられなかったことも大きな課題だと感じます。この会をもって本当に市民や利用者の声を十分に聞くことができたのでしょうか。また、統合による駐車場の確保や避難所に指定されている施設の建てかえ場所など、素案に足りない要素がありますが、どのようにお考えでしょうか。

素案の中で、平成29年度は市民・利用者との意見交換を行い、「各施設の将来のあり方検討方針」をまとめたことと示されておりますが、平成29年度の市民・利用者との意見交換会は今年度とは違い、施設利用者や利用団体が参加され、十分な意見があったということでしょうか。また、市民への意見交換会の周知はどのようにされたのでしょうか。

素案の中で、総合体育館の第1体育室から第4体育室と勤労青少年ホームの体育室を一つの体育室に統合し、また、統合した体育室は3区間に分けて使用可能と示されています。現在体育室を利用している団体や教室が、3区間に分けて利用するとなると、極論ですが、バスケットボールの音が鳴り響く横で、剣道や空手が行われ、その横でダンスや体操の音楽が鳴り響きます。同時に利用することが本当に可能でしょうか。

ことし4月に完成した札幌中央体育館「北ガスアリーナ札幌46」は、アリーナとは別に、相撲、ボクシング、剣道、柔道、弓道、アーチェリー、ウエイトリフティング等が部屋ごとで分かれています。比較するのは種類ではなく、一つのスポーツが独立して利用できるかです。スポーツは精神統一やイメージトレーニングが必要なため、周囲の音はとても重要です。人口減少、財政難を理由に縮小や統合することに対し一定の理解を示しますが、それらを理由に体育室が一つとなり利用しにくくなる市民や、また、利用できなくなる団体が予想され、最悪の場合、団体の存続危機にもつながるのではないかと考えます。さらに、現在第4体育室1面全てを使っている団体も多数ある中で、区間分けすることをどのように想定し利用率を考えているのでしょうか。この体育室の統合に関して、市民や利用者から意見はありましたか。また、現在利用したくとも設備がないことで利用できない市民からの意見はあったのでしょうか。環境をよくすることで総合体育館の利用者をふやし、子供たちや市民が生き生きとスポーツができる総合体育館をつくるべきだと考えます。

市長はこの統合に対して、また、現状のスポーツ環境についてどのようにお考えですか。人口減少対策として主要なターゲットは子育て世代と理解されているのであれば、子供たちのスポーツ環境にも力

を入れるべきと考えますがお答えください。

また、市長の示す選択と集中の中に、子育て世代や子供たちのスポーツ環境にかかわる重要な役割として総合体育館は当てはまらないのでしょうか。小樽市における総合体育館の役割と、今後どのような総合体育館を目指しているのかお答えください。

次に、除排雪についてです。

昨シーズンの除排雪について、過去30年平均に対し累積積雪深は平均の約60%と雪の少ないシーズンでしたが、最終的な除雪費は予算に対し約90%以上の費用がかかりました。累積積雪深が約65%であった平成27年度と比べ、2億円以上も費用がかかったこととなります。昨年の除雪費について、市はどのような見解なのかお示しください。

きめ細やかな除雪のために費用が膨らむことは仕方ないことかもしれませんが、結果的にかかる費用は市民の皆様からの税金で支払われています。大切な税金の使い方として、きめ細やかな除排雪をできるだけ効率的にするべきと考えますが、市はその点についてどのようなお考えでしょうか。

昨シーズン、市民から、毎年置き雪場としている空き地の雪が初めて排雪されたが、雪だけではなく地面の土や花まで掘られてしまい困っているという声や、雪が少ないのに地面が見えるまで道路除雪する必要があるのか、税金の無駄遣いではないのかなど、今までにない声を聞きました。除雪を待っている市民がいる一方で、このような過剰とも思われる除雪に対して、市はどのような対策があるのかお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共施設再編素案について御質問がありました。

まず、今回の市民意見交換会につきましては、10月に市内7カ所で延べ8回実施し、延べ141人、1会場当たり約18人の方が参加しましたが、特に再編対象となった施設利用者の皆さんから、現地での建てかえや既存の施設の有効活用など、再編素案にはない新たな御意見もありました。また、再編素案の考え方について賛同の意見もあり、市民の皆さんや施設利用者の声を一定程度伺うことができたものと考えております。

次に、統合による駐車場の確保などにつきましては、この再編素案は老朽化の著しい39施設の再編の方向性を示したものとして策定しております。駐車場や避難所指定などは必要なことと認識しておりますので、それらを踏まえながら今後の再編計画は策定してまいります。

次に、平成29年度の市民意見交換会につきましては、当該意見交換会では28年に策定した公共施設等総合管理計画の概要説明を行うとともに、各施設の将来のあり方について、その施設の利用者や利用団体と意見交換を行ったものであり、各施設の改善点や将来に向けての要望など、十分な意見があったものと考えております。

次に、平成29年度の市民意見交換会の周知方法につきましては、各施設の所管部において、その施設の利用団体や利用者へ案内を行い、あわせて施設内に開催案内を掲示するとともに、広報おたるや小樽市ホームページでの掲載、新聞報道依頼、また小樽まちづくりエントリー制度の名簿登録者に対して案内文書を送付し、それぞれ周知を行ったものであります。

次に、体育室の区分けなどにつきましては、再編素案は統合後の施設をイメージできるようにお示しをしたものでありますので、実際の設計段階では利用者の利便性などにもさまざまな配慮をすることとなります。

次に、体育室などに係る意見につきまして、今回の意見交換会では体育室の統合や設備に関する御意見はありませんでした。

次に、体育室の統合と現状のスポーツ環境につきましては、先ほども申しましたとおり、実際の設計段階では市民の皆さんの御意見をいただきながら、より使いやすい施設となるよう検討していく必要があるものと考えております。

また、体育施設の多くは供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいる現状にあることから、市民の皆さんが安全・安心にスポーツに親しむことができるよう、施設の整備や改修を行う必要があるものと認識しております。

次に、子供たちのスポーツ環境につきましては、子育て世代にとって関心の高い、また健康増進にも必要であると考えられることから、大切な視点であると捉えております。

次に、総合体育館の役割などにつきましては、総合体育館は利用者数も多く、本市体育施設の中核を担う施設であるとともに、災害時の避難所として重要な役割を担う施設であることから、その整備に当たっては施設総量の削減という再編目的を踏まえながらも、市民の皆さんが安全・安心に利用できるような多くの御意見をいただきながら、さまざまな競技に対応できる総合的な施設を目指してまいりたいと考えております。

次に、除排雪について御質問がありました。

まず、昨年度の除雪費につきましては、平成27年度と比較して人件費や機械損料、ロードヒーティング稼働に係る電気代等が高騰していることの外、バス路線や通学路などの主要路線について予防保全的な除排雪を実施したことから、約2億円増の14億6,800万円となったものであります。このことについては、適正な単価で積算し、適切な時期に作業を実施した結果であり、妥当な支出であったものと考えております。

次に、効率的な除排雪につきましては、市といたしましては市民の皆さんの声に耳を傾け、納得していただける除排雪を目指しておりますが、一方では財源にも限りがありますので、市民の皆さんと協働の取り組みを行うなど、効率的、効果的な除排雪を進めていくことが重要であると考えております。

次に、過剰な除排雪が行われているのではないかとの声につきましては、これまでも適切な排雪や舗装を損傷させない除雪作業について、受託業者に対し指導を行ってきたところでありますが、改めて受託業者へ指導を行ってまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

○3番（小池二郎議員） 再質問をさせていただきます。

まず、市民意見交換会についてですが、参加者は7会場で8回実施、延べ141人の参加があつて、1会場当たり約18名ということだったのですけれども、私も新光と銭函のほうに参加させていただいたのですが、若い世代は一人も見受けられませんでした。この意見交換会の目的は、幅広い率直な意見をいただくことというのがきのうの市長の答弁の中であつたので、その幅広い率直な意見を本当に聞けたのか、また、この141人中で若い世代は何人いたのかということと、幅広い意見を聞くことはできていないのかと思います。

今後、意見交換会をまた開くかどうかということも先ほど述べていましたけれども、開催しないのであ

れば、どのように若い世代の意見、多くの市民の意見を取り入れる、今後お考えなのでしょう。

あと、体育室の統合については、私もこの公共施設再編素案を見て、体育室が統合されるというふうには、これで決まっているのではないかというふうに感じまして、ほかの3素案から選ぶのではなくて、もう初めから運動機能としてその案が載っていることに対して、私は少し疑問を感じて質問させていただきました。そうではないという、市民の皆様の声を聞いて今後いろいろ変わっていくということではあると思いますが、ぜひ私も利用者として、体育室は今の第1から第4、利用率は100%ではないですけども、これが一つになり、また、勤労青少年ホームの体育室を使っている方も、もし使うのであれば、やはりこの体育室は一つでは絶対にいけないと思いますし、あと、避難所として指定されているのであれば、やはり部屋がたくさんあることで、その避難のときの女性の対応だったり、障害者の対応だったりもできると思いますので、そういった観点も含めて体育館の体育室の数も考えていただきたいと思いますが、できればお示してください。

あと、その体育室の統合だけが書いてあったのですが、それに関して、再編素案が床面積の削減であれば、体育館全体としてロビーやホワイエ、更衣室やトイレなど、アリーナや体育室以外の施設内設備の床面積は当てはまらなかったのか示してください。

あと、除排雪についてなのですけれども、いろいろと施策をしたことによって適正な価格だったというふうにお答えがあったと思います。昨年の予算に対して、積雪深だけで決まるわけではないと思いますが、人件費や燃料費とかも上がっていることも予想された上での予算ではなかったのか。また、積雪深も例年の平均の10割を予想した予算ではなかったのかというふうにお聞きしたくて。もしこれが、では10割、平均的な雪が降っていれば、この予算では足りなかったということになると思うのですが、その点、どういう見解なのか示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えをいたします。

意見交換会のことでいろいろ御指摘を受けましたけれども、昨日来御答弁申し上げておりますが、やはり若い世代の方が少なかったということは反省していかなければいけない問題だというふうに思っております。この再編計画そのものが、やはり後世に大きな負担を残さないという大きな命題がある中で、やはり若い方々に関心を持っていただく必要があるなというふうには思っておりますので、今後どんな形であれ意見交換会なり、意見を求める場合がある場合については、できるだけ若い方々から御意見をいただけるような工夫はしていきたいなというふうに思っております。

それから、体育室の統合につきましては、本答弁でもお答えをさせていただきました。今、細かい数字などもお示しをいただきましたけれども、基本的には設計段階で皆さんの御意見をいただきながら、特に利用者の皆さんの御意見などもいただきながら、設計といいますか整備に当たっていきたいというふうには思っておりますが、この再編計画そのものはトータルコストの削減ですとか、床面積を縮減するということが大きなテーマではありますが、やはり利便性を損なうだとか、機能を損なうということはあってはならないというふうに思っておりますので、その辺を考えながらしっかりと御意見を伺いながら前に進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 小池議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、除排雪についてお答えをさせていただきます。

除排雪にかかる費用につきましては、単純に累積積雪深だけではないというのはもう御承知のとおりだと思うのですが、当然雪の降る時期それからシーズンを通した気温、そういったさまざまなものが除排雪には影響を及ぼしておりますので、単純な比較はなかなか難しいと思うのですけれども、間違いなく人件費だとか燃料費、そういったものというのは高騰してきているということは言えると思います。予算の段階でもそういったものはある程度見込んでおりますけれども、それを超えることもあるかというふうに思っております。

昨年度、例えば平均的な雪が降った場合に、では予算が足りなかったのかというお話ですが、これについては、もし平年並みに降った場合については予算が足りなかった可能性はあるというふうには感じております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、小池二郎議員。

○3番(小池二郎議員) 再々質問いたします。今再質問したのは、意見交換会で今回若い世代の声を聞くことはできなかったの、今後この会を開かないのであればどうやって若い世代からの意見を取り入れるのかという、市民の意見を取り入れる考えはないのでしょうかというふうに質問したのですが、それに対して若い世代が来なかったのが課題だったというふうに御答弁されたので、若い世代の声を聞く考えは今あるのかという、そういった何か対策をするのかというのをお聞きしたかったので、それだけお答えください。

(「答えてた」と呼ぶ者あり)

(「議事進行だわ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 小池議員に申し上げますけれども、市長の答弁の中では、若い方々に関心を持ってもらうような工夫を取り入れたいということでお答えになっているのですけれども、具体的に何かというのありませんでした。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 私としてはお答えをさせていただいたつもりなのですが、繰り返すことになると思いますが、この公共施設の再編計画そのものは、やはり後世に大きな負担を残してはいけないという観点でも考えていかなければならないということになりますと、幅広い意見もそうですけれども、とりわけやはり若い方々の御意見を伺っていく必要はあるというふうに思っております。具体的にはどういう方法があるかわかりませんが、意見交換会をどんな形で開くのか、あるいは何らかの形で意見を求める機会があれば、なるべく若い方々の意見を拾えるような形で工夫はしてまいりたいということと考えておりますけれども、具体的には今後考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 小池議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

○4番(中村岩雄議員) 小樽市のこれからの子ども・子育てについてお尋ねいたします。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度を実施、「子どもやその養育者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に

寄与すること」を目的としました。この中で柱となる子ども・子育て支援法で、市町村は子ども・子育て事業計画の策定が義務づけられ、平成26年度小樽市子ども・子育て支援計画を策定していますが、この計画も今年度終了するため、平成30年11月に保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況、利用意向、子育て世帯の生活実態などを把握することを目的にニーズ調査を実施し、また、子育て中の市民や子育て支援関係者で構成する小樽市子ども・子育て会議の開催を経て、第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画案が示されています。この事業計画で示された内容も含め、本市における子ども・子育ての課題についてお聞かせください。

また、それらを踏まえた具体的事業と、今後についてのお考えをお聞かせください。

国家レベルでの少子化対策が叫ばれて久しく、さまざまな施策が打ち出されてきておりますが、小樽市においてもその傾向は深刻で、ことしの出生数は1月から10月までで374人、最終的に400人台にとどまると思われます。官民挙げてのさらなる手だてを講じる必要があります。新制度への移行、10月からの幼児教育の無償化、消費税増税と環境は目まぐるしく変わりますが、そのような中、今般小樽市子ども・子育て会議の構成員にもなっている小樽私立幼稚園連合会より、教育振興願として小樽市並びに小樽市教育委員会に要望書が提出されています。その内容は5項目から成り、①子ども・子育て支援制度、新制度への円滑な取り組みをお願いするもの。②小樽私立幼稚園連合会運営費補助の維持。③障害児就園補助。④保育料無償化の請求手続の時期と支給の時期を年度内に終えられるようにとのお願い。⑤5歳児健診の実施となっております。これらにつきまして、何とぞ前向きな取り組みをお願いいたします。

特に、5歳児健診については千葉議員がこれまで熱心に取り組まれておりますのを承知しておりますが、5歳児セルフチェックについて、札幌市や苫小牧市が既に実施しており、3歳児健診から就学時健診までの5歳の子供のいる家庭に、5歳児セルフチェック表を送付し、家庭で子供の発達を確認し、心配がある場合は必要な相談につなげる取り組みであり、発達に心配のある子供を早期に発見し支援に結びつけることができるものと考えておりますが、市として取り組む予定があるのかお聞きいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

本市のこれからの子ども・子育てについて御質問がありました。

まず、子ども・子育ての課題などにつきましては、子育てしやすい環境の整備や助成制度の充実、子供の居場所づくりなどの課題があるものと認識しております。また、具体的な事業としては、現在、子ども・子育て支援事業計画に搭載している病児保育事業や地域子育て支援拠点事業などを実施しておりますが、今後子育て世代包括支援センターの開設など、新たな事業にも取り組みながら引き続き安心して産み育てる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、5歳児セルフチェックにつきましては、令和2年度中に開設する子育て世代包括支援センターの事業として実施するよう検討を進めているところであります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

○4番（中村岩雄議員） 1点だけ、再質問させていただきたいと思っております。

5歳児セルフチェックを実施することとなった場合の課題などがあれば、ぜひお答えいただきたいと

思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(貞本晃一) 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

5歳児セルフチェックを実施するに当たっての課題ということの御質問でございました。

5歳児セルフチェックは、御自宅で保護者の方が子供の発達を確認するものであることから、保護者の方に問題意識がない場合、必要な相談支援につながらないこともあります。こういうことが課題ではないかというふうに考えているところでございます。

このことにつきましては、保護者の方が子供の発達の問題について、気づきやすいセルフチェック表を作成することや、保育所や幼稚園との協力を仰ぎながら発達の問題のある子供に必要な相談支援につなげることとともに、保護者の不安の解消にも軽減にも努めてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時54分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 面野大輔

議員 中村吉宏

令和元年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和元年12月11日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市 長	迫 俊 哉	教 育 長	林 秀 樹
副 市 長	小 山 秀 昭	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	加 賀 英 幸	総 務 部 長	日 栄 聡
財 政 部 長	前 田 孝 一	産 業 港 湾 部 長	上 石 明
産 業 港 湾 部 長	佐 藤 文 俊	生 活 環 境 部 長	阿 部 一 博
港 湾 担 当 部 長		福 祉 部 長	勝 山 貴 之
医 療 保 険 部 長	相 庭 孝 昭	建 設 部 長	西 島 圭 二
保 健 所 長	貞 本 晃 一	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	金 子 文 夫
消 防 長	土 田 和 豊	総 務 部 長	林 昭 雄
教 育 部 長	森 貴 仁	企 画 政 策 室 長	
総 務 部 総 務 課 長	津 田 義 久	財 政 部 財 政 課 長	笹 田 泰 生

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	柴田真紀
書記	北岡尚
書記	河崎仁美

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、丸山晴美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第33号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 一般質問いたします。

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。認可保育所や幼稚園などの利用料は無償化されましたが、これまで利用料に含まれていた副食費は保護者負担となるため、これまで納付していた利用料より副食費が高くなる逆転現象が発生することが問題となっています。

では、無償化によって、負担がかえってふえる逆転現象が生じる子供は何人いると算出しているのですか。また、逆転現象を生じさせないため、負担の増額分を助成するとすれば幾ら必要なのですか。

日本共産党は、全世帯の副食費を無償化することを求めています。市の推定でも、年間1,566万円で実現できるのです。

市長は、「食材料費は、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることや、既に授業料が無償化されている義務教育においても実費相当の負担がなされていることなどから、比較的所得の低い世帯などの免除対象を除き、引き続き保護者に負担をいただくべきもの」としている一方で、「優先順位をしっかりと分析なり、検証しながら、トータルで子育て世帯を支えるような施策は実施していきたい」と述べられています。新年度予算に向けて、第3回定例会後、副食費無償化について、市としての考え方に進捗はありましたか。

少なくとも実施しなければならないのは、逆転現象の解消です。全世帯での副食費無償化をしていない札幌市や旭川市、苫小牧市でも負担増分の差額を補助することを決めています。本市においても、当然実施することを市長は明言するべきです。いかがですか。

保育士の処遇改善についてです。

これまでも課題となっている保育士不足解消の方策として、奨学金の肩がわり返済などを提案させていただきました。第3回定例会代表質問で市長は、「保育士の処遇改善が進み、経済的負担の軽減が図られるよう、引き続き国へ要請していくとともに、御提案をいただいた制度も含め、他都市での事例も参考にしながら、効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。」と述べられました。第3回定例会後、どのような事例を検討されたのですか。市長は、新年度において何らかの保育士の処遇改善を行う考えはありますか。

札幌市の事例を紹介します。札幌市は保育士不足解消のため、保育士直接給付を始めます。3年、6年、9年間勤続した保育士に、それぞれ10万円を給付するというもので、より長く働いてもらう狙いがあるとされています。対象となるのは認可保育施設で働く保育士か、幼稚園の一時預かり保育を担う保育士で、札幌市は1,310人、事業費を1億3,100万円と見込んでいます。こうした札幌市の保育士不足解消のための事業について、市長はどのような所感をお持ちになられましたか。また、本市で同様の事業を実施するとした場合、対象人数と事業費はどれくらいと見込まれるのかお答えください。

11月2日に行われた避難所開設訓練について伺います。

訓練は災害対策室職員と入船地区連合町会等の地域住民を実施者として、教育委員会庁舎を会場にして行われました。改めて参加された町会等の住民の皆様には敬意を表します。

今回の開設訓練は、実施をしたというだけでも大変素晴らしいことで、有意義であったと思います。幾つか課題は見つかりましたが、今後もぜひ継続してほしいという観点で質問いたします。

まず、こうした訓練を今後も続けていかれるのかということです。時期や会場、対象となる町会などを可能な限り変えて継続していくことが必要と考えますが、いかがですか。

訓練は、電気が使える前提で行われました。市民にとって直近の災害は北海道胆振東部地震に伴った大規模停電でした。こうしたことから、今後は停電している想定で、非常用発電機を使用することも必要ではないでしょうか。

大地震直後、避難所に急いで来ても、すぐに避難所の中には入れません。二次災害を防ぐために施設の安全を確認し、避難者を受け入れる準備が整うまで避難者は校庭などの安全な場所で待機してもらうという原則はそのとおりです。しかし、厳冬期にいつまでも外で待たなければならないというのは現実的ではありません。状況に応じて最低限の安全確認をした上で、まずは屋内に避難させる。その後、建物の破損など危険が想定される場合は移動するなど、避難所開設職員が状況に応じた柔軟な対応ができるようにすることは可能ですか。

内閣府防災担当のホームページを拝見しました。そこでは、全国各地で同様の訓練が行われていることが紹介されています。そこでは、「③継続への工夫」として、「一般的に、「防災活動」は、専門家の単発的な防災講演会や、ワークショップ、防災訓練といった「行事」としての開催が多く、今回の取組もその一部にすぎない面は否めません。また、「行事」を実施した場合、一般論として、地域住民にとってはイベントを開催した「達成感」で満足してしまい、今後継続して活動することが難しくなる恐れがあります。このため防災活動を「達成感」で終えることなく、訓練実施後にふりかえりのワークショップ等を実施し、「次に何をやる必要があるか」の意識を持たせる「しかけ」を事前に意識しておくことが重要です。」とあります。

この点、今回の訓練、質疑応答は大変よかったと思いますが、さらに充実していくお考えはありますか。最後に、外国人観光者について伺います。

急増している外国人観光者は、小樽経済に寄与している一方で、一部の観光者らによる迷惑行為が問題になっています。最近では余り目にはしませんが、かつて船見坂の車道上で撮影行為を行う外国人観光者が問題となりました。堺町での白タクと疑われる車両も問題となりました。

今回お伺いするのは、朝里駅周辺の問題です。

先日、私に朝里地区住民を名乗る方から、写真が入ったCD-R入りの封書が届けられました。内容は、外国人観光客について対策をお願いしたいというものでした。一部を紹介します。

「線路内の侵入などはJRが警備員を置いて注意喚起していますが、民家や民有地の立ち入りなどは対応してもらえません。警察も通過するだけです。住民も柵やロープを張ったり張り紙をしていますが、効果はありません。雪かき姿を勝手に撮られる。除雪道具や自家用車を小道具にして写真を撮る。玄関ポーチへの侵入。敷地内で用を足す。普通の住宅地に住む人々の生活を守っていただきたいです。ことしも既に連日、数十人の観光客が来ています。冬の観光シーズンが本格化する前に、どうかお願いします。本当にまっています。」

非常に生々しいものです。私も手紙を拝見した後に、当該地域の別の方からお話を伺いました。手紙の内容とはほぼ同様のお話でした。

まず、こういった一部の外国人観光者の迷惑行為について、実態を市としてどのように把握しているの

か伺います。

第二次小樽市観光基本計画では、外国人観光客との相互理解として、「外国人観光客に向けた日本のマナーやルールの情報提供」とあります。では、基本計画に基づき、第二次観光基本計画策定以降、どのような取り組みが行われたのか伺います。

第二次小樽市観光基本計画では、ホンモノの小樽を軸とした観光客と市民の接近をうたっています。ここでは、「ずっと小樽にいるから私たち市民は気付かない、その日常が、観光客がふれたい小樽です。例えば、雪を見たことのない外国人観光客にとっては、雪景色はもとより、除雪や冬着など冬の市民生活自体が新鮮な非日常であり、魅力となります。」としています。観光客も悪気があって行っているわけではないと思います。しかし、許可なく除雪中の人物を撮影し公開することや、自動車のボンネットに子供を乗せること、個人敷地内での喫煙、玄関フード内に置かれた除雪道具を持ち出すとなると迷惑行為そのものです。計画が目指す姿と異なると思います。私の話にも市長はどういった所感をお持ちになりましたか。

見過ごせない写真がありました。建物内に入って卑わいな撮影をしていると疑われるもの、建造物の中に入って下着姿になっているもの。これが事実であれば、犯罪行為そのものです。一般論として、こういった理解でよろしいですか。

大切なのは、市民と観光客が気持ちよく、この小樽市において共存できることです。各団体や関係機関などとも連携し、迷惑行為については徹底した周知をすることや、看板、掲示板の設置、ITの利用などで実効性の高い取り組みをしていくことが必要と考えますが、市長のお考えを伺います。

鎌倉市では、公共の場所におけるマナーの向上に関する条例を制定しています。条例では、土地所有者や管理者の許可なく行う、車両が通行する道路上で立ちどまって撮影を行うこと、線路のそば等、危険な場所で撮影を行うことなどを迷惑行為と規定しています。すぐに条例を制定せよと言っているわけではありません。条例を制定したところで実効性が伴わなければならないからです。ただ、自治体として何らかの対策をとることはできないかということです。小樽市として、こうした鎌倉市など他市の例を研究するお考えはあるのか伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、幼保無償化に伴う負担増の解消について御質問がありました。

まず、副食費の負担による逆転現象が生じる子供の人数につきましては、これまで本市が独自で保育料を無料としていた3歳以上の第3子以降の子供で、10月1日現在99名であります。また、この負担の増額分を助成する場合の所要額につきましては、1人当たり月額4,500円を徴収されていると仮定した場合、一月当たり約45万円、年額で約540万円が必要になると試算をしております。

次に、副食費無償化に対する考え方につきましては、新年度の予算編成に向け、副食費の無償化も含めて、考えられる子育て支援策の中で効果的な取り組みや優先順位などを庁内で議論しているところでありますので、現時点でお示しできる段階には至っておりません。

次に、保育士の処遇改善について御質問がありました。

まず、検討した事例につきましては、保育士に対する給付制度、保育補助者を雇用する施設への補助制度、保育補助者養成のための研修開催、保育人材を確保するための就職相談会開催などがあります。

保育士確保については、喫緊の課題であると認識しておりますので、有効性などを見きわめながら処遇改善を含めた対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、札幌市の保育士不足解消のための事業につきましては、現に就労している、または就労を希望する保育士に対して、より長く働く意欲を高める効果が見込める取り組みであると認識しております。

次に、札幌市と同様の事業を実施する場合の対象人数と事業費につきましては、民間の常勤保育士のみを対象とした場合でお答えいたしますと、対象人数は約60名、事業費は約600万円と見込まれます。

次に、避難所開設訓練について御質問がありました。

まず、今後の避難所開設訓練につきましては、より多くの市民の皆さんに参加をいただくため、開催時期、会場など条件を変えながら、今後予定している避難所運営訓練とあわせて継続してまいりたいと考えております。

次に、停電を想定した訓練の実施につきましては、小・中学校などに今年度配備した停電対策用資機材を使用した訓練を、避難所開設訓練などにあわせて実施してまいりたいと考えております。

次に、避難所開設員の状況に応じた柔軟な対応につきましては、厳冬期や荒天時に避難所開設時の安全確認を行っている間、避難者を屋外で避難させることは身体的にも負担をかけるものと認識しております。建物に倒壊や大きな損傷がなく、外観上問題が見受けられない場合には、一時的に避難者を屋内に避難させるなど、状況に応じた対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、訓練実施後の振り返りの充実につきましては、今回の訓練に限らず、町会での避難訓練の後には、質疑応答や反省会など、参加者の防災に対する意識づけを行っているところであり、今後につきましても御指摘のようにさらなる充実に努めてまいります。

次に、外国人観光者について御質問がありました。

まず、JR朝里駅周辺における一部の外国人観光客による迷惑行為につきましては、近年、海外で上映された映画にJR朝里駅がロケ地として使われ、その影響で多くの外国人観光客が訪れており、線路内に入って写真を撮影したり、周辺住民の自宅敷地内に勝手に入っているなどの状況について把握しております。

次に、JR朝里駅周辺における迷惑行為に対するマナーやルールの情報提供につきましては、JR朝里駅舎内での注意喚起の掲示については、計画策定以前から継続的に行っており、計画策定以降は、海外にサーバーを持つサイトや市のホームページを活用した注意喚起を行っております。

次に、外国人観光客の迷惑行為につきましては、議員がおっしゃる内容が事実であるとすれば、私といたしましても地域住民にとって迷惑行為であると思っております。

次に、外国人観光客の行為に対する理解につきましては、当該画像を私は確認しておりませんので、犯罪行為かどうかお答えすることはできません。

次に、市民と観光客の共存に対する取り組みの必要性につきましては、第二次小樽市観光基本計画の取り組みにもあるように、市民や観光事業者に向けて外国人観光客の国別の文化や習慣の違いについて情報を提供するとともに、外国人観光客に向けた日本のマナーやルールの情報提供を行い、市民と外国人観光客の相互理解を深める取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、他市の事例を研究する考えにつきましては、近年多くの外国人観光客が全国的に急増しており、本市においても東アジア圏の外国人宿泊者を中心に増加傾向にあります。その一方で、一部地域において地域住民の生活などに対して、負の影響をもたらす、いわゆるオーバーツーリズムの状況が見られておりますので、本市におきましてもそのような状況とならないよう、鎌倉市の条例など他都市の取り組みについて調べてみたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) それでは、再質問をいたします。

逆転現象で生じる児童数は99人、年間で約540万円が必要だということでありました。

先ほど紹介させていただきましたけれども、この中で、札幌市や旭川市、苫小牧市、ここではもう既に逆転現象に限っては解消しますということを明言されているのです。市長がここで話しされていたのは、そうしたことも含めて、全体の無償化も含めてという意味だと思いますが、優先順位なども含めて検討していきたいと、新年度予算に向けて検討していきたいと言っているのですけれども、いやいや、そんな時期はもう終わっているのです。私は、第3回定例会で同様の質問をしているのです。それを受けて、どう考えているのですか。他の地域はもう動いています。少なくとも、給食無償化はしないととしても、逆転現象だけは解消する。それはやりますというふうに言っているのです。

苫小牧市ではどうか。こうしたことを受けて、副食費の部分について、団体は全部の無償化を要望しているけれども、とりあえず逆転現象だけは解消しますと市長自身が言っているのです。小樽市はその考え方すら示さないのですか。まだ何も無い、真っさらですか。まずいですよ。

改めて市長、やっていく方向なのか、少なくとも逆転現象だけは解消していくつもりなのか。無償化しろとは言っていますよ。せめて少なくともこの部分だけはやっていく方向なのか、改めてお伺いしたいと思います。

保育士の処遇改善についてであります。

これについても、これまでと同様の給付とか研修とかいろいろなことを言っているのですけれども、いやいやこんなこと、もう遅いのです。札幌市でも、先日も北海道新聞の札幌版に出していましたけれども、北海道主催の保育士不足解消のためのセミナーをやっているのです。そこでも札幌市で保育士不足解消のためのさまざまな取り組みをやられているのです。それにあわせて今回、この3年、6年、9年勤続した保育士に給付するという制度を新たにつくって、そこでもPRしているのです。そこまで深刻になっているのです。

小樽市も大変な状況なのです。私は札幌市の制度をそのままやれと言っているわけではない。ただ、他の地域では、こうした争奪戦がもう既に始まっているのです。新年度に向けて今から悠長に考えている時間はないのです。何らかの取り組みを市長は行うつもりはありますか。それともこれまでの延長線にとどまるのでしょうか。これまでの延長線ということになれば、給付にするのか、研修にするのか考えていきたいということですが、少なくとも直接的な効力があるこうした給付制度を行っていくのか、これまでも紹介した奨学金の立てかえ制度をやっていくとか、こういった直接的に効果があると思われる制度を、今は言えないけれどもやりたいと思っているのだ。それぐらいのことを言ってほしいと思うのです。

私がこの札幌市の事業についてどのような所感をお持ちですかと聞いたら、市長は、より長く働いてもらうための取り組みだというふうに理解しておりますと、それはそうなのです、これは札幌市が言っているのです。市長はそれをもって危機感を感じないのですか。改めて市長の所感はどうだったのかについてもお伺いいたします。本市で同じようなことをやった場合、約60人、約600万円ですというのです。真剣に改めて考えてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

避難所開設訓練については、これからも充実してやられていくということで、しっかり期待したいと思っています。

最後に、外国人観光者についてお伺いをいたします。

この一部の外国人観光者の迷惑行為について、市として把握しているというのですよ。把握した上で、一体何を行ってきたのかということなのです。ホームページなどで紹介している、注意喚起しています。注意喚起を行っても全く効果がないということなのです。改めて関係機関などとも、もしくは関係住民から聴取することも必要なかもしれない。市として何らかの対策がとれないかどうか、考えてみる必要はないのでしょうか。情報提供を行っていく、そういったことも必要でしょう。北海道や警察などとも連携して、この対策を考えていく必要があるというふうに思います。

市長は、この迷惑行為についてどう思いますかと聞いたら、迷惑行為だと思っていると。そのままですよ、これ。いや、迷惑行為そのものだということについて、どう思っているのですかと聞いているのです。迷惑ですと聞いて、迷惑だねと、それは少し違うと思うのですけれども、改めてどうでしょうか。

それから、犯罪行為についてです。

写真を見たわけではないので犯罪行為かどうかわからないと言っているのです。建造物に侵入するだけで犯罪行為ですよ。違うのですか。

(「見ていないって言ってるんだから」と呼ぶ者あり)

それから、この実効性が高い取り組みについて検討が必要だということでもありますけれども、具体的にどうやったら取り組みが実効性のある取り組みになるのか、改めてこれまでの情報提供に加えてやっていくという考えが私はどうしても必要だと思うのです。いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

幼保の逆転現象の問題と保育士の処遇改善については関連がありますので、まとめて御答弁させていただきたいと思っておりますし、本答弁と重複することは避けたいというふうに思っておりますが、第3回定例会での経過について少しお話しされていますけれども、私は酒井議員の御質問に対して、今後、子育て関係のさまざまな政策について、この逆転現象の問題だけではなくてトータルで考えさせていただきたいということで答弁をさせていただいたと記憶しております。

第3回定例会を終了した後に、私は職場で職員に指示をいたしまして、子育てに関してトータルで考えていこう、まずその議論をスタートさせようということで、現在、総務部、それから医療保険部、保健所、生活環境部、建設部、教育部、福祉部、こういった各部にまたがる子育て政策について、これは新年度に向けて議論を今させていただいているところでございます。

当然その中でも、今申し上げました無償化に伴うこの逆転現象の解消について、それから保育士の処遇改善についても、当然議論の対象になっているわけでありましてけれども、現在、小樽の子ども・子育て支援をトータルで考える会というのを庁内に設置しているのですが、この会ではまだ議論の途中でありますので詳しくは申し上げることはできませんけれども、引き続きこの逆転現象の問題、保育士の処遇改善も含めて、子育て全般について新年度に向けて何らかの対策を講じていきたい、このように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（上石 明） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、外国人観光者について3点ほど御質問がありました。

まず1点目です。今後、何らかの対策をとるつもりはないのかという点ですけれども、先ほど市長か

らも答弁がありましたように、これまでも私どもとしましては、注意喚起をしてきております。ただ、今後につきましては、地域住民のお話をやはり直接聞かないと、どういったことがあるのか具体的に把握できませんので、直接地域住民の方のお話を聞いていきたいというふうに考えております。

二つ目です。犯罪行為について、違うのかという点ですが、少し繰り返しになりますけれども、内容を具体的に私どもは確認をとれておりませんので、ここについては少しお答えはできないと考えております。

三つ目、実効性ある取り組みはという点ですが、先ほどの1点目と同じだと思っておりますけれども、まず地域住民の皆さんのお声を少し聞いて、どういった取り組みがいいのかという部分については、これから考えていきたいというふうに考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再々質問いたします。

外国人観光者についてであります。

住民に直接聞くということでもあります。ぜひやっていただきたいと思うのです。実際にどんなことが行われているのかというのを当該地域の方々に直接聞くことで実態把握をしていくということは大事だと思います。

それと同時に、先ほど申し上げた警察や北海道など関係機関への情報提供、何ができるのかということも含めて、そういった関係機関との協議に至らなくても、情報提供なども含めてやっていく必要があると思うのです。

先ほど産業港湾部長は、犯罪行為かどうか確認できないと言っていました。私が聞いたのは、家屋、玄関フードとか敷地内に侵入するだけでも犯罪ですよと言っているのです。犯罪ですよ。犯罪だったら警察に通報することができるのです。そういうことも含めて、そこまで住民の方は追い詰められているのです。突然、知らない人がいきなり家に入ってきて、玄関フードをガラッと開けて、じょんばを持ち出して何かをやっていると。おっかないです、やはり。でも、そういった外国人観光者の人たちと共存していかなければならないという問題もある。だからこそ、こういった犯罪行為と思われるもの、こうしたものについても、警察や関係機関とも情報提供なども行っていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(上石 明) 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

関係機関との情報提供とお話でしたけれども、これにつきましては、先ほどお話ありましたとおり、まず地域住民の話聞いて、その中でどういった対応ができるのか。それに応じて関係機関との情報提供も、必要があるのであればやっていきたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 酒井議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、高木紀和議員。

(13番 高木紀和議員登壇) (拍手)

○13番(高木紀和議員) 令和元年第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

まず、小樽市都市計画マスタープランについて伺います。

本市では、平成10年度からスタートした小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」において、「未来と歴史が調和した 安心、快適、躍動のまち」を将来都市像とし、その実現に向けた中期的な市政の展開方向や主要施策の指針として示し、平成15年度に策定された都市計画マスタープランでは、都市計画が担う役割、意義を明確にするとともに、本市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な方針や目標を策定することを目的としてきました。

本市の人口推移を見ますと、大正9年では10万8,113人、昭和35年には19万8,511人と増加傾向にありましたが、昭和40年以後から減少し続け、平成12年には15万687人、平成22年には13万1,928人、平成27年には12万1,924人となり、現在、令和元年10月末で11万4,723人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では5年ごとに約1万人の減少が続き、2040年には6万9,422人と予想されています。小売・卸売事業所数も平成16年からの10年で約1,000事業所が減少している現状があります。

平成30年度から策定が進んでいる第2次小樽市都市計画マスタープランの原案では、見直しの背景として、人口減少や少子高齢化が急速に進むなど、取り巻く社会経済情勢の変化により地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティの機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力、生活の利便性の低下が懸念されるため、空き家や空き地の対策、公共交通機関の充実、公共施設再編・更新などさまざまな課題があり、これらに対応し、安全で快適な都市での生活を持続可能とするため見直すとしています。

私が社会人になって24年、約4万2,000人の人口が減少しています。この20年はあっという間に過ぎ去りました。市内各地域で地域人口の減少も間違いなく進み、高齢化率も高くなると推測されます。

そこで伺います。第7次小樽市総合計画の中で、土地利用の状況と将来見通しを考えつつ、適切に市街化区域・市街化調整区域の区域見直しの検討を進めるとしてはいますが、このことについて第2次マスタープランの原案策定に当たり、どのように検討がなされたのかをお示してください。

また、第2次都市計画マスタープランは、令和2年度から令和21年度までの20年間の計画であります。間違いなく社会情勢の変化は起きると推測をしますが、5年後、10年後を見据えていかなければならないと考えます。

そこで、世帯数も減少する中、実現可能な市域内での移住を促進すべき時期に来ているのではないかと考えますが、第2次都市計画マスタープラン原案の中ではどのような方向性を示しているのかお示してください。また、行政サービスに必要とされる税収の減少が予測される中で、将来の除雪や下水道、上水道等の維持管理など、持続可能な機能確保のための方針は示されているのでしょうか、お聞かせください。

市民が求めていることは、小樽市全体、地域レベルのまちづくりを望み、すぐには変わることが非常に難しいことではありますが、先を見据えたまちづくりをしっかりと計画することが大切と考えます。

次に、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について伺います。

令和元年度に、平成21年度に策定した小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の計画期間が満了となるため、現在新たな計画を策定しています。この計画は、令和2年度から令和11年度までの10年を計画期間とし、小樽市公共施設等総合管理計画の計画期間にあわせて、令和40年度まで長期的な管理の見通しを立てることになっております。また、5年をめどに見直しを検討することとしています。

小樽市内の公営住宅は、現在市営住宅が35団地、134棟、3,066戸。道営住宅が15団地、43棟、1,184戸あり、合わせて177棟、4,250戸が供給されています。その中で小樽市営住宅団地別入居率の状況は、3,066戸に対し募集停止戸数が322戸、募集停止を除く戸数が2,744戸、入居世帯数は2,479戸と、入居率が80.9%、募集停止を除く入居率は86.1%の状況です。

来年度から用途廃止、改善、建てかえの計画を検討しているところでありますが、現在の世帯別の入居者状況を確認すると、2,479世帯のうち、子育て世代の世帯率は8.8%。65歳以上がいる世帯が66.8%、1,657世帯、75歳以上がいる世帯が40.3%、998世帯です。

そこで伺います。現在策定中の計画の中で市営住宅の建てかえを各地域で検討していますが、現在使用されていない戸も含め、市営住宅を建てかえることは、この先5年後、10年後、20年後を見据えると効果的、効率的な計画と言えるのでしょうか。方向性を踏まえ見解をお聞かせください。

また、市営住宅の需要の見通しに基づく将来ストック量の推計を令和11年度には約2,500戸、令和21年度には2,000戸を目標管理戸数としていますが、今後の老朽化した市営住宅の用途廃止や、その市営住宅で生活している市民へ、その住宅の地域内や地域外への移住の促しを少しずつでも行っていくことも検討する余地があるのではないかと考えますが、市としてのお考えはあるのでしょうか。

建てかえや改善、その地区に住む市民に安心して暮らしてもらうことは大切なことです。しかしながら、この人口減少が将来、予想人口と合致した場合、今の子どもたちに間違いなく負担がかかることも予測できます。市営住宅のみならず公共施設も同様、慎重に計画をし、将来再び同じ問題が起こらないようにすることが我々の責務ではないかと思いますが、どのようにお考えですか。

次に、空き家対策について伺います。

平成30年の住宅・土地統計調査によると、全国で空き家の数は848万8,600戸。その中で本市の空き家の現状は2,533件と聞いております。空き家の件に関しては、本年第2回定例会における建設常任委員会でも触れさせていただきました。

他都市の例として、栃木県栃木市において人口約16万人、東京まで約1時間半で観光客も多いまちであり、古い町並みを保存しようと建物は壊さずに、できるだけ空き家に住んでもらうように、定住促進と空き家対策が行われています。移住向けの専門誌によると、子育て世代が住みたい田舎、若い世代が住みたい田舎の第1位が栃木市であります。町会と連携して空き家の早期発見、活用など、空き家ができることと市に連絡をしてもらう仕組みがつくられており、所有者が不明にならないように早い段階で活用方法などを相談するネットワークを構築しています。

先日、建設常任委員会視察で岐阜県各務原市を訪れました。人口は14万7,892人。空き家数8,300戸。そのうち活用されていない空き家3,200戸の現状の視察をしてまいりました。内容については、借り主負担のD I Y型契約による空き家リノベーション事業について視察に伺ってきました。

このD I Y型空き家リノベーション事業では、空き家を手放す気はないけれど活用したいという所有者と、住宅を購入する気はないけれどD I Yをして自分らしい暮らしをしたいという借り主のマッチングや契約までの流れを各務原市、民間企業、大学、金融機関が四位一体となってサポートしています。

借り主負担D I Y型は、貸し主が修繕義務を負わないかわりに安く貸し出し、借り主が自費で修繕を行い、退去時は原状回復義務のない契約としています。さらにその仕組みを市と事業者、または事業者同士が協力体制をつくり、事業の周知と普及をしています。また、人口減少対策として、市内大規模商業施設内に移住定住総合窓口を設け、移住を検討する方に向けた住まい相談や市の魅力を発信するイベントも開催しています。

転入理由は住宅事情や職業上によるものが多く、20代から30代も多く、平成29年7月から令和元年10月までの実績としては来訪者数1万2,351人、相談件数340件、移住実績は32世帯73人と、若い世代が多いようです。これは一つの手法かもしれませんが、本市でも検討の余地はないのでしょうか。

平成19年度第2回定例会の本会議で、空き家の活用の問題について、本市では平成17年より移住に関するホームページを開設しており、その中の住まいに関する情報では、北海道宅地建物取引業協会小樽支

部に加盟している不動産業者のホームページにリンクすることで、不動産の物件情報を提供しています。電話による問い合わせなどに対しては、希望物件の内容を伺い、宅建協会小樽支部に伝えて条件の合う物件を提供しております。市が直接空き家情報の提供を行う場合には、情報の収集や提供の仕組み、物件の管理状態など整理すべき課題もあり、空き家バンク制度を立ち上げる検討を行うと答弁され、平成21年度に小樽市空き家・空き地バンクが創設されました。

そこで伺います。これまでの11年間の空き家・空き地バンクの登録数と成約数をお聞かせください。また、法令上の制限はあると思いますが、空き家の市営住宅への活用、また、戸建て住宅においても買収、修繕し、市営住宅としての活用を検討しているかお聞かせください。

また、本年8月に危険な空き家をふやさないために、不動産会社と協力をして良好な状態の空き家を利活用するため、北海道宅建業協会小樽支部、全日本不動産協会北海道本部と本市との間で協定を締結しました。これを機会にさらなる空き家の利活用に向け、弁護士会や司法書士会、建築士会などの異なる業種の専門家を含め協議会等の立ち上げを早期に検討してはどうかと考えますが、本市としてどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

また、空き店舗の利活用については、行政として情報を収集し積極的に発信していくことが重要と考えますが、中心商店街の空き店舗解消に向けた取り組みについてお聞かせください。

本年第2回定例会建設常任委員会でも答弁をいただいておりますが、個人情報の関係で所有者から同意を得て物事を進めていかなければならないのは承知をしています。地域との連携や業者との連携は必要不可欠になると考えていますので、空き家バンクの活用と広報を最大限に活用できるようスピード感を持って計画してほしいと思います。

次に、観光税についてお伺いします。

本市議会では、これまで財政強化のために観光税について議論をしてきました。第2回定例会の中でも議論をしてきましたが、その後についてお聞きしたいと思います。

小樽市の観光入込客数は、国内外からここ数年は約800万人の観光客が来ており、宿泊客延べ数は平成29年度が88万5,100人、平成30年度は94万8,200人、約1割程度の現状です。北海道は法定外目的税、観光税を1人1泊当たりの一定額を徴収する定額制を軸に観光振興税とする方向で検討に入り、本市においても観光税導入に向け方針を固め、有識者会議も立ち上げました。

そこで伺います。本年定例会の市長の答弁で、本市が宿泊税を導入すると仮定した場合の北海道との調整について、制度設計が未定のためとありましたが、その後の進展があればお聞かせください。

また、先日、自由民主党小樽市議会議員会で福岡県福岡市に宿泊税の導入について会派視察に伺わせていただきました。その中で福岡市宿泊税条例案については6カ月の日程で、行政当局、宿泊業界からのヒアリング、今後の方向性、条例の主な項目、有識者からのヒアリング、旅行代理店や各省庁からの聞き込みなど、15回の条例勉強会が開催されていました。

そこで伺います。本市にはさまざまな観光課題があると考えますが、観光税を導入するに当たり、どのような使い道を考えていますか。また、それらに対しどれだけの予算が必要になるか、本市のお考えをお聞かせください。

次に、小樽市では民家を活用しながらの民泊も広がりを見せています。納税事業者イコール旅館業法に伴う法人への配慮も必要であり、多くの業者のコンセンサスは今調整中と聞いております。有識者会議において議論がなされ始め、入域税、駐車場税、宿泊税を比較検討し、本市としては宿泊税の導入に向け検討を進めていくことになりました。早ければ令和3年度中の導入を目指しているということですが、導入までの会議の開催を含め、具体的にどのようなスケジュールで、また、どのような条例案を示していくの

かお聞かせください。

次に、ふれあいパスについて伺います。

平成9年度からふれあいパスの交付がスタートとなり、年間1億3,500万円の契約から実施し、その後、実態の試算について事業者から主張を受け、平成11年度は1億8,000万円、平成13年度は2億円と増加し、平成26年度は運賃の値上げに伴う負担割合の変更、平成29年より市と利用者で案分、平成30年度の事業費は2億円まで達しています。

小樽市の人口に占める高齢者割合の推移を見ると、高齢者割合がふえ、令和5年には70歳以上の人口がピークを迎え、事業費の増大が見込まれていることから検討に入らなければならない状況になっています。本市の財政状況や事業者の経営状況の悪化等により、このふれあいパスの交付が現在では圧迫している状況であります。高齢者がふえる一方、生産年齢の減少もあるため、このふれあいパスは今後進めていくべきなのかが疑問に思います。

しかしながら、近年の交付者数を見てみると、平成27年度、対象者3万4,802人中、交付者数はバスの利用者で2万32人、JRの利用者で1,364人、本年平成31年では、交付者数は2万3,096人中、バスの利用者で2万1,474人、JRの利用者で1,622人の利用者であり、この5年間で1,700人の増加となっています。

アンケート結果の中で、継続を望む意見においては、高齢者の運転による事故の増加、免許返納による高齢者の増加に伴い利用者はふえるのではないかと、高齢者の方々が少しでも外出し、いきいきとした生活をできるよう、低収入の方にとってはよい制度であるなどの意見があります。廃止、見直しを望む意見においては、税金を納める人の負担が増すのではないかと、高齢者より子供に税金を使うべき、ふれあいパスの事業費で無料送迎バスなどを実施、市民実費で低所得者だけの制度にしたほうがよい、年間の枚数の制限など、多くの意見をいただいております。他都市で廃止した自治体はありますが、こればかりは他の自治体が廃止したので本市も廃止ということにはなりません。やはり市民の皆様が安心して暮らせるまちにするためには、サービスを通して維持をしていきたいと考えます。

しかしながら、財政状況や企業経営の状況を見据えた方向性や計画をしていかなければ、持続が難しくなるものと考えます。会社に例えるなら、経営が厳しい状況で赤字事業を継続することはできません。やはり企業が黒字にならなければ投資もできないわけであります。ここは市民の理解もいただきながら検討していかなければならない点であると考えます。

そこで伺います。この事業を今後も継続するためには、事業を220円区間に限定することや、均一区間外運賃の実費負担など、何らかの制限が必要と考えます。現在検討していることがあればお答えください。また、財政状況や高齢者の増加において、これからのふれあいバス事業の方向性はどのように考えていますか。

次に、バス運賃について伺います。

小樽市内の路線バス運賃が令和2年4月に220円から240円に値上げされることが11月21日の小樽市地域公共交通活性化協議会で決まりました。しかしながら、この20円値上げ後においても赤字は解消されないことが見込まれております。北海道中央バスは本市においてなくてはならない会社であり、市民の重要な交通手段を担っています。同社により赤字路線の減便も検討されている中、市民の皆様からは路線増設の陳情があり、また2030年には北海道新幹線が開通します。新幹線駅から市内までのシャトルバス、観光バスなども検討していかなければならない中、市内の公共交通網にも影響が出てくるのではないのでしょうか。国の補助、市の補助もあると思いますが、中央バスは営利を目的とした民間企業です。赤字が続くようであれば撤退もあり得るのではないのでしょうか。

そこで伺います。20円値上げでは運賃値上げ後も赤字が見込まれている状況であります。この先、バ

ス運賃の値上げや距離に応じた運賃の検討など、今検討されていることがあればお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、都市計画マスタープランについて御質問がありました。

まず、市街化区域等の見直しにつきましては、都市計画マスタープラン策定委員会において、人口や空き地面積の推移のほか、国立社会保障・人口問題研究所が公表しております本市の将来人口推計などをもとに、土地利用の今後の方向性について協議を行ってまいりました。先月取りまとめられた原案では、第7次小樽市総合計画における将来人口への適応の方針に即し、区域見直しの検討を進めることとなっております。

次に、原案における市域内の移住促進につきましては、中心拠点や複数の地域拠点に公共施設などの都市機能を集約し、それらを交通ネットワークで結ぶ効率的なまちづくりを目指すことや、住宅・住環境の方針として、公営住宅の建てかえの際に子育て世帯向け住宅を利便性の高い地域において確保することなどを位置づけており、これらにより利便性の高い地域への居住が一定程度促進されるものと考えております。

次に、行政サービスの機能確保に関する方針につきましては、人口減少下においても安心で快適な暮らしを持続できるよう効率的な雪対策の調査・研究を進めることや、都市施設などの持続可能な機能確保とライフサイクルコストの低減のため、効率的かつ効果的な延命化を図ることなどを位置づけております。

次に、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画について御質問がありました。

まず、市営住宅の建てかえにつきましては、市営住宅を必要とする世帯数が将来減少する見込みとなっているため、現在策定中の長寿命化計画では、市営住宅の目標管理戸数も縮減させる方向としております。そのため将来的な需要の見直しを踏まえた各団地のあり方を考慮した上で、効率的、効果的な団地別・住棟別の事業手法を選定することとしております。

次に、市営住宅の用途廃止やその入居者の移転の促進につきましては、現在策定中の長寿命化計画では、将来的な需要の見通しを踏まえた各団地のあり方を考慮した上で、用途廃止等の事業手法を選定するとともに、それぞれの事業実施時期についても決定することとしております。また、入居者の移転につきましては、その住宅の用途廃止時期を踏まえ、入居者本人の移転先等の意向を確認し、移転による負担も考慮しながら適切な時期に行ってまいりたいと考えております。

次に、公共施設の長寿命化計画策定に当たっての責務につきましては、市営住宅にかかわらず全ての公共施設の管理等に関する考え方を示した、平成28年に策定の公共施設等総合管理計画では、施設総量の削減と長寿命化計画による更新費用の縮減を目標としており、将来の市民に過度な負担を残さないことは重要な視点と考えております。

次に、空き家対策について御質問がありました。

まず、空き家・空き地バンクの登録数と成約数につきましては、平成21年度から今年度までの11年間で登録数、成約数ともに15件であります。

次に、空き家の市営住宅への活用につきましては、平成29年度から集合住宅において既存借上住宅制

度を実施し、現在1棟4戸の住戸を市営住宅として借り上げております。

また、戸建住宅を買い取り、修繕して市営住宅として活用することにつきましては、既存住宅の買い取りに対しては国庫補助金が交付されないこと、買い取ることにより住宅の維持・管理に要する費用が増大し、市の財政負担が大きくなることが懸念されますので、現時点では既存住宅を買い取って市営住宅として活用することは考えておりません。

次に、空き家の利活用に向けた協議会等の立ち上げにつきましては、全国的にさまざまな方法で空き家の利活用に向けた取り組みが行われており、弁護士や建築士など異なる業種の専門家が参加し、空き家の利活用を協議している事例もあることは承知しておりますので、今後、本市に合った利活用の取り組み方法の研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、中心商店街の空き店舗解消に向けた取り組みにつきましては、空き店舗の増加は商店街の活力を損なうことから、小樽商工会議所に空き店舗調査業務を委託し、開業の相談があった場合などに情報提供を行っているほか、空き店舗を活用して事業を行う場合の店舗家賃や新規創業の場合の内外装工事費等の一部を補助し、店舗開設に係る初期費用を資金面からサポートしております。また、持続的にぎわいの創出や魅力向上が空き店舗解消に寄与するものと考えていることから、商店街が行う回遊性の向上や活性化を図る取り組みを支援しているところであります。

次に、観光税導入について御質問がありました。

まず、北海道との調整につきましては、本市における新たな観光財源の確保策について、先日開催いたしました有識者会議において本市の考え方を説明し、宿泊税を導入することに合意をいただいたところであります。これまでも北海道と宿泊税の導入を検討している自治体で意見交換会を数回行っており、導入に向けた課題となっている課税対象、徴収方法、課税免除等について調整を続けているところであります。

次に、使い道などにつきましては、私といたしましてはWi-Fi環境や多言語の案内板表示、除排雪の拡充などの受け入れ環境の整備について考えておりましたが、先日開催した有識者会議において、これまでも課題とされてきた滞在時間の延長や宿泊者がふえる取り組みに活用する必要があるのではないかと御意見をいただいたところであります。このことから、今後の有識者会議での議論や宿泊施設へのアンケート調査を参考に、さらに検討してまいりたいと考えております。また、必要な予算につきましては、税収と使い道のバランスを考慮し検討をしてまいります。

次に、導入のスケジュールにつきましては、今後、宿泊施設にアンケート調査を行い、課題を整理した上で有識者会議の議論を経て、年度内に制度設計を終え、その後、宿泊事業者への説明会を開催し、その中で御意見を伺いながら令和2年第4回定例会に条例案を提出できるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、宿泊税導入に係る条例案につきましては、他都市の例を参考に今後検討していくとともに、条例の施行については、納税者である宿泊者の予約期間などに配慮した周知期間を設ける必要があるものと考えております。

次に、ふれあいパス事業について御質問がありました。

まず、事業の見直しに当たり検討している内容につきましては、購入冊数の制限、年齢及び所得による対象者の制限、世帯単位での給付などのほか、市内均一区間外運賃の負担のあり方についても検討しております。

次に、ふれあいパス事業の方向性につきましては、この事業は高齢者の生きがい、健康づくりのための外出支援という趣旨であることから、バス事業者などの協力が得られ、財政負担も含めた持続可能な

事業でなければならぬと考えております。その上で利用者にもわかりやすく、公平な事業として継続していく考えでおります。

次に、バス運賃について御質問がありました。

運賃値上げ後の赤字解消策につきましては、市の補助と国庫補助金の活用のほか、バス事業者にはさらなる経費削減策を進めていただくとともに、市とバス事業者の利用促進策によって市民や観光客の皆さんの利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、高木紀和議員。

○13番(高木紀和議員) 後日の委員会で質問させていただきます。

○議長(鈴木喜明) 高木議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 一般質問します。

最初に、市道のごみとトンネル電灯対策についてです。

11月に市民から、むつみトンネルの中でビニール袋に入ったごみが捨てられ、車道と区分された歩道にも空になったペットボトルや缶が捨てられているとの通報がありました。早速、建設事業室維持課に連絡したところ、直ちに対処していただきました。早速の対処に、まずはお礼申し上げます。

これとは別に、塩谷から仁木町に通じる広域農道の塩谷蘭島山手通線があります。小樽市が管轄している広域農道ですが、ここにもビニール袋入りのごみがポイ捨てされ、時には袋が破れ散乱した状況もありました。道路脇やトンネル内でのごみのポイ捨ては問題です。

このようなごみのポイ捨ては車両から捨てられているものと思われます。不法投棄は犯罪です。このようなことは許されることではありません。ポイ捨てされないための対策は検討しているのでしょうか、検討施策を示してください。

国道5号を市内から余市町方面に向かうと、砂留トンネル、長橋トンネル、塩谷トンネル、笠岩トンネル、忍路トンネルがあります。そしてまた、広域農道には、文庫歌トンネル、丸山下トンネル、種吉沢トンネル、西崎山トンネルがあります。市道にあるむつみトンネルを初め、ほとんどのトンネルは真っ暗な状態です。これまでも市民から、市道や農道のトンネルはなぜ暗いのかと苦情が寄せられておりました。その理由を説明してください。

トンネル内でのごみのポイ捨ては国道ではほとんど見られませんが、市道ではよく見かけられます。この要因を考えてみますと、市道のトンネルは消灯しているものが多く、暗くなっている状況です。トンネル内が暗いからこそ不法投棄を容易にさせているのではありませんか。ごみのポイ捨てをさせない対策について、見解を示してください。

これらの点検を職員がパトロールすることは大変なことと思います。ことしの厚生常任委員会の視察で半田市を訪問いたしました。半田市では、「マイレポはんだ」の施策で、スマートフォン、パソコンを活用して市に直接連絡する体制をつくり、道路、ごみや雑草、防犯灯、公園問題などで、市民と市が協働で解決を図ることで大きな成果を上げておりました。

本市でも半田市のような施策を実施してはどうでしょうか。そして、市民と市が協働で諸問題の解決を図る体制を確立してはどうでしょうか。

次に、高齢難聴者に対する補聴器購入補助についてです。

難聴者に対しての補聴器の公的な支援制度は、聴力レベルによって身体障害者手帳が交付されます。障害者総合支援法では、支給基準に該当すると、難聴者に対して補装具として補聴器の購入や修理に対する費用が支給されます。

聴力障害は6級から2級まであります。6級では、両耳の聴力が40センチメートル以上の距離で会話の理解が困難な70デシベル以上であること。または、片側の耳の聴力が90デシベル以上で、もう一方が50デシベル以上という条件があります。6級に満たない軽度、中等度では普通の会話でしばしば不自由を感じ、大きな声で話してもらえれば会話が理解できるけれども、補聴器の携帯を勧められているとのことであります。私たちの周りでも、高齢化が進む中で、町会や地域の集まりでも70歳代の方々が中心になっているのが実情です。補聴器の普及が進まないのは、機能によっては50万円と高いことが一つの要因です。地域活動の中心となっている高齢者が公的支給制度の基準に該当しないことで補聴器の購入を諦めたり我慢していることに、市長は支援する必要性を感じておりませんか。どのように受けとめているかお答えください。

道内でも独自に補聴器の購入に補助をしているところがあります。赤井川村では、身体障害者手帳の交付とならない等級でも、満65歳以上の方で補聴器を新たに購入する方に費用の50%以内、3万円を限度に助成しております。

また、北見市では、平成18年から住民税非課税世帯の70歳以上の市民に、聴力が40デシベル以上であることを基準に、高度難聴用ポケット型補聴器代として3万5,841円の購入券を現物交付しております。交付件数は、平成28年6件、平成29年4件、平成30年5件の実績があり、ことしは7人の方が申請されたと伺っております。

この施策は、市民から好評を得ていると伺っております。赤井川村や北見市で実施している購入費用の一部助成、購入券での現物交付状況を調査・研究してはどうでしょうか。市長の見解を聞かせてください。

現在の公的支給制度の基準に満たない高齢者の難聴者にも、補聴器購入補助制度を国に創設するよう求めていただきたいと思っておりますけれども、市長の対応を示してください。

次に、コンビニ塩谷店閉店に伴う地域対策についてです。

40年以上続けてきたセブンイレブン塩谷店が12月4日で閉店することになり、11月27日に塩谷・桃内連合町会はセブンイレブンの担当者を含めて話し合いを行いました。セブンイレブンの担当者は、オーナーが1年ほど前に体調を崩し、店舗継続が困難になったこと。セブンイレブンの社内規定によって閉店日の2週間前に発表したこと。そしてまた、店舗の老朽化と広さから現在地での経営は難しいと語りました。

地域住民に絡めて、コンビニエンスストアが閉店されると生活用品を買うことができない。ATMによる金融機関の役割機能がなくなる。子供の安全を守る緊急避難場所がなくなるなど、店舗の営業継続を求める発言が続きました。

塩谷地域は高齢化が進んでおり、近くにコンビニ店がなければ乗車料金が引き上げされるバスを利用して、小樽駅周辺での買い物をする必要があります。それでも日常の不足品についてはコンビニに頼らなければなりません。店舗が失われると日常生活の必需品確保が困難になり、買い物難民となってしまいます。コンビニがなくなることで地域住民の日常生活への影響を市長はどのように考えますか、市長の見解を求めます。

塩谷地域は、これまで市営住宅の用途廃止、中学校の閉校で地域の疲弊が進んでいます。一方で寅吉沢の産業廃棄物処分場、伍助沢には十分な住民同意がない中でも、新幹線トンネルの要対策土堆積が押

しつけられてきました。そして、新たに要対策土を受け入れるために市有地を提供しようとしています。塩谷の住民はこうした歓迎できないものを受け入れてきました。まちづくりの観点から、この地域に何らかの対策を講じなくていいのでしょうか。市長の考えをお答えください。

地域住民はコンビニが継続して営業されることが一番の願いです。コンビニ営業の実現に向けて、何らかの手助けをすべきです。市が保有する情報を駆使し、他都市の取り組みを参考にしながら対策を講じていただくように申し入れます。

（「共産党で営業すればいいでしょう」と呼ぶ者あり）

対策について、市長の見解を示してください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市道のごみとトンネル電灯の対策について御質問がありました。

まず、市道へのごみの不法投棄対策につきましては、これまで道路用地に不法投棄がされないよう注意看板を設置するとともに、定期的にパトロールを実施し、不法投棄されたごみを速やかに処理してきたところであります。ごみの不法投棄はモラルの問題でありますので、即効性がある対策を講じることは難しいと思いますが、今後さらなる看板の設置や市ホームページなどによる注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、市道のトンネル内の明るさにつきましては、節電対策の一環として車両の走行に支障のない範囲においてトンネル内の照明の間引き点灯を実施してきたこととあわせ、照明器具の老朽化に伴い照度が低下してきたことがトンネル内が暗いと感じている理由であると考えております。

次に、トンネル内の不法投棄対策につきましては、国道に比べ市道は交通量が少ないことや、トンネルという閉鎖空間であることから監視されていないという感覚が働き、ごみが不法投棄されるものと考えておりますが、今後におきましては照明の状態を確認し、著しく照度が落ちている照明を交換するほか、トンネル内や入り口への注意看板の設置や、市ホームページなどによる注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民との協働体制につきましては、これから行政がさまざまな課題を解決するに当たっての重要な視点であると認識をしております。今後におきましては、議員からの御提言がありました半田市の先進事例などを参考としながら、本市にとってより効果的・効率的な、市民の皆さんとの協働のあり方について研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢難聴者に対する補聴器購入補助について御質問がありました。

高齢難聴者に対する支援につきましては、市として独自の支援制度を設けるためにはさまざまな課題があると考えており、今後、他の自治体の情報収集の結果を研究した上で、必要があれば国への要望などを検討していきたいと考えております。

次に、コンビニ塩谷店閉店に伴う地域対策について御質問がありました。

まず、店舗の閉店による影響につきましては、長年地域に根差した営業を続けてきた店舗が閉店したことにより、買い物環境が変化し、特に自家用車を所有していない方にとっては日常生活の利便性に影響が生じているのではないかと懸念をしております。

次に、まちづくりの観点での対策につきましては、これからは第7次小樽市総合計画にも掲げたように、人口減少下でも暮らしやすい効率的で持続可能なまちづくりを行うことが必要であり、そのためには地域における日常生活機能の確保が重要な要素の一つであると認識しておりますので、行政としてどのような対応ができるのか、地域の声を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、コンビニエンスストアの営業が実現されるよう対策を講じることににつきましては、現在コンビニエンスストアの運営会社と町会の皆さんとの協議が行われており、今後の対応について運営会社の中で検討がなされていると伺っております。コンビニエンスストアの営業に当たっては、経営者や店舗の確保、売上の見直しなどさまざまな条件をクリアする必要があるとお聞きしておりますので、まずは運営会社の検討内容を確認したいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、市道へのごみのポイ捨ての問題ですけれども、立て看板だとか掲示板、あるいはパトロールだとか注意喚起ということは、評価していかなければならないかと思っています。

ただ、小樽市内の住民に対しては、そのような効果はあると思うのですが、私が少し問題だと思っているのは、広域農道では市民以外の通行者が多くを占めているのだと思うのです。ですから、それなりに相当のインパクトのある注意喚起をしなければ効果が出てこないのではないかと、そんなふうに考えています。その辺についての考えを聞かせてください。

それから、トンネル内が暗いのは節電対策の部分があって消灯もしているということなのですが、トンネルをつくったときには必要な電灯数を設置していたと思うのです。ですから、消灯の度合いはどこが決められているのか、点灯度合いをどれくらいにしているのかお聞かせください。

それから、むつみトンネルの場合、車道と歩道の区切りが明確になっていて、歩行者側は相当点灯しております。ですからそういう点で、以前より市民から暗くてトンネルを通るのが怖いという苦情もあったわけですけれども、歩道側には当時、落書き等もありました。ですから、そういう点では、今点灯されたことによって、歩道が明るくなったことで大きな効果が出ているのではないかと思うのです。

ですから、そういう意味で、単なるポイ捨てだけではなくて、防犯上の効果もあったように思っているわけです。私はそう思っているわけですけれども、その辺の認識について聞かせてください。

それから、半田市のその辺については、効率よく研究していきたいというふうに答えていただいたと思うのですが、費用も開発費等はかからず、半田市では使用料が月額税抜きで3万7,500円で済んでいるのだという話を聞いてきました。ですから、そんなに大きなお金はかからないで、市民との協働・協力ができる体制がつけられるのではないかと思うので、その辺も検討できないかどうか、もう一度聞かせてください。

それから高齢者の問題です。

やはり道内他市の実態を調査・研究していただきたいと思うのです。それでもって小樽でも進めたいと思っています。小樽市の高齢化率が高いからといって大幅に金額的にも増加するとは思えないのです、北見市の例から見ても。逆に、対象が多ければ多いほど実施効果があるのだらうというふうに思うので、その辺をどのように受けとめているのか聞かせてください。

それから、塩谷のコンビニの問題です。

これは道内でも、コンビニがなくなった地域に、市あるいは町が積極的に協力してコンビニを誘致した例があるわけです。2017年5月の毎日新聞報道によれば、過疎が進んだ東滝川町のJAたきかわのA

コープ店舗が閉店した後に、地域住民だとか店舗誘致を切望した地域の人方が、そしてその滝川市が積極的に協力した結果、セイコーマートがその要望に応じてオープンしたという報道もありました。

小清水町でも浜小清水地区にコンビニ誘致を進めていた中で、やはりこれもセイコーマートに賃貸する公設民営方式を提案して、セイコーマートと話し合っ出て店することになったという、そういう報道もあります。

ですから、セブンイレブンのほうは必ずしも積極的な対応では、この間話した中ではなかったのですが、そのセイコーマートなどのほかのそういう業者とも直接話し合いをこの後進めてもらって、何とか実現に向けた努力をしていただきたいと思っています。そのことについても一言見解を聞かせてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求める前に川畑議員に確認しますけれども、市道のごみとトンネル電灯ということで、先ほどトンネルの電灯に防犯効果があるのかどうかという質問がありましたけれども、この件については聞いておりませんので、答えていませんので、防犯に関して答えているのはその後の半田市についてでありますから、この件は答えられたら答えていただくということにいたします。説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の再質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

確かにごみのポイ捨てが、そして不法投棄が続く中で、なかなか私どもとしても注意喚起なりでは弱いというふうに思っているのですが、議員がおっしゃるようなインパクトのある対策、庁内では、実は監視カメラでしょうか、そういったものを設置してはどうかというアイデアも出されてはいるのですが、どういった対策を講じることで効果があるのかということについては改めて考えてみたいというふうに思っているところでございます。

それと、同じ項目の質問でありますが、半田市の事例につきましては、先ほどの答弁と同じになりますけれども、市民の皆さんとの協働のあり方でございますので、これについてもしっかりと研究をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、同じく高齢難聴者に対する補聴器の購入補助につきましても答弁させていただきましたけれども、どういった取り組みをほかの自治体でされているのかどうかということについては、調べさせていただいた上で検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、塩谷のコンビニの問題ですけれども、私にとりましても、地域にとって生活機能が失われていくということについては大変懸念をしているところでございます。川畑議員から自治体がコンビニエンスストアを誘致した事例について御紹介いただいたのですけれども、そういった事例がどのように実現したのかどうか調べてみる、その必要はあると思いますが、現在、町会の皆さんでコンビニの方とお話をされていると聞いておりますので、そういった地域の動きを見ながら、今申し上げたような対応も考えていきたいというふうに思っておりますし、同じコンビニではなくて、他のコンビニにもお声がけをしたという話を聞きましたけれども、そういった事例についても今後参考にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 川畑議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、市道のごみとトンネル電灯の対策についての中で、トンネルの電灯をどの程度にしている

のかという御質問ですが、トンネルによって多少の違いはあるのですけれども、全体としては現在2割程度が点灯しているという状況でございます。

本市といたしましては、走行に支障のない範囲で間引き点灯しているという捉え方をしておりますが、先ほど市長からも答弁ありましたように、まずは点灯している照明器具の状態を確認していきたいというふうに考えております。その上で、今後もそういった暗いというような声が多いようであれば、何か対策と申しますか、明るい状態を保つ方法を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それからもう1点、むつみトンネルの歩行者の歩道が明るくなったことによって防犯上の効果があったのではないかとござりますが、これについては詳細は確認しておりませんが、当然、歩道が明るくなることによって、防犯上の効果は多少あるのではないかとこのふうには感じております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) 1点確認させてください。今答弁いただきましたトンネルの2割程度ということなのですが、それでは私が見ている、現状はやはり暗いというふうに見ているのです。トンネルの中は両方の電灯がついていますが、片方はまるっきりついていない。それで、またもう片方は、本当に何灯かというトンネルが結構多いのです。

だから、それについて、私は全部つけるとは言いません。でもこの2割では少し暗過ぎるのではないかと思いますので、その辺について聞かせてください。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

実際、私も現場を見ておりませんので、どの程度の暗さで、どのような障害が生じているのかどうか、私自身もまず確認をさせていただいて、対応をしっかり検討してみたいというふうに思っております。

○議長(鈴木喜明) 川畑議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時10分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番(秋元智憲議員) 一般質問をします。

初めに、マイナンバーカードに関連し、質問します。

総務省のホームページによれば、マイナンバーカードは平成28年から交付が開始され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるほか、さまざまな行政サービスを受けることができるようになるICカードのことを言います。政府は2022年度末までに、ほとんどの住民がカードを保有するとしていますが、なかなか普及が進んでおりません。

ことしの9月16日時点の交付枚数は1,783万枚で、人口の約14%にとどまっております。世代別で見ると75歳から79歳の24.9%、70歳から74歳が23.7%、80歳から84歳が22.8%であり、20代から40代にかけては10%から12%程度にとどまり、世代間で普及率に差が出ている状況で、普及が進まな

い一番の理由は、マイナンバーカードを持つことのメリットが感じられないというのですが、政府もこれらの状況からマイナンバーカード普及対策を強力に進めていくとしております。

2021年3月から健康保険証として利用が可能となりますし、カードを使った買い物にポイントを付与、カードでの個人認証をスマートフォンでも利用が可能になります。また、自治体でカードを取得する際の手続の簡略化、民間にも利用を推奨、カードを使い印鑑登録証明書がコンビニでも受けられる自治体の拡大などですが、いずれにしても今後ソサエティ5.0時代を迎えるに当たり、第5期科学技術基本計画の柱となる超スマート社会が実現いたします。

超スマート社会とは、必要な物やサービスがさまざまなニーズに合わせてきめ細やかに配分される社会で、年齢や性別、地域や言語にとらわれることなく高いサービスを受け、快適に暮らすことができるようになることであります。このように時代が変化する中で、市民がこの政策によって得られるメリットを享受し、より快適な生活ができるように、その一歩として、本市としてもマイナンバーカードの普及を今以上に進めなくてはならないと考えます。

そこで幾つか確認の意味も含めまして質問いたします。

初めにマイナンバーカードの交付開始から現在までの本市の取り組みと、これまでの交付枚数、交付率についてお知らせください。また、これまで市へさまざまな相談があったことと思いますが、どのような内容が1番多かったのかお知らせください。

我が党としては、以前から幾つかの自治体を視察し、自治体ポイントについて提案してきた経緯があります。マイナンバーカードの普及促進及び消費活性化策として、総務省では当初この自治体ポイントを活用し、政府がプレミアム分を付与する施策を考えていたようですが、9月のデジタル・ガバメント閣僚会議において、自治体ポイントではなくマイナポイントを活用するよう方針を転換したと聞いております。

そこで伺いますが、この施策により、市として担う役割があればお聞かせください。

この項の最後に、国はマイナンバーカードを強力に普及推進していくことを打ち出していますが、他市では既にタブレット端末を導入し、写真を撮影、申請手続のお手伝いをしたり、専用窓口を開設し、市民からの相談に対応し、普及推進に取り組んでいる自治体もあります。本市として、今後どのようにマイナンバーカードの普及推進を図っていくお考えなのかお知らせください。

次に、社会体育施設についてです。

小樽市では社会教育推進計画で、その目的として「心豊かに学び、ともに支え合うふるさと小樽をつくる」を掲げており、その中の目的(2)では「文化芸術やスポーツ・レクリエーションに親しみ、明るく豊かな市民生活を実現する」としています。今回の質問ではスポーツ関連に特化し質問させていただきますが、社会教育推進計画の推進方向にもあるとおり、この目標を達成するために欠かせないものが生涯スポーツの普及振興であることは言うまでもありませんし、市として市民によりよい環境を提供することが重要であると考えます。

社会体育施設とは、一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置したスポーツ施設を言いますが、市内の社会体育施設は他の公共施設同様、老朽化が進んでいる状況ですので、今後の維持管理や今後の市としての考え方も含めて幾つか伺いたいと思います。

初めに、小樽市体育施設条例及び小樽市都市公園条例で規定している市内にある16カ所の社会体育施設は、それぞれどのような基準に基づき改修を含めた維持管理がされているのか、基準があればお知らせください。また、最近の維持管理費等の推移について、施設全体の実績と、特に増減の大きい施設の内訳について御説明願います。

平成26年度から30年度までの決算資料を見ると、施設によっては著しい利用者の増減が見られますが、その原因などを把握していただければ幸いです。

特に私が気になったのは、小樽公園運動場の利用状況です。平成26年度には利用人数が1万7,632人で、そのうち夜間照明利用人数が506人ですが、30年度には利用人数が1万3,807人、うち夜間照明利用人数が431人、利用人数が5年間で3,825人、約22%の減となっています。小樽公園運動場の利用者の方の話を伺うと、施設全体の老朽化やグラウンドの下地の露出、照明施設の故障などが指摘されていましたが、まずは現状がどのような状況なのか説明願います。

今後、社会体育施設の維持管理には一定程度市民に協力をお願いしなければならないことも出てくると思いますが、現在は主に市民の方がグラウンドの整備をされていると聞きました。技術的なノウハウがないために表面がでこぼこになったり、浮き出た砂利もうまく改善できないなど、大変苦勞されていると聞きました。協力いただいている市民の方々には感謝の気持ちしかありませんが、グラウンドの状況からも、一度市として整備をするような考えはないのでしょうか。もし今後も小樽公園運動場を維持していくのであれば、一度に全てとは言わないまでも、整備の基準や優先順位なども決める必要があると思います。今後どのように社会体育施設を市民の皆さんに活用していただくかなども含め、お考えを伺いたいと思います。

次に、堺町本通りの周辺整備について質問します。

堺町本通りは小樽運河と並び、訪れる観光客が多い地域です。国内はもとより海外からの観光客も年々増加傾向にある中、小樽を訪れた方や近隣に住む方々から寄せられた相談などに基づき、市の考えを伺います。

堺町本通りは平成6年度に実施した交通量調査や、地元町会、メルヘン交差点、まちづくり協議会等との協議を重ね、その後、一方通行になったと聞いておりますが、平成6年当時の観光入込客数は約580万人であり、統計を取り始めた昭和35年以降、ピークとなったのは平成11年の約970万人であります。平成20年前半には一時入込客数が600万人台まで落ち込んだものの、現在では800万人台まで回復するに至っています。

初めに確認ですが、平成6年度に行った交通量調査とはどのような内容のものだったのか伺います。また、その調査などを踏まえ、どんな議論があり一方通行とすることになったのか、経緯についてお知らせください。

小樽市を訪れた方からは、せっかく古い建物が立ち並びいい雰囲気なのに、残念な点は、とにかく歩きにくく、歩道が極端に狭い場所があり危ないとの指摘がありました。この通りは都市計画による堺町地区の地区計画上で地区分けがなされた地域であり、堺町A地区、堺町B地区に挟まれる形で堺町本通りが通っていますが、これまで車道、歩道、それぞれどのような基準に基づき整備されてきたのかお知らせください。

この問題は以前から議論されてきたことと思いますが、このような状況を市はどう考えているのか、原因は構造上の問題なのか、それ以外の原因があるのか伺います。

今後さらに観光客誘致に力を入れていくことも考えると、今言った課題も含め整備する必要があると考えますが、整備計画などがあれば、その内容や時期についてもお答えください。

次に、堺町本通りの交通安全施設について伺います。

堺町本通りは小樽郵便局方面から視覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックが設置されています。視覚障害者誘導用ブロックは日本で考案され、現在世界の国でも採用されていることから、必要性や効果について疑いの余地がないものと考えます。しかしながら、その設置基準を満たしていない

ものは他の人のバリアになってしまうという一面もあり、日ごろの維持管理が重要となります。

今お話しさせていただいたとおり、堺町本通りは一部歩道幅が狭くなっている箇所があり、交通安全施設である点字ブロックが不適切な状況のまま放置されている箇所が何カ所か見受けられますが、点字ブロックに関し、現在市が把握している状況について説明してください。また、日常においてどのような方法、基準で、どこが維持管理を行っているのかについてもお答えください。

不自然に店舗の軒先ギリギリに設置されている点字ブロックがありますが、設置当初からあのような状況だったのか、なぜあのような状況が放置されているのかお知らせください。

第二次小樽市観光基本計画では、主要施策として小樽市の魅力を深める施策が記載されています。中でも観光客が快適に過ごせる環境整備では、ユニバーサルツーリズムへの対応検討が挙げられておりました。観光庁によればユニバーサルツーリズムとは、全ての人が楽しめるようつくられた旅行であり、高齢、障害等の有無にかかわらず誰もが気兼ねなく参加できる旅行とのことでした。このことから、高齢者や障害者のバリアになりかねない点字ブロックは、設置基準等に照らし、早急な改修、改善をするべきだと思いますが、いかがですか。また、本市におけるユニバーサルツーリズムとはどのようなものをイメージされているのか御説明願います。

第二次小樽市観光基本計画の計画期間は2017年から2026年までとされています。これまで市ではユニバーサルツーリズムについてどんな取り組みをされてきたのか、また、実施に当たりどのような課題があると考えているのかお知らせください。

次に、堺町本通り、於古発川からの一方通行入り口周辺の交通環境についてです。

ここは小樽郵便局側から2車線であった道路が、ちょうど一方通行入り口あたりからボトルネック状に1車線となり、メルヘン交差点まで続いております。寿司屋通り側から於古発川を挟んで、於古発川通線が通っています。右側に2車線、左側には1車線の一方通行があり、臨港線側からも川を挟んで左右に対面通行があり、変則的な交差点です。観光客がふえることにより、整備された時点とは違う交通環境が生まれていると地域の方に伺いました。

交通量の多い時間帯には、郵便局側から来る車が交差点を堺町本通り側に直進するか、寿司屋通り側に右折していきます。一方、寿司屋通り側からおりてくる車は、交差点で一時停止しますが、その際コンビニ側と郵便局側、双方に渡る観光客や市民が危険な場合がしばしばあると伺います。私も現地の状況を確認してきましたが、歩行者優先ではなく、車優先の状況が見られ、人が渡っていても強引に走る車もあることから、早急にこの危険な状況を改善するべきだと思います。地域の方も信号機の設置とまでは言わないものの、危険な状況を改善するために横断歩道の設置を望んでいます。

そこで伺いますが、あの交差点のコンビニ側から郵便局側に横断歩道を設置することは可能か。もし設置が困難な場合は理由をお答えください。また、どうしても設置が困難な場合、今後、市としてこの問題にどう向き合っていくのかについても御説明願います。

次に、今話した交差点に設置されている一時停止の標識が観光案内看板で隠れている状況で、早急に改善するのはもちろんですが、なぜ観光案内看板が交通標識を隠す形で設置されているのか疑問です。先ほど話したように歩行者が危険を感じる交差点が、より危険度を増す状況になってしまっています。心配なのは、もし設置した時点で危険性を認識していなかったとすれば、他の場所でもこのような状況があり得るのではないかということですが、観光案内看板を設置する場合、どの法令、どの基準に基づいて設置されているのかについて説明願います。また、この件に関してどう考えるのか、御見解を伺います。

最後に、小樽市の文化財と歴史的建造物の保存について質問します。

小樽は明治期より港の発展とともに繁栄し、その繁栄にふさわしい歴史的な価値を持つ建造物が次々と建設され、その町並みは今でも当時の繁栄を感じさせ、今では本市の基幹産業にまで発展した観光を支える観光スポットとしても、地域振興や観光振興などを通じて地域活性化に貢献する大変重要な役割も担っております。これらの歴史的建造物をいかに後世に引き継いでいくのが重要な課題だと思いますが、近年頻発している自然災害を見ると、対策を講じることが急務となっています。

2011年の東日本大震災では、国指定文化財など744件が被災し、2016年の熊本地震では重要文化財の熊本城など169件が被災し、いまだ復旧の途上にあります。また、ことし10月の台風第19号でも、南北朝時代に築かれたと見られる福島県白河市の山城、白川城跡での土砂崩れなど258件が被災しましたし、ことし4月に起きたフランス、パリにあるノートルダム大聖堂の火災や、10月の沖縄県那覇市の首里城の火災は大変ショッキングなものであります。

そこで伺いますが、市内にある国・道・市が指定している文化財建造物の耐震状況と消防用設備等の設置状況についてお知らせください。

また、ことし4月に施行された改正文化財保護法では、市町村がまちづくりと連動して文化財保護に取り組むため、地域計画を策定し防災の観点も重視した上で、地域社会全体で文化財を継承していく体制づくりを進めることを促しておりますが、保存活用地域計画策定の状況や本市の考えについてもお答えください。

次に、文化財保護に関する市民との協働についてです。

全国の自治体の中でも特に文化財保護に力を入れているのが京都ですが、京都市は人口10万人当たりの国宝と重要文化財の密度は全国政令指定都市の密度平均と比べ13倍に達しています。もちろん小樽市と京都市では単純に比較することはできませんが、自治体、市民の意識も小樽市とは相当な違いがあると感じています。

例えば市民との協働です。京都市では既に市民との協働で文化財保護のための施策を実施しています。小学生、中学生を対象として、早い段階から文化財への愛着と防火への意識を高めるために、文化財防火サマースクールを行っていますし、観光ガイドやタクシー乗務員などを対象に講習を行い、初期消火や応急手当などを行う文化財防災マイスター制度を実施し、10年間で500名養成することを目標に行っております。また、文化財マネジャーの育成として、文化財の調査、修理、改修など、文化財を活用したまちづくりを推進するリーダーづくりにも積極的に取り組んでいます。

改めて伺いますが、今後、市として市民との協働で文化財建造物などの防災・減災に取り組むお考えはありますか。また、小・中学生からの文化財建造物保護の教育について、授業などを通じて勉強するようなことは実施されていますでしょうか。実績などがあれば紹介し、今後の考え方についても説明願います。

次に、指定歴史的建造物に関連して質問します。第3回定例会で質問しましたが、改めて質問させていただきます。

さきにも述べたとおり、小樽には市の発展、繁栄とともに歴史的、文化的価値のある建物が建設されてきました。しかし、日ごろの維持管理や建設当時の経年劣化などにより、所有者の中には仕方なく解体の道を選ぶ方もいたでしょうし、火災などで消失することもあったと思います。記憶に新しいものでは、平成19年5月26日の火災で焼失した市指定歴史的建造物、坂別邸です。坂別邸は、昭和2年に坂炭礦株式会社の坂氏の別荘として建てられ、中山美穂主演の映画「Love Letter」のロケ地として知られ、多くの観光客も訪れた場所で、市指定歴史的建造物が火災で指定を解除したのは初めてだったといえます。

現在市では、歴史的建造物を保存するため、技術的な援助や助成及び融資のあっせんを行っています。文化財保護の質問でもお話ししたとおり、これからは頻発する自然災害や火災への早急な対策も必要だと考えますが、現在市の制度では外観を保全する行為に要する経費、断熱及び防水工事などに要する経費、工作物に至っては建築物と一体をなす工作物の外観を保全するための行為に要する経費であり、災害や火災対策にはほぼ関連がない制度になっています。

現在、そして将来のまちづくりと文化財、歴史的建造物保護を考えても、制度の中身について再考する必要があるのではないのでしょうか。外観保全だけでなく、内装の改修では不燃材料の使用や消防設備等の設置についても助成する制度にするべきだと考えますが、市長のお考えを伺います。

現在、毎年度当初予算で、助成に係る予算は、歴史的建造物の所有者に改修の意思があるかを確認し、最終的にその積み上げた額を予算として計上しているとのこと。当然、予算額もほぼその年度で使い切る形ですが、毎年度一定の事業費を基金として積み立てることにより、増加が予想される助成費用の負担に備えることも必要だと思いますが、そのようなことは可能なのか、難しいとした場合どのような課題があるのかお知らせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードについて御質問がありました。

まず、マイナンバーカード交付開始から現在までの本市の独自利用の取り組みにつきましては、平成29年度にマイナンバーカードの使用による住民票の写しなどのコンビニ交付導入を検討いたしました。導入に約3,300万円を要し、維持費に年間約270万円を要するため、本市にとっては費用の捻出が難しいことから導入を見送りました。また、これまでの交付枚数は令和元年11月末現在で1万4,524枚であり、交付率は12.7%となっております。

次に、マイナンバーカードに関する市民からの相談内容につきましては、マイナンバーカードを持つメリットについての相談が最も多くなっております。そのほかにマイナンバーカードの作成は義務なのか、身分証明書以外の使い方はあるのかといった問い合わせも寄せられております。

次に、マイナポイントにつきましては、国では令和2年度において消費税率引き上げに伴う消費活性化策の一環としてマイナンバーカードを活用した事業の実施を予定しております。具体的には、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した者が民間キャッシュレス決済事業者に前払い金をチャージすると、国の負担でプレミアムポイントが付与されます。このプレミアムポイントがいわゆるマイナポイントというものです。事業の開始時期やプレミア率、上限額などの詳細についてはまだ決まっておりませんが、国としては本事業によりマイナンバーカードの普及促進にも期待をしていると聞いております。

マイナポイントにおける市の役割につきましては、国から3点示されております。

1点目は、マイキーIDの設定支援であり、マイキーIDの設定にはパソコンやスマートフォンが必要となるため、お持ちでない市民の方に市として設定の支援を行うものであります。希望される方にはマイナンバーカード交付時に設定する方法も考えられるところであります。

2点目はポイントを活用できる店舗の拡大支援であり、キャッシュレス決済を使える店舗の拡大を図

るものですが、市内事業者の皆さんに御協力いただけるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

3点目は広報の実施であり、国から提供される広報素材を活用して市民の皆さんに周知するというものですが、素材となるポスターやチラシを掲示するほか、ホームページや広報誌を通して周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市としてのマイナンバーカードの今後の普及促進につきましては、交付申請の促進については国の指針により交付円滑化計画を策定しており、これに基づき令和2年度は窓口の増設と人員配置の増員による体制強化を予定しております。また、企業などから要望があった場合に、タブレット端末を活用した申請サポートや、出張申請なども検討してまいりたいと考えております。

市のマイナンバーカードを活用した普及促進政策につきましては、国の政策を参考にしながら今後検討してまいりたいと考えております。

次に、堺町本通りの周辺整備について御質問がありました。

まず、平成6年度の交通量調査の内容につきましては、整備前の道路交差点等で調査を行った結果、自動車については時間帯によっては渋滞が発生するなど、交通量が飽和状態であったほか、歩行者については路肩を歩かずに車道にあふれることも多いことが確認されました。

次に、交通量調査などを踏まえた議論の内容と一方通行になった経緯につきましては、調査結果を踏まえ、交通安全の面からも早期の対策が必要と判断したことから、道路整備に当たっては、一方通行化により海側にある道道に交通量を分担させることで、堺町本通りの交通量を抑制することや、市民や観光客の皆さんが安心して歩くことができる歩道の必要性などについて、庁内で議論を行いました。その後、対面通行を含む複数の整備案を地元町会や地域の協議会の皆さんなどに提示し、御意見をいただきながら、最終的に一方通行の道路として整備することに決定いたしました。

次に、道路の整備に関する基準につきましては、当時の道路構造令等に基づいて整備を行っており、車道幅員は6メートル、歩道はバスベいの部分を除き、最小3.25メートルの幅員で両側に整備をしております。

次に、歩道が歩きにくいとの指摘に対する市の考え方等につきましては、観光都市として観光客の皆さんをお迎えするというホスピタリティの面からも、このような状況は好ましくないものと考えております。

また、歩道につきましては、道路構造令等に基づき適切に整備していることから、道路構造上は問題がないと考えておりますが、店舗前の人だまりや沿道の一部店舗の看板などが歩道を占用している実態も見られることから、これらが歩きにくい状況をつくり出している主な原因であると考えております。

次に、堺町本通りの整備計画などにつきましては、この道路はただいま申し上げましたとおり道路構造上は問題がないことから、現段階では全体的な再整備は予定しておりませんが、御指摘を踏まえ、歩道の補修工事や通行の支障となる道路占用物件の撤去指導などにより、順次歩きにくさの解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、堺町本通りの点字ブロックの状況につきましては、平成9年から11年の整備当初は、視覚障害者の誘導施設として適切に設置されましたが、その後、一部の店舗が営業用のぼりや商品置き場などを歩道上へ設置しているため、視覚障害者の通行に支障が生じているものと認識しております。また、老朽化による点字ブロックのひび割れなどが発生し、部分的な補修は行ってきておりますが、場所によっては歩きにくい箇所があるものと認識をしております。

次に、点字ブロックの維持管理につきましては、維持管理に関する明確な基準は定めておりませんが、

建設部建設事業室が通常の道路維持パトロールで目視点検を行っており、ひび割れなどにより歩行者の通行に支障がある場合はブロックの補修等を行っております。また、点字ブロックについては整備当初、視覚障害者が通行しやすい位置でありましたが、一部の店舗の前の歩道に占用物件が設置されたことから、歩行幅員が狭くなり御指摘の状況となったものと考えております。さらに、現在の状況は、占用物件の撤去指導が十分に行われなかったためと考えております。

次に、点字ブロックの改修につきましては、通常の道路維持パトロールにてブロックのひび割れなどの箇所を発見し、通行に支障がある場合は、今後優先すべき箇所から計画的に補修を進めてまいりたいと考えております。また、店舗前の占用物件などにより歩道が狭くなり、視覚障害者の歩行に影響を及ぼしている箇所の改善についても、今後、計画的に道路占用パトロールを行い、撤去を指導していくことで歩行者の安全を確保してまいりたいと考えております。

次に、ユニバーサルツーリズムにつきましては、第二次小樽市観光基本計画では、高齢者や障害者も参加できるバリアフリー旅行の一步先を進み、「年齢や障がいの有無にかかわらず、また授乳室を必要としている人など、誰もが気兼ねなく参加できる旅行」と記載をしており、その推進に当たってはソフト面だけではなく、議員から御指摘のあったハード面についても整備していく必要があるものと考えております。

次に、ユニバーサルツーリズムの取り組みと課題につきましては、これまで観光協会、小樽商科大学等の関係機関と連携し、小樽バリアフリーガイドのホームページ構築や、観光バリアフリーガイドマップ「ふらっとおたる」の作成、北海道運輸局との共催でバリアフリー教室の開催などを行ってまいりました。そのほか観光物産プラザでは車椅子やベビーカーの貸し出し、授乳室の設置も行っております。しかしながら、ユニバーサルツーリズムの概念自体が普及しておらず、取り組み事例などの情報が少なく、具体的な取り組みが進まないこと、ハード整備を行うに当たっては多額の費用がかかるなどの課題があるものと考えております。

次に、堺町本通り旧百十三銀行小樽支店前の交差点において、コンビニエンスストア側から小樽郵便局側への横断歩道を設置することにつきましては、警察庁より示されている交通規制基準によりますと、車道幅員がおおむね3.5メートル以上で、交通量及び横断歩行者が多い場所に横断歩道を設置するとされており、当該交差点はこれに該当すると思われしますので設置は可能であると考えますが、横断歩道は関係機関や地域の要望を受け、警察が交通量などの現地調査を行い、北海道公安委員会が道内の優先順位を決めた上で設置することとなります。

次に、横断歩道の設置が困難な場合の市の対応につきましては、市といたしましても、当該交差点は観光客や市民が多数往来していることは認識しており、歩行者の安全確保のため、今後小樽警察署を通して北海道公安委員会へ横断歩道の設置について要望してまいりたいと考えておりますが、当面の対応として注意喚起看板の設置についても検討してまいります。

次に、観光案内看板などの道路案内標識につきましては、一般的に道路法や道路構造令、道路標識設置基準に基づき、設置場所の選定や設置の高さ、標示板の文字の大きさなどを勘案した上で、必要な場所に設置しているところであります。しかしながら今回御指摘の案内標識については、一時停止の交通規制の視認性を妨げていることが確認できましたので、今後現地の状況を調査した上で、案内標識の設置位置や設置角度などの調整を検討し、視認性を確保してまいりたいと考えております。

次に、小樽市の文化財と歴史的建造物の保存について御質問がありました。

まず、歴史的建造物の助成制度につきましては、歴史的建造物は将来にわたり市民共有の財産として保全し、活用しながら次の世代に継承していくことが重要であると考えており、そのためには外観保全

だけではなく、防火、消防用設備の設置等も必要であると認識しております。今後、国の支援制度や他都市の事例を調査するとともに、助成対象のあり方について研究してまいりたいと考えております。

次に、歴史的建造物の助成に係る基金につきましては、基金を設立することは可能ですが、本市の財政状況が厳しい中、毎年度一定の事業費を基金に積み立てるには財源の確保の課題があると考えております。そのため、現在、寄附金による小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金や、まちづくり事業費資金基金を活用し、歴史的建造物の外観保全等への助成を行っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 秋元議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、社会体育施設について御質問がございました。

まず、体育施設条例及び都市公園条例に規定する16カ所の社会体育施設の改修を含めた維持管理の基準につきましては、手宮公園陸上競技場は日本陸上競技連盟の第3種公認陸上競技場となっておりますので、その基準に見合うよう整備をしておりますが、その他の体育施設については特に基準はなく、日常の点検において故障などの状況を把握し、利用の実態等に応じて安全に使用していただけるよう維持管理に努めているところでございます。

次に、体育施設における維持管理費等についての推移につきましては、教育費の社会体育費に計上されております16カ所の体育施設費の決算額をもとに申し上げますと、平成26年度は4,612万円、27年度は1億4,890万円、28年度は4,976万円、29年度は2,865万円、30年度は2,993万円と推移しております。

次に、特に増減の大きい施設の内訳につきましては、直近5年間の主なものといたしまして、平成26年度は手宮公園競技場の改修や備品購入などで約1,950万円、27年度は桜ヶ丘球場の内野等の改修で約1億1,367万円、27年度から28年度にかけて潮見台シャンツェの防護柵設置で3,360万円などとなっております。

次に、利用者の増減につきましては、小樽公園運動場、平磯公園運動場及びからまつ公園庭球場などに利用者数の減少が見られますが、その要因といたしまして推測されますのは、少子化や高齢化により各施設を定期的に利用している団体の所属人数や利用回数が減少していることなどが影響しているものと考えております。

次に、小樽公園運動場の施設の状況につきましては、平成2年度に大規模改修をしてから約30年が経過していることから、グラウンドの表層土が沈下し、その下にある碎石層部分が表出しており、特に野球で使用する内野の走路部分は相当厳しい状況となっております。

また、昭和60年度に設置しております夜間照明につきましては、操作をする自動点灯盤が故障しているため、点灯及び消灯の際は総合体育館の指定管理者の職員が手動で操作を行っている状況でございます。さらに、夜間照明には現在水銀ランプが使用されており、今後LED化も含めた改修の検討が必要になるものと考えております。

次に、グラウンドの整備につきましては、改修後約30年が経過しておりますことから、今後の利用状況などを考慮しながら安全・安心に施設を御利用いただけるよう、計画的な改修を目指してまいりたいと考えております。

次に、整備の基準や優先順位につきましては、体育施設の整備につきましては、市民のスポーツ活動や健康づくりなどの拠点施設として、第7次小樽市総合計画や現在策定中の小樽市教育推進計画にも施策項目として位置づけているところでございます。このため市民の皆さんが安全・安心に利用できるよ

う、緊急性や安全性などを検証し、優先度の高いものから施設の整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理に努め、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市の文化財と歴史的建造物の保存について御質問がございました。

まず、文化財建造物の耐震状況と消防用設備等の設置状況につきましては、市内にある文化財建造物は国・道・市、合わせて5施設6棟が指定されておりますが、これらの耐震状況については国指定でございます旧手宮鉄道施設の機関車庫3号、北海道指定の鯉漁場建築、鯉御殿、市指定の日本銀行旧小樽支店及び旧三井銀行小樽支店の4棟は耐震基準を満たしていることを確認しております。残る2棟のうち、国指定の旧日本郵船株式会社小樽支店は耐震診断の結果を受けて、今後実施予定の保存改修工事に耐震補強工事を組み込んでおりますが、旧手宮鉄道施設の機関車庫1号は耐震診断が未実施となっておりますので、今後文化庁と協議してまいりたいと考えております。また、消防用設備の設置状況につきましては、各建造物には消防法に基づき義務づけられております自動火災報知設備や屋内消火栓などが設置されていることを確認しております。

次に、文化財保存活用地域計画の策定状況と本市の考え方につきましては、本市といたしましては将来的に文化財を継承していくためには、平成30年度に策定した小樽市歴史文化基本構想をもとにして、保存活用計画を策定することが必要であると考えております。平成31年度に施行されました改正文化財保護法においては、都道府県が策定する大綱を勘案して、市町村における基本的な保存・活用のアクションプランでもある保存活用地域計画を策定することができるとされていることから、現在北海道が策定中の北海道文化財保存活用大綱の動きを注視しながら、本市の文化財保存活用地域計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民との協働で文化財建造物などの防災・減災に取り組む考えにつきましては、教育委員会といたしましては、市内に存在する文化財建造物を中心とした本市の貴重な文化遺産についての情報を市民に対し周知するよう努めるとともに、毎年1月に実施する文化財防火デーには消防本部との連携により、総合博物館の旧手宮鉄道施設などで、火災から文化財を守るための防火訓練を行っているところでございます。

今後、市民に対する文化財保護の意識高揚のため、文化財の防火、防災に関する広報など、周知活動に努めるとともに、消防本部とも連携を図りながら、どのようなことができるのか、京都市など先進地の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

次に、小・中学生からの文化財建造物などの保護の教育につきましては、小学校社会科の学習指導要領において、文化財などの役割や活用の仕方についての正しい理解を指導することが示されておりますことから、現在本市においては社会科副読本「わたしたちの小樽」において本市の歴史を学ぶことができる文化財について学習をしているところであります。また、総合博物館における地域の歴史に関する講座や、手宮中央小学校におけるガイドクラブの活動などを通じて、小樽に残る文化財建造物を未来へ継承していくことが大切であることを子供たちは学んでおります。今後につきましては、令和2年度から使用する教材「小樽の歴史」を活用する際に、ふるさと小樽の文化財保護の大切さについて指導してまいりたいと考えております。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

○9番（秋元智憲議員） それでは何点か再質問させていただきます。

詳しくは予算特別委員会で質問させていただきます初めに、小樽公園運動場の改修整備の話ですけれども、先ほど教育長から詳細を伺いました。私が一番気になったのは、市民の方が善意でいいですか、

今整備をされているというお話を伺って、来年も何か大きな大会があるというふうに伺ったのですが、そういう中で、もちろん市民の方に御協力いただく部分はあるかと思えます。ただ、あそこの小樽公園運動場、私も調べてわかりましたけれども、下に暗渠があって、その上に砂利があって、その上に土を敷いている、ただの大きなグラウンドではないということがわかったのですが、先ほど30年整備、改修していないという話だったのです。そういうことを考えますと、やはりしっかりと、まず内野の部分が非常に状況が悪いというお話でしたが、全部を一遍にというと、これはまた大変な費用がかかるのでしょから、まずは状況をしっかりと把握した上で、できるところから改修をしていただきたいなど。でなければ、多分この改修、整備がされていかないと、後々多額の費用をかけて整備することにもなりかねないというふうに思いますので、計画的に、年度も含めてそうでしょうけれども、整備していただきたいと思いますので、まずは早急に改修をしていただきたいと思うので、もう一度前向きな答弁をいただきたいと思えます。

それともう一つは、文化財と歴史的建造物の話で、国・道・市が指定している歴史的建造物、文化財なのですが、現存、一応その基準を満たしている消防消火設備は設置されているということなのですが、私が質問の中でも話したとおり、専門家の方も言うておりましたけれども、地震とかで倒壊してしまった場合には修復が可能らしいです。ところが火災で焼失してしまうと、これはもとどおり復元することは、かなり不可能だということを考えますと、やはり簡易な消火設備ではなくて、もう少し歴史的な価値を考えて消防消火設備の設置に向けても取り組んでいただきたいというふうに思って質問したのです。この部分に関してはなかなか前向きな御答弁ではなかったもので、現在ある、この文化財、歴史的建造物の消火設備、防火設備が十分ではないと思っているというふうに思うのですが、もう一度その辺もあわせて、今後どのように検討されていくのか、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

それと、小樽市の歴史的建造物保護の制度で、先ほど市長から、他市の状況も見て検討していくというお話でしたけれども、他市と比べるのではなくて、やはり小樽市の今後のまちづくり、将来に向けたまちづくりのことを考えて、小樽市独自で先行してこういう制度をつくってもいいのではないかとこのように思うのです。小樽市は歴史のあるまちですから、やはり市民に周知ももちろんなのですが、やはり維持していけない、そういう歴史的建造物の所有者の方もいらっしゃいますので、第3回定例会のときに政策誘導してほしいというお話をさせていただいたのですが、制度の設計からしっかり予算の部分も含めて、ぜひ歴史的建造物の所有者の方々に積極的に働きかけて維持、保存していくようなことをしていただきたいというふうに思いますので、他市と比較するのではなくて、しっかり小樽市独自の助成制度を検討していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

今、私に御質問があったのは歴史的建造物の保全の関係だと思います。他の自治体の事例を研究するのではなくて、何か独自の政策を考えてみてはどうなのかという御提言でありました。

現在、日本遺産の取り組みを進めていく中で、市民の皆さんから歴史的な建造物の保存に対して、あるいは歴史的な建造物を生かしたまちづくりに対する関心が大変高まってきて、そういった意識も醸成されつつあるなという中で、今市内で歴史的な建造物を生かしたまちづくりについて市内議論をさせていたるところでございます。そういった議論の中で、当然これから歴史的な建造物をどう保存していくのかという議論になってまいりますので、その中で保全に向けた、所有者に対する助成も含めて、何か独

自な制度を設計できるかどうか議論させていただきたい、検討させていただきたいというふうに思っているところがございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 秋元議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに小樽公園運動場の状況でございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、大変厳しい状況でございます。そうした中であって、今緊急性の高い部分といたしまして、内野の走路等のお話がありました。私どももこれまでも緊急性だとか安全性などを検証しながら、優先度の高いものから順次予算の確保しているところでございます。そういった意味で、今御心配をおかけしているというか、御利用されている皆さん方に大変御迷惑をかけているという状況でもございますので、どのような対応が可能なのか検討していきたいというふうに思っております。

それから、文化財保護に関連して、特に消防設備、スプリンクラー、首里城などで起きている、焼失してしまうということで、スプリンクラーが主なものかというふうに思っておりますけれども、例えば重要文化財の場合、文化財保護法によって、その現状変更の検討が非常に重要になります。そういった意味で建物を守るために優先させるのか、それとも現状の文化財として優先させるのか、例えばその配管をすることによって天井が落ちてしまうだとか、そういった事例も施設によっては出てくるということもありますので、慎重に検討する必要があるのかというふうに思っています。

消防法上はそういった施設、例えば姫路城のように11階以上の建物ぐらゐの高さのあるものについてはスプリンクラーの設置が義務づけられていますけれども、それ以外のところについては設置義務はございませんので、どういう形で文化財を守っていくのか、そこら辺についても消防本部とも相談しながらどのような形がとれるのか、これから研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 秋元議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16番（中村誠吾議員） 一般質問をいたします。

初めに、人材育成についてお聞きします。

組織運営を考えると、経営の三要素ということがよく言われます。それは市役所の組織運営でも違いはないと思います。経営の三要素といえばヒト・モノ・カネです。現在ではそれに情報を加えたりします。ただ、いずれにしても、まずはヒトが来るわけです。小樽市役所では小樽市職員がヒトに当たるわけです。モノやカネの話は、次回の定例会の予算議論に残しておくとして、今定例会ではヒトの議論をしてみたいと思います。

小樽市では目指すべき職員像として、1「市民の目線に立った職員」、2「チャレンジ精神を持った職員」、3「行政のプロフェッショナルとしての職員」、4「コスト意識・スピード感を持った職員」、5「倫理観・使命感を持った職員」の五つを掲げています。内容は至極真っ当です。しかし、実現するために小樽市は何をすればいいのかとなると、物すごく難しい問題になると思います。

私はこの中でも特に2「チャレンジ精神を持った職員」、4「コスト意識・スピード感を持った職員」については特に実現するのが難しいと思いましたので、取り上げたいと思います。

まずは2「チャレンジ精神を持った職員」についてです。

私の実感ではかなり少ないと思っています。そして、たとえチャレンジ精神を持っていても、現在の

仕事に発揮できているかは疑問です。大きな理由としては、多くの小樽市職員が現実に向き合っている仕事で、チャレンジ精神の必要性をなかなか実感できないからです。それは小樽市だからではなく、どの自治体もそうなのかもしれません。市の仕事の大半は法律で定められた仕事であり、マニュアル化されている地味な仕事です。そして、公務員の仕事の評価については、多くの仕事ができ当たり前からスタートして、減点方式です。また、そうするとチャレンジ精神を持って新しい仕事に取り組むより、前例どおり業務を行うということが合理的な判断ということになりかねません。このような現状で、小樽市職員がチャレンジしていくのでしょうか。私はここに大きな疑問があるのです。

まず、一つの切り口として市長にお聞きします。

市職員が行ってきた仕事の中で、どんな小さなことでもいいですが、市長が現場を見てよい印象を持った事例はありますか。もしあるならば、具体的にどのようなことだったのかお答えいただけますか。

次に、チャレンジしたことに対して、職員または課、係などに何かメリットがないと仕事に取り組む動機づけが弱くなります。小樽市職員が仕事をした報酬、メリットとは何でしょうか。職員にとってチャレンジ精神を持って仕事をしたときのメリットがあればお答えください。

そこで、私は例規集を眺めていて、小樽市職員提案規程というのを見つけました。平成10年に制定されており、職員から市政全般についての提案を広く募集する職員提案制度のための規程だと聞いております。市役所らしく、かたい感じに仕上がっていて、結局選考するための仕事がふえるだけなのではないのかという気もしないではありません。

それでも優秀賞は5万円相当の金品です。個人的にはもう少し高い金額でもよいような気がしますが、現在の金額でも、先ほど申し上げた動機づけには間違いなくなります。これまでの提案件数は6件と聞いており、少ないなという印象を持っています。小樽市として今後も制度を続けていくつもりはありますか。

私は、少しやりやすいような形で運用等を工夫し、規定を変えたほうがいいのではないかと思います。例えば、現在は小樽市職員提案審査委員会では選考をしていますが、選考を市の内部のネットワークを利用して、職員の記名投票で決めるとするのはいかがですか。そうすれば制度そのものに職員も関心を持ちます。また、次の議論と少し関係しますが、提案だけにとどまらず、既に事務改善等を課や係でやったことを発表する場も加えれば、他課の事務改善のアイデアを実践することができるのではないのでしょうか。今後この制度を使いやすいように変えていくつもりはありますか。もし、この私のアイデアが採用されるのであれば、私に優秀賞をと言いたいところですが、私は現在職員ではありませんので、その権利がないことは承知しております。

次に4「コスト意識・スピード感を持った職員」です。

先ほど申し上げたように、これも動機づけが非常に難しいかもしれません。しかし、市職員の仕事は、どの自治体であってもやらなければならない仕事で大部分であるのは事実です。しかし、このような仕事を他の自治体と同じレベルの結果で、より効果的に行うことは非常に重要です。そして副次的かもしれませんが、職員の残業時間も削減され、金にも余裕が少しでもできるはずですが、したがって、どの自治体でもやっている事務を効率化していくことはかなり重要なはずですが。

そこで、小樽市として効率的に職務を遂行できる職員を育てるために何かやっていることありますか。

次に、事務改善についてお聞きします。

私は現場の職員にただ求めるのではなく、市役所全体として取り組んで手本を見せることが必要だと考えます。それに、事務改善は現場レベルではどうしても限界があります。私は市長以下、全庁的に具体的な取り組みを重ねることこそが、4「コスト意識・スピード感を持った職員」を育てることになる

と思います。近年、業務の効率化による事務改善で、全庁的にコストが削減できたような取り組み事例はありますか。

次に、私として職員にこのような仕事に取り組んでほしいという意味も込めて、全庁的な事務改善の取り組みとして、一つの例として、申請書の押印を取り上げてみたいと思います。これは市民の目線に立った職員にも通じると思います。近年、市役所全体の取り組みとして、申請書等の押印の見直しをする自治体が出てきています。インターネットで「市役所 押印 見直し」と検索しますと、千葉市、福岡市、藤沢市、安城市などが出てきます。

押印の見直しに踏み切った理由としては、行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上となっています。福岡市は4,200もあった申請が2,300まで減って、判こは要らないのです。手続のオンライン化を見据えて取り組んだようです。

そこで小樽市の現状をお聞きしたいと思います。

小樽市では、法律によって押印が義務づけられていない支給申請書、例えば国民健康保険の高額療養費支給申請書は、署名をしなくても押印がないと、現状、申請は受理されるのですか。近年では印鑑がなくても口座は開設できます。外国人などで印鑑を持っていない方がいたら、この手続のために印鑑の購入を実質的に強制することになるのではないのでしょうか。もちろん、これは国民健康保険だけの問題ではありませんので、原課を責めるつもりは毛頭ありません。ただ、私が調べた限りでは、千葉市で同様の申請において、署名があれば押印は必要ありません。高額療養費の申請は協会けんぽで行われていますが、こちらも署名があれば押印は不要です。

私が職員として窓口の現場で勤務をしていたとき、印鑑を車に忘れたからと言って取りに戻る市民もいました。家に忘れたからといって申請そのものを諦める市民も数多く見ました。申しわけない気持ちになりました。もちろんこのような市民を少なくする意味でも、押印の見直しは必要だと思います。

一方、市職員の仕事側からこの問題を考えますと、現状は押印の必要性を丁寧に説明することも市職員としての業務となります。もちろん法律等で決まっている押印なら、それを説明するのは基本でしょうし、市民の理解も得やすいと思います。しかし、法律等で決まっていないもの、本当に必要かどうかわからない、他市で見直しがあるような申請書の印鑑の必要性を説く業務は、市の職員として必要な業務なのでしょうか。

小樽市として、千葉市、福岡市などのようにしっかり全庁的に申請書等の押印の見直しをするおつもりはありますか。市民の利便性の向上はもちろんですが、このような全庁的な取り組みを通じて事務を簡素化していく必要があると考えています。また、細かいことでも一つずつ目に見える形で全庁的に事務を改善していき、全職員で共有していくことが大切なのではないのでしょうか。そうすると現場の職員、さらに若い職員のアイデアが表に出やすくなるはずですが、これこそが4「コスト意識・スピード感を持った職員」を育てることになると思いますけれども、今後、全庁的な業務の効率化による事務改善に取り組むための方法を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今回は申請書の押印を取り上げましたが、印鑑を使う申請書は市に膨大にあります。また、市民に何らかの金銭を支給するという、市役所としては当たり前で日常的な業務です。当たり前で大量に存在する業務だからこそ、1件当たりの時間を1分、いや30秒でも業務に費やす時間を減らせば、市役所全体としては業務に費やす時間を大きく削減できます。ぜひ全庁的に取り組んでいただきたいです。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人材育成について御質問がありました。

まず、職員が行ってきた仕事の中で、私が現場を見てよい印象を持った事例につきましては、漫然となりがちな仕事にあつて、その仕事ぶりから思いや熱意を感じられるということは、私としては大変重要な視点と考えております。職員のこうした事例には数多く接してまいりましたが、いくつか例示をさせていただきたいと思っております。

中学生を対象とした事業で、生徒たちの変化あるいは成長を見守る職員であったり、しばしば情報の提供が十分ではないと言われる中で、SNSなどを活用して職場の事業を積極的にPRする職員、また、私と一緒にFMおたるの番組に出演する際、限られた時間の中で工夫をして市民にわかりやすく担当している事業をPRする職員、そして行政が縦割りと言われていた中で、職場の垣根を越えて一つの事業に取り組んでいる職員など、どれも好感を持てるものであります。

次に、職員にとってチャレンジ精神を持って仕事をしたときのメリットにつきましては、人事評価の能力評価に、未経験の業務に積極的に取り組む姿勢を着眼点として加えているほか、業績評価では前例がない新たな業務などの困難な目標を達成した場合、より高い評価を受けることができます。さらに、職員が困難な問題にチャレンジし、解決することで、達成感や充実感を得て、みずから考えて行動できる人材に成長できることは、本人にとっても大きなメリットになるものであります。また、私からも、職員にはチャレンジしたことに対する評価を示す必要があるものと考えているところでございます。

次に、職員提案制度につきましては、御指摘のとおり、これまでの提案件数が6件と少ない状況であります。制度そのものの目的は業務の効率向上、職員の能力開発やモチベーションの高揚であり、本市における行財政運営、人材育成のいずれにも寄与するものであることから、今後も本制度を続けてまいりたいと考えております。

次に、制度を使いやすくすることにつきましては、私としても制度をもっと魅力あるものにしていかなければならないと認識しており、提案の募集方法や審査の方法、報奨のあり方など、他都市の事例も参考にしながら、職員にとってより使いやすい制度となるよう研究してまいりたいと考えております。また、励みになるのであれば、私自身が提案者から直接提案を聞く機会を設けることも一考の余地はあるのではないかと考えております。

次に、効率的に職務を遂行できる職員を育てるための取り組みにつきましては、初級研修や中級研修などの職員研修において、仕事を効率的に進める手法について学んでいるほか、平成29年度からは業務の効率化を時間当たりの生産性を高める観点から検証するタイムマネジメント研修を実施し、3年間で104名の職員が受講しております。

次に、事務改善について御質問がありました。まず、全庁的にコスト削減できた取り組み事例につきましては、各部の契約事務の一部を集約することにより、業務の効率化と経費の削減を図っております。また、庁内の業務システムを更新したことにより、各システム間でデータ連携が容易となり、データの入力や集計作業の労力が大幅に削減されるとともに、制度改正等に対しスムーズに対応できるようにするなど、業務の効率化を目指した事務改善に取り組んでまいりました。

次に、例えば国民健康保険の高額療養費支給申請書は押印がないと受理されないのかにつきましては、法令には押印を義務づける文言はありませんが、厚生労働省の通知において高額療養費の支給の申請は「申請人の氏名、住所及び申請年月日を記載押印のうえ、行うものとする」とされていることから、本

市においても押印をしていただいた上で申請を受理しているところであります。

次に、外国人が当該申請を行う場合につきましては、請求書の要件として署名を習慣とする外国人の場合は、氏名を自署することで足りるとする小樽市財務会計規則第54条の規定を準用し、署名のみでも申請を受理しており、印鑑の購入を強制することはありません。

次に、申請書等への押印につきましては、平成12年の地方分権一括法施行の際、行政改革の一環として各申請書等の書式見直しに取り組み、幾つかで押印を省略した経緯があります。その後20年近くが経過し、手続のオンライン化等とも相まって、近年、官民間問わずますます申請の簡略化等が広がっていることは私も認識しておりますので、改めて、現在も押印を要することとされている申請書等を精査し、先進事例を参考としながら、可能なものについては見直ししてまいりたいと考えております。

次に、事務改善に取り組むための方法につきましては、行政にとりまして市民の利便性向上や業務の効率化は常に意識していかなければならないテーマであり、事務の改善を図るには全庁的かつ継続的な取り組みが不可欠でありますので、どのような手法で進めていくのかも含め、今後庁内で議論してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

○16番(中村誠吾議員) これで私の質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第24号及び議案第26号ないし議案第32号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。横尾英司議員、松田優子議員、高橋龍議員、丸山晴美議員、高木紀和議員、須貝修行議員、中村誠吾議員、川畑正美議員、濱本進議員、以上であります。

なお、委員中事故がある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第25号及び議案第33号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2「特別委員会の設置」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の特別委員会の設置要綱のとおり設置いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、特別委員会の選任につきましては、別紙お手元に配付のとおり、それぞれ指名いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第7号につきましては、公共施設の再編に関する調査特別委員会に付託いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月22日まで休会いたしたいと思いを。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時38分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 松 田 優 子

議 員 丸 山 晴 美

令和元年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和元年12月23日

出席議員 (25名)

1番 横尾英司	2番 松田優子
3番 小池二郎	4番 中村岩雄
5番 面野大輔	6番 高橋龍
7番 丸山晴美	8番 酒井隆裕
9番 秋元智憲	10番 千葉美幸
11番 高橋克幸	12番 松岩一輝
13番 高木紀和	14番 須貝修行
15番 中村吉宏	16番 中村誠吾
17番 佐々木秩	18番 林下孤芳
19番 高野さくら	20番 小貫元進
21番 川畑正美	22番 濱本進
23番 山田雅敏	24番 鈴木喜明
25番 前田清貴	

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長 迫俊哉	教育長 林秀樹
副市長 小山秀昭	病院局長 並木昭義
水道局長 加賀英幸	総務部長 日栄聡
財政部長 前田孝一	産業港湾部長 上石明
産業港湾部長 港湾担当部長 佐藤文俊	生活環境部長 阿部一博
医療保険部長 相庭孝昭	福祉部長 勝山貴之
保健所長 貞本晃一	建設部長 西島圭二
消防長 土田和豊	病院局小樽市立病院 事務部長 金子文夫
教育部長 森貴仁	総務部 企画政策室長 林昭雄
総務部総務課長 津田義久	財政部財政課長 笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局 長 中 田 克 浩
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 柴 田 真 紀
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

事務局 次長 佐 藤 典 孝
議事係 長 深 田 友 和
書 記 樽 谷 朋 恵
書 記 松 木 道 人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小池二郎議員、松岩一輝議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第33号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、（仮称）消防署手宮支署の建設に当たり、女性消防吏員用の設備の整備は視野に入れているのか。

また、女性消防吏員の継続的な採用などの構想はあるのか。

市は、宿泊税導入に向けた検討を進めているというが、どの程度の税収を見込んでいるのか。また、大型観光バスやクルーズ船の乗客に対する入域税の導入には課題が多いというが、その課題とは何か。

一般会計補正予算に計上されている母子保健情報連携システム改修事業費は、乳幼児健康診査等の情報について、マイナンバー制度を活用し、市町村間での情報の連携や、マイナポータルでの閲覧が可能となるよう、本市の健康管理システムの改修を行うものだというが、これはマイナンバーカードの普及促進を狙ったものであり、個人情報の漏洩リスクをより一層高めるものだと思うがどうか。

手数料・使用料の改定について市は、一般会計と特別会計を合わせた全ての費目について、見直しの可否も含めて検討したとのことだが、今回の改定で見直しを行わなかった使用料等については、適正であると判断をしたのか。

今回の手数料、使用料の改定では、高校生以下の料金区分も引き上げになっているが、高校生以下の料金区分がある施設の使用料改定の効果額が数万円程度であることに鑑みると、若者支援の一環として、高校生以下の料金を据え置くという方法もあったと思うが、市ではどのような議論がなされたのか。

また、今回の改定は消費増税に伴う値上げと重なることから、市民に戸惑いがあると感じられるが、子育て世代をふやしたい本市にとってマイナスイメージにならないよう、丁寧な説明や周知をしてほしいと思うがどうか。

施設使用料の改定に伴う効果額は、今回の改定額に令和元年度当初予算に計上している件数を掛けて算出しているとのことだが、値上げによる利用回数の減が考えられることから、計算どおりの効果は見込めないと思うがどうか。

また、今回の改定では10%以上の値上げとなっている施設も多くあり、消費税が10%に増税され、実質賃金が上がらないという中で、市は市民生活への影響を考慮して、値上げ幅の上限をせめて10%とする考えはなかったのか。

市は、老朽化した葬斎場を大規模改修するために、受益者負担の観点から改修費用の一部を火葬炉使用料の有料化により賄うと説明しているが、使用料を有料化することは住民サービスの後退であるばかりか、受益者負担という言葉を用いて説明すること自体、葬斎場の利用に関しては全くなじまないものとするが、市はどのような認識なのか。

また、控室のバリアフリー化から改修を行うのであれば、その控室の利用拡大を図ることで、火葬炉

使用料は無料のままとすることを検討してほしいと思うがどうか。

市は、施設の延命化や市民サービス向上のため、今まで無料であった火葬炉使用料を有料化することのだが、改定後の使用料は道内他市町村の状況から見て妥当だと思われる。本市の葬斎場は、利用者から非常に丁寧な火葬場であるという声が聞かれており、引き続き利用者が落ち着いて亡くなった方のお別れができるよう、今後については使用料の改定や施設の改修等をしっかりと計画的に行い、今まで以上のサービス向上に努めてほしいと思うがどうか。

火葬炉使用料を改定するに当たり参考とした道内5市や北後志5町村の住民以外の基本的な使用料は、道内5市では住民の2倍、北後志5町村では住民の1.2から1.5倍となっているが、一方で、本市の改定案は住民の約2.5倍となっている。このようになった理由は、今回の使用料及び手数料の改定を検討する基準が、主要都市平均との乖離がプラスマイナス5%以上のものであり、そのため、市民以外の火葬炉使用料が検討基準から外れたためであるが、市民と市民以外の使用料の差異についても、他市町村との関係を考慮し、次回の使用料改定の際には検討してほしいと思うがどうか。

公設青果地方卸売市場の冷蔵庫使用料の引き上げ改定に当たっては、あらかじめ利用者に対してその理由を説明していると思うが、利用者からはどのような意見があったのか。

また、利用者にとって、使用料の引き上げによる負担増を補う何らかのメリットはあるのか。

今年10月、市長は姉妹都市であるナホトカ市との国際交流による友好親善と、小樽港の主要航路の一つであるウラジオストクとの航路の利用促進を図るためにロシアを訪問し、様々な成果が得られたという。市長のロシア訪問によるトップセールスや人脈の構築には強く賛同するものの、単に表敬訪問などの恒例行事として訪問するだけでは、市民が見たときに疑問が生じることから、今後も目的を持ち、その成果を持ち帰れるよう努めてほしいと思うがどうか。

避難所における女性への配慮について、11月2日に開催された避難所開設訓練の意見交換の場でも意見が出ていたが、東日本大震災などでも、避難所におけるわいせつ行為や性被害が報告されている。避難所の開設に当たっては配慮が必要と考えるが、そうした観点による避難所の運営指針などはあるのか。

市職員の中途採用について市は、一般枠の上限年齢の引上げや民間企業等での職務経験の撤廃など、社会人経験者がより受験しやすい条件にしたという。しかし、本年10月11日付けで通知がなされた総務副大臣通知は、いわゆる就職氷河期世代を積極的に採用するよう促す内容となっていると思われるが、市はこの通知を受けて、就職氷河期世代の採用についての考え方を変更する予定はあるのか。

市は、銭函中学校に遠方から通学する生徒にはバス通学助成をしているというが、その生徒たちが利用するバス路線は、始発のバス停から校区内まで非常に距離があるため、冬期間はバスが遅延することが多く、生徒たちは、ときには吹雪の中、いつ来るかわからないバスを待たなければならないという。

一方、銭函小学校はスクールバスの対象であり、大型バスで時間どおりに運行しているが、スクールバスと路線バスのルートは重なっていて、さらに、両校はわずか400メートルの距離なのだから、冬期間や登校時に限定するなどの条件を付けてでも、銭函中学校の生徒に銭函小学校のスクールバスを利用させることができないうか検討してほしいと考えるがどうか。

市内の各学校では地震や津波などの災害発生時の児童・生徒の安全確保のため、危機対応マニュアルを作成しているが、避難所運営における学校の役割分担については、あまり記載されていないという。

しかし、小・中学校で避難所が開設された場合、行政職員が到着するまでの間、教員が対応しなければならないことから、学校の避難所運営についてのマニュアルを全市的に整備することが必要だと思うがどうか。

また、高校や大学など他の教育機関とも避難所開設時に緊密な連携がとれるように、覚書やマニユア

ルなどの整備をするべきと思うがどうか。

文化財などのデジタルデータの利活用について、他都市の事例では、国の補助事業を活用し、VR技術を用いて、そのまちの歴史的背景を取り上げた様々な取り組みが進められているという。本市においても、北防波堤や鉄路など、先人たちが当時の最先端技術を取り入れて超高速近代化を果たしてきた歴史があることに鑑みると、先人たちに敬意を示す意味でも、最先端のICTを活用した様々な国の補助メニューを積極的に取り入れ、デジタルデータの利活用を進めてほしいと思うがどうか。

港湾整備事業特別会計について、市は長期的な収支均衡を図る取り組みとして、クルーズ船や貨物の誘致による歳入増加を挙げているが、一方で、例えば今回改定の対象とならなかったひき船使用料については、10万トン以上のクルーズ船が小樽港に入港してくる中、使用料の上限区分が3万トン以上で区切られており、トン数に応じた使用料を取ることができるようになっていないことに鑑みれば、市には、寄港回数の増加という視点だけではなく、使用料の見直しも視野に入れた上で、今後も収支均衡を図ってほしいと思うがどうか。

令和元年度上期の観光入込客数は、前年度を上回っているにもかかわらず、修学旅行宿泊客数に限っては減少しているが、その原因について市はどのように分析しているのか。

また、本市では現在、小樽市内研修コーディネーターやモニター・道内招聘事業などの教育旅行誘致の取り組みを行っているが、それに加え、例えば体験型コンテンツ開発の民間等への働きかけや子供向けの教育旅行ガイドブックの作成、学校のニーズ把握などを行い、少しでも本市を訪れる子供たちがふえてくれるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

堺町本通りの一方通行の入口部分に当たる交差点では多数の観光客や市民が往来しており、市は歩行者の安全確保のため、警察署を通じて北海道公安委員会に対し横断歩道の設置を要望していくというが、市ではこれまであまり議論をしてきておらず、地域住民からの状況の聞き取りや現地調査なども行っていないという。

しかし、現地では歩行者が車にひかれそうになる場面が何度も生じている状況であり、早急を実現されるためには、市が必要性を裏付けた上で要望する必要があると考えるがどうか。

インフルエンザの予防接種は任意接種のため、費用は全額自己負担になるが、13歳未満の子供は1回の予防接種では免疫を十分に得られないことから、通常は2回接種する必要があるが、多子世帯や生活困窮世帯では、費用の捻出が難しい現状にある。子供のインフルエンザは重症化するリスクが高いことから、重症化や合併症の発症を予防する観点からも、市は予防接種費用を補助することについて、ぜひ前向きに検討してほしいと思うがどうか。

蘭島のバス停留所には、高速バスを含め8路線のバスが停車するが、ノンステップバスの運行率は路線バスで約20%、高速バス等に至っては導入されていないという。

しかし、地域住民は高齢化により冬期間におけるバスの乗降に不安に感じており、ノンステップバスの運行を要望していることから、市には、バス事業者に対し、積極的にノンステップバスの導入を進めるよう申し入れてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第7号ないし議案第11号、議案第13号ないし議案第24号及び議案第26号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第7号ないし議案第11号、議案第13号ないし議案第24号及び議案第26号に反対の討論を行います。

まず、議案第1号令和元年度小樽市一般会計補正予算について、観光税ですが、例えばその使途として、除雪について、観光客が多い場所の除雪拡充を検討しているようですが、そうした線引きは可能でしょうか。一般的に観光客をよく見かける場所というのは確かにありますが、小樽市民も当然同じ場所を行き交っておりますし、利用もされております。観光客が多い、少ないという判断は、訪れる人数なのか、居住者に対する割合なのか、市民が納得する合理的な説明ができるでしょうか。

案内板の整備を例に挙げていますが、市の説明は多言語表示の必要を殊更に挙げていますが、では、日本語が読める観光客は困っていないのかと疑問を感じます。観光税はその導入を前提として検討することに反対します。

また、母子保健情報連携システム改修事業費については、マイナンバー制度を活用し、市町村間での情報の連携などを可能とするようにシステム改修を行うものとされていますが、これはマイナンバーカードの普及促進を狙ったものであり、個人情報漏洩するリスクが高まると考えるもので、反対をいたします。

議案第3号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案については、扶養手当を現行のままとすることを求め改定に反対します。

議案第4号、議案第7号ないし議案第11号、議案第13号ないし議案第24号及び議案第26号の各手数料・使用料の改定は、ことし10月に消費税が8%から10%に増税された中で値上げされるものであり、市民生活への影響が大きいと懸念されます。各々の施設自体は経年劣化していくにもかかわらず、他市平均の比較で値上げの理由とすることが妥当とは考えられないことから反対します。

特に議案第16号、火葬料を無料から1万1,000円に有料とすることについて、受益者負担という言葉で説明するのは全くなじまないと考えます。火葬料については、現在の施設が平成3年供用開始に当たって、日本共産党は火葬料、控室利用料ともに無料を主張しました。その際、結果として控室利用料は1万円になりましたが、その際市は誰でも一生に一度お世話になる施設だからと、火葬料については無料としたのです。

その後、今日まで無料で運用が続けられてきたのは、小樽市民全体で支えられてきたからにほかなりません。今後、火葬炉の改修が必要となるからとあって、小樽市民全体で支えるという今までの考えを覆す理由にはなりません。

よって、火葬料を有料にするに当たっては、広く市民に周知し、その意見を反映させる必要があります。多くの市民から小樽の葬斎場は丁寧にやってくれると高く評価している声を聞きました。職員の遺族に寄り添う気持ちが利用者に伝わっているからこそその評価だと感動しました。今までどおり、利用者にとってのプライスレスのサービスを続けるべきと考えます。

以上、各会派、議員の皆さんの賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第7号ないし議案第11号、議案第13号ないし議案第24号及び議案第26号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

(22番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○22番(濱本 進議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中に津波・災害避難路及びシェルターの整備方については、JR朝里駅付近に津波・災害避難路及びシェルターを整備することが求められているが、JR朝里駅周辺における津波災害時の徒歩での避難には、現在どのような避難路があり、市はその避難路の安全性は十分確保できていると考えているのか。

また、市は災害に備えた対策を求める陳情が提出されたことを踏まえ、本市にはどのような防災対策が有効なのか、他自治体の事例などを調査してほしいと思うがどうか。

陳情では、災害発生時における危険を回避する場所として、JR小樽築港駅からJR銭函駅までの11.9キロメートル区間を想定しているが、市はこの区間の災害発生時における危険度についてどのような認識を持っているのか。

また、市はこの地域に避難路やシェルターを整備した場合には、誰が管理し、どのような効果を上げられると考えているのか。

陳情では、災害時におけるJR乗客の安全確保に関して必要性が述べられているが、そもそも、災害時のJR乗客の安全確保の責任は誰にあるのか。

また、市は今後、地域における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である国土強靱化地域計画の策定を予定しているとのことだが、当該計画には、災害時のJR乗客の安全確保について盛り込まれる可能性はあるのか。

JR乗客が津波災害時に避難するために有用な避難路やシェルターを整備するに当たっては、多額の予算が必要なほか、JR北海道株式会社、北海道、地権者などの関係者と、整備そのものに係る協議のほか、冬季間の除排雪など様々な課題についての協議が必要であることから、今後も慎重に検討していく必要があると思うがどうか。

小樽市地域防災計画の中にある雪害対策計画には、「通常の除雪体制では対応できない等の雪害が発生した場合は、小樽市雪害対策実施要綱に基づき、緊急雪害対策室を設置する」こととしており、さらに、「大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき」などには、小樽市災害対策本部を設置することになるという。

市では、これまで雪害によって小樽市災害対策本部を設置するまで至った事例はないとのことだが、今後、異常気象により、雪害により大規模な災害が発生することも十分に考えられることから、市には、

あらゆる事態を想定して災害に備えてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第33号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案第25号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第8号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第33号非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方については、採択を主張し討論を行います。

陳情第8号です。陳情者はJR朝里駅付近と張碓地区に避難路やシェルターを整備することを求めています。道内でも津波対策として整備している実態があります。安心できる対策として、現在ある歩行者用市道に屋根を設けるなど、市としてできることがあります。一定の課題はあるものの、趣旨は理解できるものです。

議案第33号です。被爆国、日本政府の姿勢は重大です。広島県と長崎県を先月訪れたローマ教皇が核兵器廃絶への強いメッセージを発したことは国際的にも大きく注目されました。ところが安倍政権は、アメリカの核の傘を理由に禁止条約を拒否し続けています。国連総会では核保有国の意向に沿い、禁止条約批准を求める決議に反対した上、核兵器廃絶の主張を弱める決議案を提出し、非核保有国から批判されました。非核港湾への自治体独自の取り組みが必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木秩議員） 陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、委員長報告どおり継続審査を求め討論をいたします。

災害時におけるJRの乗客の安全確保は確かに大事な観点です。特に本市では、急斜面が迫る海岸線に沿って列車が走る区間が長く、一旦津波や大雨・大雪などの災害時に備え、陳情にあるようなハード面や、ふえる外国人観光客へのソフト的な対応策も含め検討する必要があるでしょう。また、JRの乗客だけではなく、この地域の住民の安全確保も現状十分ではなく、それらもあわせて検討する必要も議論の中で明らかになっていますし、本市で策定予定の国土強靱化地域計画と関わる可能性もあるとのことです。

まずは市だけでなく、関係するJR北海道、国、道、また、地域住民関係団体との協議、意見交換や情報収集が必要です。

よって、今回は継続審査とし、これらの動向を押さえた後に判断をしたいと思います。以上です。（拍

手)

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第33号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

引き船の使用料について市は、引き船業務に関する協定を締結している石狩湾新港と足並みを揃える必要があったことを使用料改定の検討を行わなかった理由としているが、近年、石狩湾新港管理組合と使用料について協議は行っていないという。

新造した引き船の償還計画に鑑みると、船の利用回数をふやすことが一番だが、起債の償還にあわせた使用料の検討も必要であることから、石狩湾新港管理組合に使用料についての見解を伺い、今後の検討材料にしてほしいと思うがどうか。

公園のトイレにおけるトイレトペーパーの設置について市は、明確な基準や定義はないものの、観光客の利用が多いと思われる一部のトイレにだけ設置しているという。

しかし、トイレトペーパーが設置されていない公園のひとつである築港臨海公園では、幼稚園や保育所の先生がトイレトペーパーを持参して子供たちを連れてきているという状況があり、その状況に鑑みると、観光客に対する視点だけで設置を考えるのではなく、市民のためにもトイレトペーパーを設置するべきだと思うがどうか。

2020年に開催される東京オリンピックでは、札幌市でも一部の競技が開催されることとなったが、市は、隣接する札幌市での競技開催に伴う本市の観光分野に与える影響については、どのように想定しているのか。

また、市が普段呼びかけて来樽する観光客とは違い、オリンピックという大きなイベントを目標に來道し、小樽に立ち寄る観光客も多いと想定されることから、市には、この機会を逃すことなく小樽市

の魅力を発信してほしいと思うがどうか。

市内で行われている客引きについて、市は事業者を特定しているにもかかわらず、事業者に対し注意喚起などを行っていないというが、その理由は何か。

また、客引きを防止するため、迷惑防止条例のような条例を制定し規制すべきと考えるが、市は、営業行為であり規制は難しいとして、看板や案内板などへの掲示を増設して観光客に注意喚起を促すというが、看板の設置では実効性が乏しい上に、景観の悪化を招いてしまう。

一部の心無い方の行為によって、観光客が嫌な思いをして帰られると、せっかくのおもてなしが台無しになることから、市には、客引きに遭う方の立場に立って、客引きの防止を検討してほしいと思うがどうか。

本市の農業従事者は、ここ20年程度の間、200名減少しており、市では、新規就農者の確保に向け離農する農地情報の収集に努めるなどの取り組みを行っているというが、農業従事者の人数が激減している状況に鑑みると、情報収集だけではなく、本市独自の支援策が必要であると思うがどうか。

また、農業の発展には市民の関心を高めることも必要だと考える。関心を持ってもらえるきっかけとして、学校などによる農家体験や、まち育てふれあいトークのメニューに小樽の農業があるが、その説明の一貫として農作業の見学を取り入れることを検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については不採択を主張して討論します。

間伐など森林整備することは必要ですが、天然林に戻すために皆伐をすることになれば、山肌が露出し、森林に期待される機能が失われる危険もあり、環境負荷も含めて適切ではありません。また、陳情者は森林環境税及び森林環境譲与税の活用で天然林に戻すことを求めており、政府が導入した森林環境税及び森林環境譲与税は、市町村や住民の負担によって解決しようとしているもので、これまで述べたとおり賛成はできません。よって、不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

防犯カメラは、設置することにより犯罪の防止や証拠の記録などの有用性があることから、全国的に防犯カメラの設置についての基準を定めた要綱やガイドラインを策定している自治体がふえているが、本市にはいまだにそのようなガイドラインなどはないという。

本市においても、実際にストーカー行為などの犯罪被害に巻き込まれている市民がいると聞くことから、全国の事例を参考にして早急に防犯カメラ設置に関するガイドラインなどを策定してほしいと思うがどうか。

ふれあいバス事業の見直しに当たっては、財政状況や市民負担だけでなく、バス事業者も含めた三者間の負担のバランスが事業の継続性を図るためには肝要であり、毎年約1,000万円弱の事業者負担となっている均一区間外運賃の負担のあり方は、早めに解消しなければならない課題だと考えるがどうか。

また、バス運賃が220円から240円になることが見直し案の検討の最中に公表されたことで、改めて検討し直さなければならないところもあると考える。市の財政的な負担を考えると見直しは避けられないものの、そのような中でも、検討及び議論にはしっかり時間をかけて進めてほしいと思うがどうか。

第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画期間における保育士不足への対策として、市は公立保育所での現場体験などによる潜在保育士の掘り起こしなどに取り組んだとのことだが、なかなか効果が上がらず、本市の公立保育所においては、保育士不足により、定員と入所児童数に乖離が生じている状況だという。

そもそも保育士が不足している一番の理由は、責任の割りに給料が安いなどの処遇の問題であり、保育士の取り合いが行われている状況の中、いかにして保育士を確保するかが重要であるが、例えば、保育士の流出を防ぐためベテランの非正規職員を正規職員として採用するなど、市には、従前の考え方にとらわれず、保育士の確保に取り組んでほしいと思うがどうか。

本年10月に開設した病児保育施設については、子育て世代に役に立つものと大きな期待を寄せるところであるが、開設から2カ月半がたち、50名の事前登録があったものの、利用者数はいまだゼロ名であるという。

利用者数をふやすためには周知が必要であり、例えば施設を利用していただいた感想をSNSを通じて広く発信していただくことや、幼稚園のクリスマスパーティーのような子育て世代が集まる行事に市が積極的に顔を出して周知を行うなどの工夫によって、この病児保育事業を实のあるものにしてほしいと思うがどうか。

市は来年度中に保健所内に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師などの専門職を配置することで、子育て世代からの相談窓口を一本化するとともに、相談機能の充実を図るというが、保育所の入所などの手続については、従来どおり別の場所に移動して行わなければならないという。

しかしながら、視察を行った座間市では、母子保健担当と子育て支援担当が両側から挟むように子育て世代包括支援の窓口を設置して、子連れの母親が動かなくても、その場で手続までできるようになっ

ており、今後、本市で庁舎の建て替えなどの議論が行われる際には、こうした市民ニーズに合ったつくりにすることを検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、全会一致により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第2号及び陳情第3号について、いずれも採択を主張し討論します。

まず、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

小樽市の出生数の減少はとどまるところを知らず、2018年にはついに500人を切り、ことしも回復する様子は見られません。合計特殊出生率は2005年に0.94まで下がったものの、2017年には1.14に回復しています。それにもかかわらず、2005年に756人であった出生数は下がり続け、前述のように500人を割るに至っています。子育て支援は考えられる限りの方策が求められています。その一環としての子供の医療費の助成拡大が急がれます。

陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

朝里まちづくりセンターは、東小樽から朝里・新光地域に暮らす皆さんの利用を想定し建設を目指しています。朝里まちづくりセンターを建設し、地域の高齢者を含めた大人たちが利用する、そこに今は朝里中央病院のロビーで勉強をしているような学生がまちづくりセンターと一緒に利用できるようになれば、新たなつながりをつくることになるのではないのでしょうか。そうした世代を超えたつながりが地域にさらなる希望もたらすことを期待し、朝里まちづくりセンターの早期の建設を求めます。

いずれも採択を主張し、各議員の皆さんの賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

（9番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○2番（秋元智憲議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてにおいて、バス事業者からは、運転手が不足している中で今の路線を維持していると聞いているため、市としては新規路線の開設は困難と考えているとのことである。

延伸方法として、塩谷を出発して小樽駅前に到着後、同じ車両を使用し、小樽駅前を始発とする「ばるて築港行き」とすることが考えられ、この方法によればバス路線の開設や運転手を増員する必要がないことから、バス事業者に対して提案が可能と思われるがどうか。

陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてに関し、バス事業者によれば、当該箇所には地形上の課題があり、安全確保ができないため、冬期間にバス停留所を開設することはできないとのことだが、冬道を歩くことに困難を感じている近隣住民が存在しており、公共交通が果たす役割の重要性が増しているという陳情趣旨に鑑みれば、何らかの改善策を検討してほしいと思うがどうか。

市は、市営住宅に入居している収入超過世帯に対して、収入の超過額に応じた割り増し家賃を設定しており、高額所得者に対しては、近傍同種家賃と同額の家賃を設定する措置を行っているとのことである。

収入超過者や高額所得者と同じ市営住宅に住む市民が家賃の措置を知らずに不信感を持つことを防ぎ、これから市営住宅に入居する市民にこの措置を知ってもらうためにも、収入超過者や高額所得者に対する措置について、ホームページに掲載することで周知してほしいと思うがどうか。

雪対策基本計画は、懇話会及び分科会での市民との協働の取り組みについての意見を取りまとめた上で計画に反映させるため、策定期間が当初予定していた令和2年6月から同年12月に変更されたとのことである。

しかしながら、除雪対策本部は、凍結路面等への早めの対策を可能にするため11月に設置されていることから、その設置にあわせて令和2年11月までに計画を策定する必要があると思うがどうか。

小樽市に限らず、全国各地で運転手不足による路線バスの減便や廃止が相次いでいるとの報道があり、交通問題の専門家からは、運転手不足には待遇改善が特効薬であり、路線バスの減便と廃止に対しては、バス事業者と行政が一体となり、まちづくり計画と連動させて検討すべきという提言があるとのことである。

今後、地域の公共交通を維持するためにも、運転手の待遇改善につながる公的な支援や、バス事業者からの問題提起などについて、地域公共交通活性化協議会で議論をしてほしいと思うがどうか。などがあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情第9号及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会

一致により、それぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第9号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号ないし陳情第6号は採択を求め、陳情第9号については継続審査を主張し討論を行います。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてです。

乗り継いで病院などに行かなければならない住民の苦悩に心を寄せる対応が必要です。バス運賃の費用負担軽減の願いに対して対応することも必要ですが、乗り継ぎの不便を解消してほしいとすの願いに
応えることが急がれます。

次に、陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。

古くから住んでいた方が給水に困難を来たしており、水道の整備が求められています。水道局は、意見を聞いてどのような援助ができるか考えると
言いながら、具体策が出てきません。安定した給水を確保することを求めます。

次に、陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方についてです。

実際に12月に入り、4回の日曜日、私の車で早朝に下ってみました、停車することができました。もちろん車の種類が違
うので、これをもって安全にとまれる保証にならないことは当然ですので、市も協力し、バスで実際に停車を
試行し、安全性を確認した上で冬期間も停車することを求めます。

いずれも願意妥当であり、採択を求めます。

次に、陳情第9号行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方についてです。

陳情者からは、大きく分け4点要望が挙げられています。一つ目の入船川をめぐる問題点について、
陳情者が挙げた7つのうち2つについて結論が出ていませんので、引き続き調査する必要があります。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時30分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第7号は、文化と芸術の似合うまちとして定評のある本市において、素敵な文化施設を建設してほしいという願意のもと、旧緑小学校跡に市民会館の建設を求める陳情であるが、市の計画では、旧緑小学校跡にどのような施設を建設するつもりなのか。

また、旧緑小学校がある地域は、本市の中心機能が集まる地域であることから、市民の利便性がしつかりと確保されるよう検討する必要があると考えるがどうか。

公共施設再編計画の策定に当たり、市は今後、庁内検討委員会の中で議論を進めていくというが、再編素案に示されている3案以外の個別の案件についても検討する考えなのか。

また、再編計画を策定するに当たっては、老朽化施設を統合・複合化するもの、あるいは補修により維持するものなどのメリハリを持って、市民に丁寧に説明しながら議論を進めてほしいと思うがどうか。

商業高校跡に国立小樽海上技術学校と市の関連施設が移転することについて、令和3年4月の海上技術短期大学の開校にあわせ、教育委員会もその前後の時期に移転する計画だというが、現時点で、市教委や他の施設の配置などは決まっておらず、来年度当初予算には移転に係る施設改修費が予算計上されることを考えると、決定が遅いと思うが、市教委はどのように考えているのか。

また、実際に商業高校跡を主体的に使い、施設管理の役割を担う教育委員会が海上技術短期大学校に先んじて移転すべきであると考え、移転までの時間には決して余裕がないことから、教育委員会の移転については、再編計画とは別に特化して進めてほしいと思うがどうか。

公共施設再編計画素案で示された三つの案のうち、プールの建設が含まれるのは、体育館とプールを複合化して建設する1案のみであったが、市が再編計画案で体育館をプールと複合化しない案を選択した場合でも、再編計画とは別にプールを建設する可能性も残されていると考えるがどうか。

また、プールを併設する施設としては、例えば排熱などのエネルギーを有効活用できる施設等も考えられるが、市はこれまで、プールの候補地として、ほかにどのような検討をしてきたのか。

公共施設再編の議論を行うに当たっては、市長が再編によって行政サービスを低下させないという視点で公共施設の再編に取り組むと言うとおり、どのような建物を建てるのかという話ではなく、建物をどう利用してまちづくりに活用できるようにするのかという視点で行わなければならないと考える。

また、この計画は、厳しい財政の中、多額の費用をかけて行うことから、市民に対して説明責任を果たさなければならず、そのためには、市政全般に精通した公共施設再編に関する組織体制を設ける必要があると考えるが、このことについて、市はどのように認識しているのか。

公共施設再編計画素案に関して行われた市民意見交換会では、市役所庁舎別館は建て替えではなく修繕で対応すべきという意見があったというが、日々の業務が滞ることなく修繕を行い、今後数十年安心して使用できるように耐震性能を高めることは可能なのか。

また、公共施設再編計画は今後長期にわたる計画であることから、若い世代にツケを残すことのないよう、引き続き慎重な議論をしていくべきだと思うがどうか。

10月に行われた意見交換会では若い世代や子育て世代の参加がほとんどなかったというが、例えば赤ちゃんを連れた母親が集まる子供の広場のような場や現役世代が集まる体育施設などがあるのだから、そうした人たちに来てもらえるように考慮して意見交換会を開催してほしいと思うがどうか。

また、素案からは本市が抱える人口流出対策や子育て支援対策の視点があまり感じられないが、コストダウンだけではなく市民の暮らしに楽しみや潤いを持つことを応援するような公共施設再編計画にしてほしいと思うがどうか。

市民の中には、公共施設を利用してその恩恵を受ける受益者市民と、公共施設は利用せず、費用を負担するだけの負担者市民がいるが、施設担当者が普段から顔を合わせているのは受益者市民であり、負担者市民の顔は見えていない。

市が実施した市民意見交換会では、負担者市民の声は少なかったことと思うが、目に見えていない、または声として聞こえてこない負担者市民の声を、市は公共施設再編計画にどのように反映させているのか。

また、市内には、中心商店街における歩行者通行量調査や地域公共交通に関するアンケートなど、市民の動向がわかる資料があることから、そういった資料も活用しながら、ぜひ負担者市民の声を拾い上げてほしいと思うがどうか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第7号につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第7号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 自由民主党を代表し、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について、継続審査を主張します。

市としては、先に作成された小樽市公共施設再編計画素案について、市民意見を踏まえて修正を加え、来年の第1回定例会に提案をする状況であります。本陳情の内容について、我が会派も検討いたしましたが、陳情の趣旨及び内容について、現時点で賛否を判断することは難しいと結論に至りました。よっ

て、継続審査を主張します。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合代表し、陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方については、継続審査を主張し討論いたします。

公共施設の再編に当たっては、特別委員会での議論が始まったところであり、具体案が見えていないところでもあります。陳情者の訴える文化的な施設の重要性については、同様の認識を持っております。ただし、望んでいる施設の機能や規模を考えたとき、周辺環境等も鑑みると、旧緑小学校の跡地が最適地であるかどうか改めて議論を続けていかなければなりません。

また、たびたび申し上げてまいりましたが、どのような施設を望むかについては、個々人で相違があるのは当然でありますし、今後ほかの観点での陳情が出てくるとすれば、それも含めてできる限り採択をしたいという気持ちはございます。

しかしながら、議会の人間として今後本会議や委員会でのやりとりの中で明らかになってくること、将来的な財政負担等、様々なバランスも見ながら判断をしていかななくてはなりません。できる限り多くの住民の意思を計画に反映させられるよう、我々としても提言を続けて参りたいと考えております。

本陳情の願意にも理解を示していることは申し上げたとおりですが、今の時点では是非について判断が難しいことから、継続審査を主張するものであります。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、陳情第7号の継続審査を主張し討論いたします。

陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方についてですが、小樽市民会館は小樽市民のみならず、後志地域にとっても重要な文化施設でありながら、耐震化されておらず対応が必要です。陳情者は文化と芸術のまち小樽市にふさわしい文化施設として必要な機能を持たせることはもちろん、ユニバーサルデザインにより、健常者・障害者の区別なく芸術を楽しめる文化施設にすることを求めています。

10月に行われた公共施設の再編に係る市民意見交換会でも、「市民会館は最低でも1,000人規模の施設を建て替える必要がある」「再編素案には体育館のアリーナを代替施設とするとあるが、それでは小樽で芸術に触れることが今までのようにできなくなる」と心配する御意見が出されておりました。

日本共産党は、市民会館の立地について、陳情にあるような旧緑小学校跡地とすることには今後の議論を要すると考えます。旧緑小学校跡地は、現在、市民体育館と市営室内プールの複合施設を建設する計画があります。市営室内プールは、以前駅前にあった市営プールがなくなって以降、市民が建設を求めて運動を続けてきており、2015年第2回定例会で、その陳情を全会一致で採択、迫市長も選挙戦の中でプール建設を訴えて当選を果たしています。

旧緑小学校跡地に体育館と市営室内プールを建設する計画がある中での市民会館の建設場所をどうするかについては、慎重に議論をする必要があると考えることから、継続審査を求めます。

各議員の皆さんの賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第34号及び議案第35号」を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇) (拍手)

○市長(迫 俊哉) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第34号公平委員会委員の選任につきましては、小笠原眞結美氏の任期が令和元年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第35号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、泉幸子氏、長門享二氏、中町悌四郎氏の任期が令和2年3月31日をもって満了となりますので、引き続き泉幸子氏、中町悌四郎氏を、新たに平井秀昭氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案はいずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案1号ないし意見書案第9号」を一括議題といたします。

意見書案第3号ないし意見書案第9号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号及び意見書案第2号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 提出者を代表して、意見書案第1号「再編統合」対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書案の提案説明を行います。

厚生労働省は9月、全国424病院の名前を挙げて公立・公的病院におけるダウンサイジングや機能の分化、連携、集約化等を含めた再検証を行うことを都道府県に求めました。この基準はがんなど9項目の疾病の診療実績が少ない競合する病院が近くにあるという機械的なものです。とりわけ北海道は、54施設と最も多くなっています。

地域医療に混乱を招いている424病院のリストと再検証要請については白紙撤回し、地域医療のあり方については、地方自治の本旨に基づき、地域における病院の役割等を尊重することを強く要望するものです。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 次に、意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 提出者を代表して、意見書案第2号日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

意見書案の本文にもあるとおり、本年4月に防衛省より、2020年1月から3月にかけて、北海道においてノーザンヴァイパーという日米共同訓練が行われることが示されました。その中では、オスプレイの訓練移転も行われるとのことであります。

オスプレイの事故率の高さはさまざま報じられているのは御存知のとおりです。これまで推進派の方々の中では、安全性に問題がないという声も聞かれましたし、民間旅客機と比較しても事故率は低いとのデータも出回っているのを拝見しました。しかしながら、このデータ自体の算出には大きく誤りがあったことも判明していますし、今や防衛省も事故率の上昇について認めています。今回の共同訓練で使われるMV22という機体は、2012年に政府が公表を行った事故率と比較しても、2017年時点で1.7倍にも上り、当初言われていた海兵機全体より事故率が低いとの説明は覆ったというのが現状です。

国際情勢の緊張感が高まっているから有事の際に備える訓練を行わなくてはならない。その理論は正当なものにも見えますが、住民の安全が脅かされ、事故の際には命の危険にさらされることと切り離すことはできないのです。事故の危険性のみならず、飛行時の低周波の発生に伴う騒音や振動の被害も大きく懸念され、ほかの回転翼機と比較しても、被害を受ける範囲が広域にわたることも指摘をされています。

単に住民不安を煽るにとどまらず、酪農業や漁業等、事業者に与える経済的損失への影響も同時に懸念をされるところです。大規模に軍事訓練を行うことにより、他国への刺激にもなりかねないことから、この軍事訓練においては、規模の縮小及びオスプレイの参加中止を求めるべきであると要望し、以上、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 意見書案第2号日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書案について、採択を求め討論いたします。

ヘリコプターのように垂直に離着陸できる能力を持ちながら、飛行機のように高速で長距離の移動も可能なオスプレイですが、そのよいところ取りをしたため、航空力学上無理な設計となり、その操縦は大変難しく、エンジンが停止すると、オートローテーション機能がないため、真逆さまに墜落する可能性が高いという宿命を背負ってしまいました。事故やトラブルが頻発し、開発段階から未亡人製造機とまで言われる所以です。

沖縄普天間基地のオスプレイが名護市の浅瀬に墜落し大破。同じ普天間基地所属の機体が米豪軍事訓練でオーストラリア東部沖合で墜落、3人死亡。横田基地配備の機体が鹿児島県の奄美空港に緊急着陸、トラブルなどが数えきれません。そのような状況で、正式な配備を待たず、首都圏の上空を飛行していることが確認され、首都圏及び関連自治体の協議会でも問題となり、住民からの不安の声と自治体からも懸念する意見が出されています。

米軍基地のない自治体にも反対運動が広がっているのです。当然です。この間、オスプレイの訓練という名目の飛行ルートを選定において、東北の3県も飛行ルートの反対懸念を表明したことは事実で

す。そして、何よりも納得できないことは、米国内でカリフォルニア州では市街地の上空は飛行禁止となっています。ハワイ州では王朝遺跡がある上空は飛行禁止です。なぜなら、そのエンジンの構造のため、強力な低周波振動が指摘され、遺跡に悪影響を及ぼすと判断されたからです。

そして、最も冷徹な事実として、日本以外にオスプレイの導入を決めている国はありません。なぜでしょうか。同盟国ですよ。日米地位協定の差別性が明確になっている今、私は日本国民として、当然このような危険で差別の象徴のようなオスプレイが日本の上空を飛行することはあってはならないと考えます。各議員、各会派の賛同を求めて、討論いたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号、意見書案第2号について、いずれも可決の立場で討論を行います。

まず、意見書案第1号「再編統合」対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書案です。

厚生労働省は9月26日、公的病院の再編統合を促すために全国424の公立・公的病院の名前を挙げました。北海道は全道の公立・公的病院のおよそ半分に当たる54施設となっており、大きな混乱が広がっています。国の発表に対して、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長が極めて遺憾であると言わざるを得ないと共同コメントを発表するなど、厳しい批判が相次いでいます。厚生労働省の分析で、診療実績が少ないなどと判断した病院を公表したと言いますが、地域ごとの実績を踏まえたものとは言えません。

地域医療と公的病院を守る全道連絡会は、対象54病院にアンケート調査に取り組みました。アンケートでは、「地域住民から数多くの怒りの声がある」「地域医療確保のために必要として行っている医療が評価されていない」などの声が届いています。国は過剰なベッドの削減を進めると言っていますが、診療実績は地域の人口や年齢構成、その病院に置かれている地方の特性を抜きに画一的に論じられるものではありません。診療ニーズがあっても医師や看護師が確保できず、ベッドを埋めることができない、患者を受け入れられない実情も多くあります。積雪寒冷地かどうかとも考慮されずに車の移動時間を尺度にするのも不適切です。こんな基準で公立・公的病院の再編統合を進めれば、今でも医療提供体制が十分整っていない現状に置かれている地域医療の疲弊に一層拍車をかける危険があります。

今国が行うべきことは、どこに暮らしても安心して病院にかかることができる医療供給体制の整備をすることです。地域ごとに異なる、その様相を無視する病床削減計画ありきの姿勢は住民の命を守る国の責任を放棄するものと言わざるを得ません。かけがえのない命と健康を守るためにも、政府や厚生労働省に対し、病院リストの撤回を求めることは必要不可欠です。

次に、意見書案第2号日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加中止を求める意見書案です。

防衛省は2020年1月から3月の期間に、北海道で日米共同訓練を過去最大規模の4,100人の人員で行うノーザンヴァイパーを計画しています。この訓練にはオスプレイが使われることになっています。オスプレイによる北海道内での訓練は2017年8月に初めて行われており、今回は2回目となります。道は前回訓練の際、高橋はるみ前知事名でオスプレイの飛行自粛を求めています。今月16日に道と関係市町村が行った北海道防衛局への要請では、オスプレイ飛行自粛の文字は消え、事実上容認姿勢を鮮明にしています。

そして、オスプレイが飛来する帯広駐屯地の3キロメートル圏内には、市内の4割の小・中学校が通学しており、保育所、幼稚園、大学、病院や老人ホームなど、住宅密集地となっています。また、夜間

低空飛行訓練を行うことが想定されており、住民生活への影響ははかり知れません。

しかもオスプレイは、墜落事故を繰り返す米空軍の有人機の中で最多の欠陥機です。米空軍が発表した2018年から2019年までの事故数の中で最も重大な事故率では、2年連続で前年度を上回って事故が多いことも明らかとなっています。ひとたび墜落事故が起きれば、道民の生命と財産が犠牲になります。住民の安心・安全を考え、いつ墜落するかわからない欠陥機を飛ばす訓練は許されません。

以上、各会派、議員の皆様の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本年も残すところわずかになりました。今年一年を振り返り、世界に目を向けますと、今、オーストラリアでは、深刻な山火事に追い討ちをかけるように前代未聞の熱波が襲っておりますが、欧州でもこの夏、二度にわたって熱波が襲い、本市よりも緯度が高いフランスのパリで42.6度を観測するなど、西ヨーロッパ各地で観測史上最高気温を更新いたしました。

また、インドでは極度の干ばつと人的被害を伴う洪水が多発したほか、ロシア東部やブラジルのアマゾン川流域でも大規模な森林火災が発生するなど、世界各地で異常気象とその影響と見られる災害が発生いたしました。

我が国も例外ではなく、ことしは多くの台風が日本列島を襲い、甚大な被害をもたらしました。2年ぶりに超大型の台風となって広島県に上陸した台風第10号は、お盆休みの西日本の広い範囲に影響を与えました。

関東史上最強の台風とも呼ばれた台風第15号は、千葉県を中心に、暴風による大きな被害をもたらし、その傷も癒えぬうちに、台風第19号が再び上陸し、東日本の広範囲に記録的な豪雨をもたらし、多摩川や千曲川、阿武隈川といった主要な河川が氾濫するなど、深刻な被害となりました。被災地の一日も早い復旧・復興と、被災された皆様の安定した生活の再建を心から御祈念いたします。

また、本年4月、フランス、パリのノートルダム大聖堂で発生した火災により、尖塔と屋根の大部分が消失し、フランス国民に深い悲しみをもたらしましたが、国内でも10月に、沖縄の首里城が火災で消失いたしました。世界の歴史上、極めて大きな価値を有するこれらの遺産の損失は、大変衝撃的な出来

事でありました。

このように、災害に対する備えの必要性を再認識させられる一年でありましたが、ことしは元号が平成から令和となり、皇位継承に関わる様々な儀式を国民も見届けさせていただき中、新たな時代が幕を開けることとなりました。

日本で開催されたラグビーのワールドカップでは、ワンチームを合言葉に日本代表チームが史上初のベスト8に進出する大躍進を見せました。そこには、自分たちのためだけでなく、苦しい練習を共に乗り越えてきた仲間との絆や、諦めかけたとき、共に支えになってくれた家族への感謝、さらに、たび重なる災害に見舞われながらも応援を続けてくれる国民に夢と希望を与えなければならないという思い、それを力に変えて重圧をはね返し、強大な相手にひるむことなく、みずからが持てる以上の力を発揮する選手たちの姿があり、それを見た私たちに大きな感動と困難に立ち向かう勇気を与えてくれました。

そして本市においても、新たな時代の幕開けにふさわしく、第7次小樽市総合計画が策定されました。迫市長が今後、この計画をまちづくりの指針として、スクラムトライを合言葉に、市役所や議会のみならず、市内の企業や団体のほか、市民全体の力を結集し、小樽の未来に向かって一丸となって邁進して行こうという姿勢が示されたものと考えております。

市議会では、本年4月の統一地方選挙により、議員の改選が行われました。従来からの議員19名に新たな議員6名を加え、各党派、各議員ごと、考え方は多種多様ではありますが、目指すものは皆一様に市民の皆さまの健康、幸福であり、本市の発展であります。

まさにラグビー日本代表のワンチームのごとく、議員25名がそれぞれの信念に基づき、市民の皆様のために個々の能力をいかんなく発揮することで、議会全体としての力を最大限に高め、迫市長と協力して市政の発展に尽力してまいりたいと、決意を新たにいたしております。

結びになりますが、この一年、私に寄せていただきました御厚情に対しまして、心から感謝を申し上げます。議員並びに市長を初め理事者の皆様におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛の上、御家族ともども輝かしい新年をお迎えになられますよう祈念を申し上げます、本年最後の議会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時10分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 小 池 二 郎

議 員 松 岩 一 輝

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和元年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和元年8月、9月、10月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

「再編統合」対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 酒井隆裕
同 川畑正美

厚生労働省は9月26日、再編統合の「再検証」を求める公立・公的病院として、全国424病院を公表し、来年9月までに結論を出すことを求めました。このうち、北海道は54施設と都道府県では最多です。名指しされた病院の自治体、医療関係者からは、「地域の実情が反映されていない」という怒りの声とともに、住民からは、存続を心配する声が寄せられています。

人口減少が進む中、地方創生に取り組む地域にとって、医療は欠くことのできない社会基盤です。国・厚生労働省は、公表した公立・公的病院を、「診療実績が特に少ない」「診療機能が類似・近接」と分析していますが、度重なる患者負担増や医師不足等で医療を受けたくても受けられない実態、経営難と併せて医療機関が縮小している現状を無視したもので、余りに機械的、一律なやり方と言わざるを得ません。

とりわけ北海道は、広大な面積といった地理的条件、冬期間の積雪・寒冷といった気象条件、JR路線をはじめとした公共交通機関の削減が進行し、通院の足が奪われ、医療過疎が深刻な地域です。

病床削減を迫る「地域医療構想」は、それ自体に無理があり、「地域医療構想調整会議」において慎重な議論を続け、いまだ結論を見い出せずにきています。

にもかかわらず、「判断の材料にしてほしい」（9/27北海道新聞）と、「調整会議」の議題に強引に持ち込もうとする国・厚生労働省のやり方は、地域の議論に停滞や混乱をもたらしかねず、地方自治の精神にも反しています。

よって、国及び政府においては、今般の病院名の公表については一度撤回した上で、地域医療構想の進め方について地方自治体など地域の意向を尊重して進めるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 高橋龍
同 酒井隆裕

防衛省は4月、米軍普天間飛行場（沖縄県）の米海兵隊輸送機MV22オスプレイの訓練移転を、2020年1月から3月の期間に道内で行う日米共同訓練「ノーザンヴァイパー」で計画していることを明らかにしました。

オスプレイは墜落事故を繰り返し、他の米海兵隊運用機より重大事故率が高い輸送機であり、一たび墜落事故が起きれば道民の生命と財産が犠牲となります。また、昼夜を問わず低空飛行を繰り返すオスプレイの騒音は凄まじく、酪農業への影響や環境破壊など、平穏な日常生活に多大な被害をもたらすことは必至であり、そのようなオスプレイの訓練参加は許しがたく、断じて認めることはできません。

さらに、国境に接する北海道において、米海兵隊と自衛隊の約3,000人が参加し、オスプレイが広域的に飛行する大掛かりな日米共同訓練は、隣国ロシアを刺激しかねず、北方領土問題の解決という私たちの悲願を大きく後退させるものです。

よって、国及び政府においては、国民の生命・財産及び安心・安全な生活を守るため、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加を中止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置の見直し検討」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	高橋龍
	同	丸山晴美
	同	高橋克幸
	同	中村吉宏

2018年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で採択されました。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目標に掲げ、「社会的経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としています。

多くの自治体で旧「妊婦中毒症等療養援護」と同様の制度がありますが、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」は13道県156市町村の実施にとどまっています。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法第6条で「妊娠中又は出産後一年以内の女子」と規定）について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠です。

また、「妊産婦医療費助成制度」をはじめとした福祉医療費助成を現物給付で実施している自治体に対する国庫補助金の削減措置については見直し検討を求めます。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請します。

記

- 1 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。
- 2 福祉医療費助成を現物給付としている市町村に対する国民健康保険国庫補助金の削減措置については、見直しを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	中村岩雄
	同	松岩一輝
	同	佐々木 秩
	同	川畑正美

国は、来年4月から授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給の拡充を合わせた高等教育の修学支援新制度を実施することとしています。

一方、現行の授業料減免制度の対象となっている学生の中には、新制度において授業料減免の対象外又は支援額が減少すると見込まれる学生が、文部科学省の調査によって、1万9,000人程度生じることが判明し、その扱いについて、令和2年度の予算編成過程において検討することとしています。

よって、国においては、影響の深刻さに鑑み、現に授業料等の減免の対象となっている学生が新制度実施後においても、引き続き同様の支援を受けられるよう特段の措置を設けることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

災害救助法の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	佐々木秩
	同	小貫元
	同	山田雅敏
	同	前田清貴

北海道で観測史上初めて最大震度7を記録し、災害関連死を含め44人が犠牲になった北海道胆振東部地震では、強烈な揺れが多数の家屋を損壊させ、大規模な土砂崩れによる被害を生みました。道内のほぼ全域が停電する全国で初めてのブラックアウトが2日間続くという、未曾有の事態を引き起こしました。

震源上に位置し、大きな被害を出した厚真町、むかわ町、安平町の3町では約200世帯が応急仮設住宅で暮らしています。自宅が全壊し家財道具を失った人も少なくありません。被災者の暮らしを支えるきめ細かな施策を続けるとともに、住宅再建への支援を強めることが重要になっています。

災害救助法では、仮設住宅の入居者に、「寝具」「日用品」「炊事用具・食器」などの給与があるものの、家電製品は対象外になっています。そのため、北海道胆振東部地震の被災地の要求を受けて、道は被災3町が家電3品を貸与するための購入経費に100%補助する「生活家電応急貸与事業費補助金」事業を創設し、厚真町、むかわ町、安平町の3町の仮設入居264世帯に対し、洗濯機、冷蔵庫、テレビの生活家電3品目、計623台が貸与されました。

避難生活の中では、体調を崩す人も少なくありません。これまでに、持病のある被災者が移り住んだ仮設住宅で亡くなる痛ましい事態もありました。被災世帯が安心して生活できる環境づくり、応急仮設住宅の住環境の改善を進めることが大切です。

今では、洗濯機、冷蔵庫、テレビは生活必需品と言えます。

よって、国及び政府においては、生活家電3品目を災害救助法の貸与対象とするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	高橋龍
	同	酒井隆裕
	同	高橋克幸
	同	濱本進

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生しました。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡しています。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」を初めとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっています。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいますが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていません。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところです。

よって、国及び政府においては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むよう強く求めます。

記

- 1 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性や、その行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などにこれらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

スマート農業など最先端新技術の導入推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横尾英司
	同	中村岩雄
	同	面野大輔
	同	須貝修行
	同	川畑正美

農林水産業や食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が大きな課題となっています。例えば、機械化が難しいとされ手作業でなければできない危険な作業やきつい作業が残されていたり、選果や弁当の製造・盛り付けなど多くの雇用労力に頼っているが労働力の確保が困難であったり、一人当たりの作業面積の拡大といった点に改善が期待されています。

こうした状況を打破するため、政府は2022年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術を開発し、農業者のスマート農業に関する相談体制を整えるなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境を整えるため、「農業新技術の現場実装推進プログラム」に即した取り組みを進めようとしています。これにより農業現場が抱える農業従事者の減少や農業の生産性の向上といった課題に対応することが期待されますが、各々の施策が着実に現場において推進されなければなりません。

よって、国及び政府においては、「農業新技術の現場実装推進プログラム」が農業者を主体に、企業、研究機関、行政機関などの関係者の協力を得て推進できるよう、下記の事項に取り組むことを求めます。

記

- 1 農業経営の将来像を示し、地元の生産条件を加味し、営農類型をよく把握した上で先進的な農業経営の姿を提示すること。
- 2 技術ごとのロードマップを示し、実証・市販化・普及を農業者が求める技術やサービスとして提示できるよう、現場の意見を把握しながら推進すること。
- 3 技術実装は「失敗と成功」の不断の努力が必要であることから、KPIを把握しつつも農業の特性に応じた中長期の実践を支援すること。
- 4 農業はこれまでも、機械化のために経済的負担を負っており、こうした技術の導入の際は、さらなる負担増にならないよう、農業者への経済的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横	尾	英	司
	同	面	野	大	輔
	同	丸	山	晴	美
	同	高	木	紀	和
	同	前	田	清	貴

昨年9月に国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この1年間に14万頭を超える殺処分が行われるなど、甚大な被害をもたらしています。また、感染地域についても、養豚の主要産地を擁する関東圏まで広がるなど、終息が見通せないどころか、さらなる広域化の様相を呈しています。この状況は、豚コレラ対策が新たな局面に入ったと認めざるを得ません。

よって、国及び政府においては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受け止め、養豚農家が今後も安心して経営を続けられるよう、豚コレラ終息に向け、下記の事項について緊急かつ具体的に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 飼養豚へのワクチン接種を速やかに進めるとともに、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害が生じないように、最大限の対応を講じること。
- 2 今般の豚コレラ拡大の主要因となっている豚コレラ感染野生イノシシの拡大を抑止するため、野生イノシシの捕獲強化や戦略的な経口ワクチンベルトの構築を行うこと。
- 3 現在、アジアにおいて発生が拡大しているアフリカ豚コレラの国内侵入を防止するため、罰則の強化も含めた一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	中村岩雄
	同	松岩一輝
	同	佐々木 秩
	同	小貫 元

台風第19号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて河川の堤防が決壊したほか、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲にわたり多数発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。台風第15号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となりました。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取り組みに総力を挙げてきたところですが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められます。

よって、国及び政府においては、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じるよう強く求めます。

記

- 1 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など、弾力的な運用を行うこと。
- 2 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて必要な支援を行うこと。
- 3 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 5 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画どおりの遂行と、検証による効果的な対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年12月23日
小樽市議会

議決年月日	令和元年12月23日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

令和元年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 令和元年12月3日～令和元年12月23日（21日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	令和元年度小樽市一般会計補正予算	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
2	令和元年度小樽市水道事業会計補正予算	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
3	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
4	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
5	小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
6	小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
7	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
8	小樽市公会堂条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
9	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
10	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
11	小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
12	小樽市さくら学園条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
13	小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
14	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
15	小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
16	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
17	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
18	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
19	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
20	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
21	小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
22	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
23	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
24	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
25	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	総務	R元.12.17	可決	R元.12.23	可決
26	小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
27	不動産の処分について〔旧学校給食新光共同調理場等〕	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
28	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市さくら学園〕	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
29	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市いなきた児童館〕	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
30	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市塩谷児童センター〕	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
31	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場〕	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
32	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市総合体育館〕	R元.12.3	市長	R元.12.11	予算	R元.12.16	可決	R元.12.23	可決
33	小樽市非核港湾条例案	R元.12.3	議員	R元.12.11	総務	R元.12.17	否決	R元.12.23	否決

議案番号	件名	提出月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
34	小樽市公平委員会委員の選任について	R元.12.23	市長	—	—	—	—	R元.12.23	同意
35	人権擁護委員候補者の推薦について	R元.12.23	市長	—	—	—	—	R元.12.23	同意
意見書案第1号	「再編統合」対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	否決
意見書案第2号	日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	否決
意見書案第3号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置の見直し検討」を求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	可決
意見書案第4号	授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	可決
意見書案第5号	災害救助法の見直しを求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	可決
意見書案第6号	「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	可決
意見書案第7号	スマート農業など最先端新技術の導入推進を求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	可決
意見書案第8号	豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	可決
意見書案第9号	令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書	R元.12.23	議員	—	—	—	—	R元.12.23	可決
陳情第7号	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R元.11.19	議長付議	R元.12.11	公共	R元.12.19	継続審査	R元.12.23	継続審査
陳情第8号	JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元.11.20	議長付議	R元.12.11	総務	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
陳情第9号	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について	R元.11.22	議長付議	R元.12.11	建設	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査

<継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの>

議案番号	件名	提出月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
元年3定第7号	平成30年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第8号	平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第9号	平成30年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第10号	平成30年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第11号	平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第12号	平成30年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第13号	平成30年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第14号	平成30年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第15号	平成30年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第16号	平成30年度小樽市病院事業決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定
元年3定第17号	平成30年度小樽市水道事業決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決算	R元.10.3	認定	R元.12.3	認定

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
元年3定 第18号	平成30年度小樽市下水道事業決算認 定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決 算	R元.10.3	認 定	R元.12.3	認 定
元年3定 第19号	平成30年度小樽市産業廃棄物等処分 事業決算認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決 算	R元.10.3	認 定	R元.12.3	認 定
元年3定 第20号	平成30年度小樽市簡易水道事業決算 認定について	R元.9.3	市長	R元.9.11	決 算	R元.10.3	認 定	R元.12.3	認 定

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元.11.20	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元.5.13	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元.6.7	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R元.6.10	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R元.8.9	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R元.9.5	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R元.9.6	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について	R元.11.22	R元.12.17	継続審査	R元.12.23	継続審査

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R元.11.19	R元.12.19	継続審査	R元.12.23	継続審査

小樽市議会会議録

令和元年 第4回定例会

令和2年2月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111